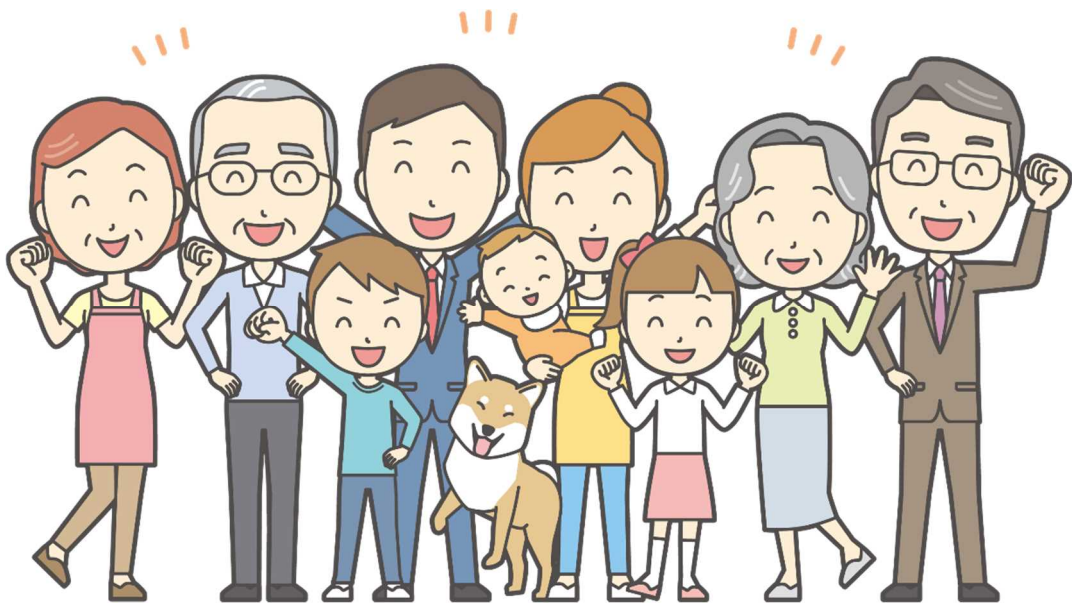


# 第3次愛川町障がい者計画

計画期間【令和3年度～令和8年度】



令和3年3月

愛川町

### 「障害」と「障がい」の表記について

本計画書では、法令や法令上の規定、固有名詞につきましては、従前どおり漢字で表記し、人や人の状態を表す場合はひらがな表記としています。

このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表現となっています。



# 目次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	3
2	計画策定の経緯と国・県の主な動向.....	4
3	計画の位置づけ.....	5
4	計画の期間.....	6
5	計画の策定体制.....	7
第2章	愛川町の現状.....	9
1	統計からみる現状.....	11
2	アンケート調査結果からみる現状.....	21
3	ヒアリング調査の概要.....	41
4	アンケート調査等に基づく主な課題.....	42
第3章	計画の基本的な考え方.....	55
1	計画の基本理念と基本目標.....	57
2	基本目標の内容.....	59
3	施策の方向.....	60
4	施策の体系.....	64
第4章	施策展開.....	69
1	差別の解消及び権利擁護の推進.....	71
2	医療・リハビリテーションの充実.....	74
3	生活の質の向上.....	76
4	自立と社会参加の促進.....	80
5	生活環境の整備の推進.....	85
6	安全・安心対策の推進.....	88
第5章	計画の推進.....	91
1	推進基盤の整備.....	93
2	計画の点検及び評価.....	94
資料編	.....	95
1	計画の策定経過.....	97
2	福祉のまちづくり推進委員会等委員等名簿.....	98
3	用語解説.....	101

# 第 1 章 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨

本町では、障がい者の自立及び社会参加の実現に向け、「ひとりひとりを大切にして、地域での生活をささえる」を基本理念として、平成 27 年 3 月に「第 2 次愛川町障がい者計画」を策定し、障がい者にとっても、障がいのない人にとっても住みよいまちづくりを総合的に展開してきました。

また、平成 30 年 3 月には、「障害者総合支援法」に基づく「第 5 期愛川町障がい福祉計画」と「児童福祉法」に基づく新たな計画となる「第 1 期愛川町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス及び障がい児支援等の円滑な実施に向けた取組みを推進してきました。

この間、国では、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等の動きの中で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成 30 年 3 月に「障害者基本計画（第 4 次）」を策定しました。

また、県では、平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である「津久井やまゆり園」で発生した事件を受けて、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて、「ともに生きる社会かながわ」を目指すために、県議会とともに平成 28 年 10 月 14 日に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定するとともに、平成 31 年 3 月には、この憲章の理念を具現化するため「かながわ障がい者計画（2019 年度～2023 年度）」を策定しました。

こうした中、障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」の問題など、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる環境を整えるために、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本町では「第 2 次愛川町障がい者計画」の計画期間が令和 2 年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、計画対象者のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者福祉施策の推進に向けて計画を策定するものです。

## 2 計画策定の経緯と国・県の主な動向

年度	愛川町障がい者計画策定の経緯	国・県の主な動向
平成13	ニーズ調査等実施	
平成14	第1次計画策定 (計画期間：平成15～19年度)	≪国≫第2次障害者基本計画策定 (計画期間：平成15～24年度)
平成16		≪国≫障害者基本法一部改正 ≪県≫かながわ障害者計画策定 (計画期間：平成16～25年度)
平成17		≪国≫障害者自立支援法成立 ≪国≫発達障害者支援法施行
平成18	第1次計画改定 (障害者自立支援法に基づく第1期障がい福祉計画策定に併せて、計画期間を平成23年度まで延長)	≪国≫障害者自立支援法施行 (一部は平成17年度施行)
平成21		≪県≫神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行
平成22	国の法改正等の動向を踏まえ、第1次計画の計画期間を平成26年度まで延長することを決定	≪国≫障害者自立支援法一部改正
平成23		≪国≫障害者基本法一部改正 ≪国≫障害者虐待防止法成立
平成24		≪国≫障害者虐待防止法施行 ≪国≫障害者総合支援法成立 ≪国≫第3次障害者基本計画策定 (計画期間：平成25～29年度)
平成25	ニーズ調査等実施	≪国≫障害者総合支援法施行 ≪国≫障害者差別解消法成立 ≪国≫障害者優先調達推進法施行
平成26	第2次計画策定 (計画期間：平成27～令和2年度)	≪国≫障害者権利条約批准 ≪県≫かながわ障害者計画策定 (計画期間：平成26～30年度)
平成27		≪県≫神奈川県手話言語条例施行
平成28		≪国≫障害者差別解消法施行 ≪国≫障害者雇用促進法改正 ≪国≫発達障害者支援法改正 ≪県≫ともに生きる社会かながわ憲章策定
平成29		≪国≫第4次障害者基本計画策定 (計画期間：平成30～令和4年度)
平成30		≪国≫障害者総合支援法改正 ≪県≫かながわ障がい者計画策定 (計画期間：令和元～5年度)
令和元	ニーズ調査等実施	
令和2	第3次計画策定 (計画期間：令和3～8年度)	
⋮	⋮	⋮
令和8	第4次計画策定(予定)	



### 3 計画の位置づけ

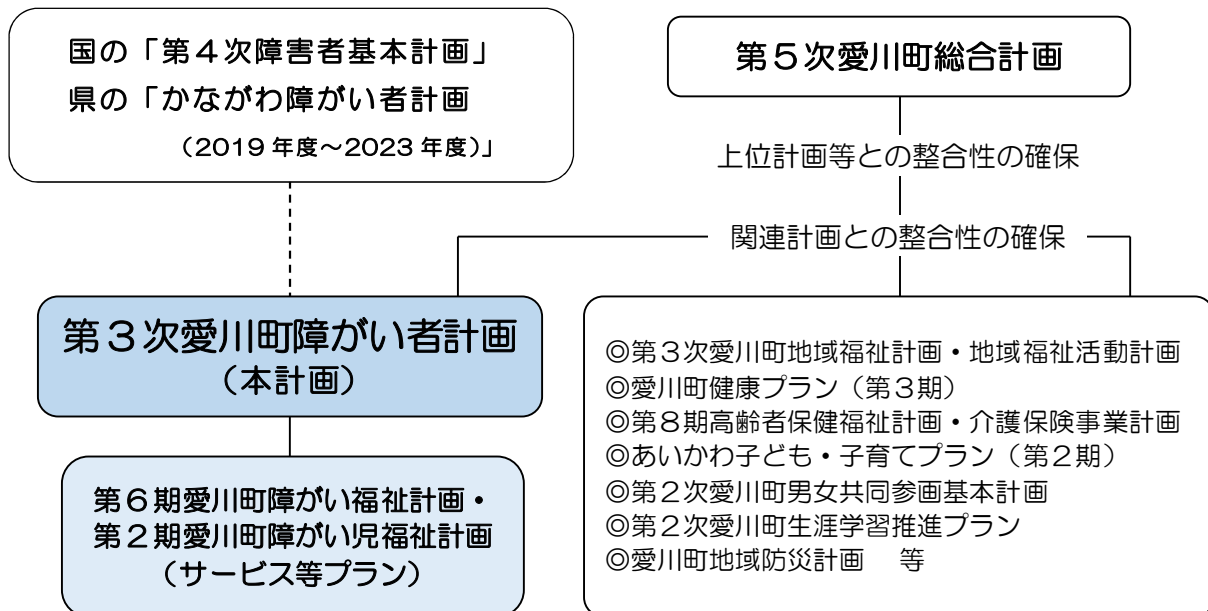
#### (1) 法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障がい者計画」として策定します。  
 また、障害者総合支援法第88条に基づく「愛川町障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「愛川町障がい児福祉計画」との整合性に留意します。

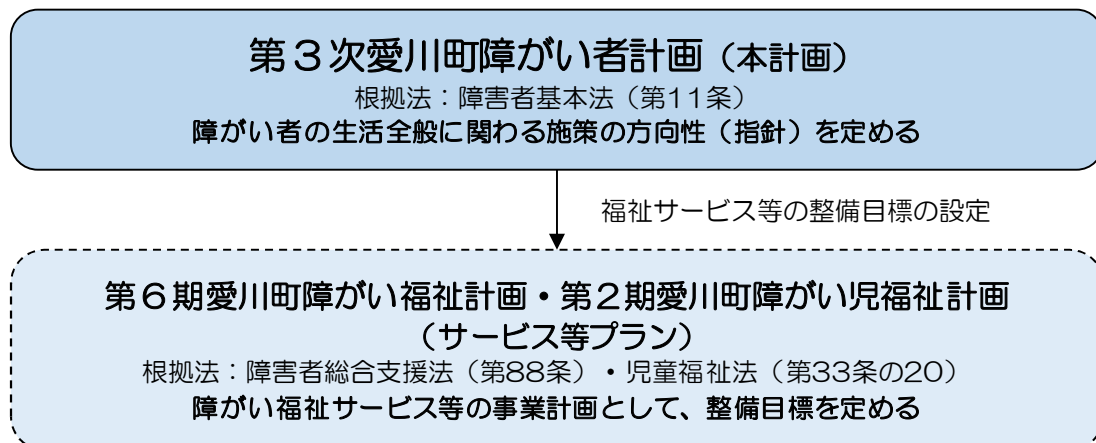
#### (2) 関連計画との調和

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「かながわ障がい者計画」と整合・連携を図るとともに、町の上位計画である「愛川町総合計画」をはじめ「愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」などの関連計画・方針との整合性に配慮して策定します。

#### ■上位・関連計画との関係



#### ■「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との関係



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

ただし、将来における法制度の改正や社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて変更または見直しを行います。

### ■計画の期間

計画	年度	平成 18~20	平成 21~23	平成 24~26	平成 27~29	平成 30~ 令和 2	令和 3~5	令和 6~8
愛川町								
障がい者計画		第1次			第2次		第3次	
障がい福祉計画		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
障がい児福祉計画						第1期	第2期	第3期

## 5 計画の策定体制

### (1) 愛川町福祉のまちづくり推進委員会の開催

計画内容についての協議・検討の場として、医師や福祉関係団体、関係機関職員、公募による町民が参加する「愛川町福祉のまちづくり推進委員会」を開催しました。

### (2) 庁内における会議の開催

計画内容についての協議・検討の場として、町の関係課職員による「ワーキンググループ」や「連絡調整会議」を開催しました。

### (3) アンケート調査の実施

障がい者の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するため、障がい者及び難病等の方を対象に、アンケート調査を実施しました。

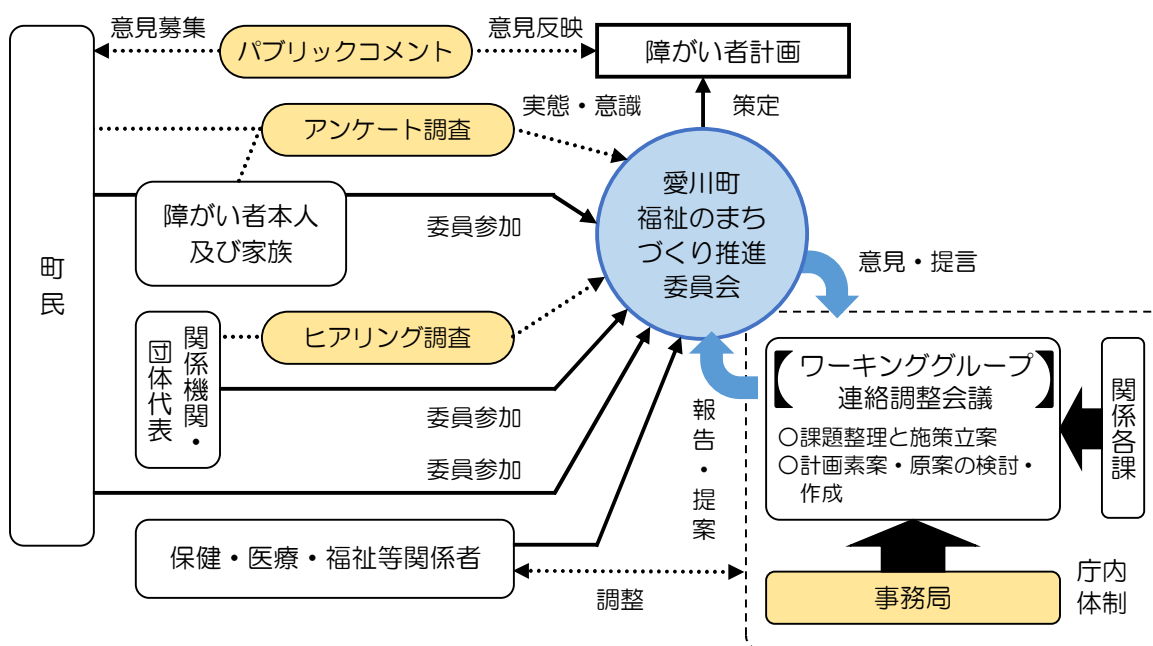
また、町民の障がい等についての理解や考え方、要望等を把握するため、一般町民を対象にアンケート調査を実施しました。

### (4) ヒアリング調査の実施

障がい者とその家族等の実情や意向等を把握するため、町内の当事者団体等を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。





## 第2章 愛川町の現状



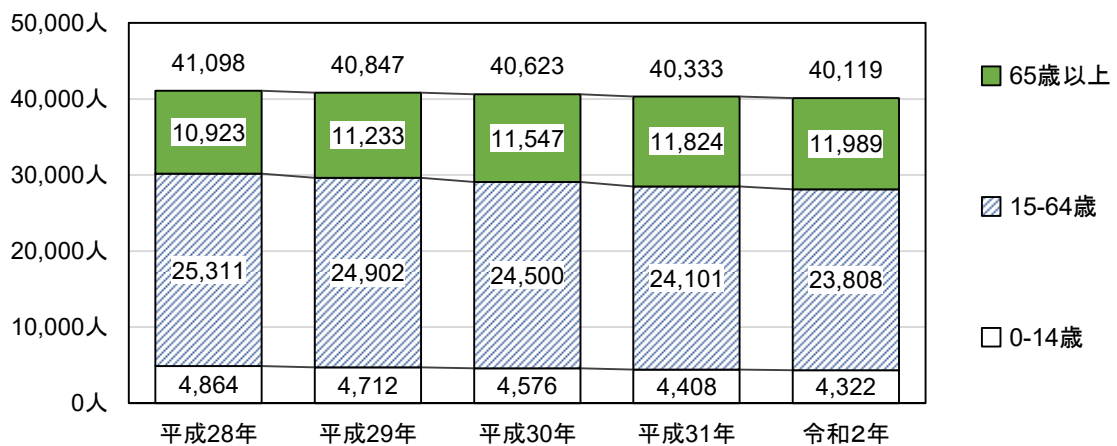
# 1 統計からみる現状

## (1) 人口の動向

本町の人口は近年減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で40,119人となっています。人口構成比をみると、65歳以上の高齢者人口割合が増加しており、令和2年は29.9%となっています。

一方で、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

### ■人口の推移



	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	41,098人	40,847人	40,623人	40,333人	40,119人
65歳以上	10,923人	11,233人	11,547人	11,824人	11,989人
構成比	26.6%	27.5%	28.4%	29.3%	29.9%
15-64歳	25,311人	24,902人	24,500人	24,101人	23,808人
構成比	61.6%	61.0%	60.3%	59.8%	59.3%
0-14歳	4,864人	4,712人	4,576人	4,408人	4,322人
構成比	11.8%	11.5%	11.3%	10.9%	10.8%

※住民基本台帳(各年4月1日現在)

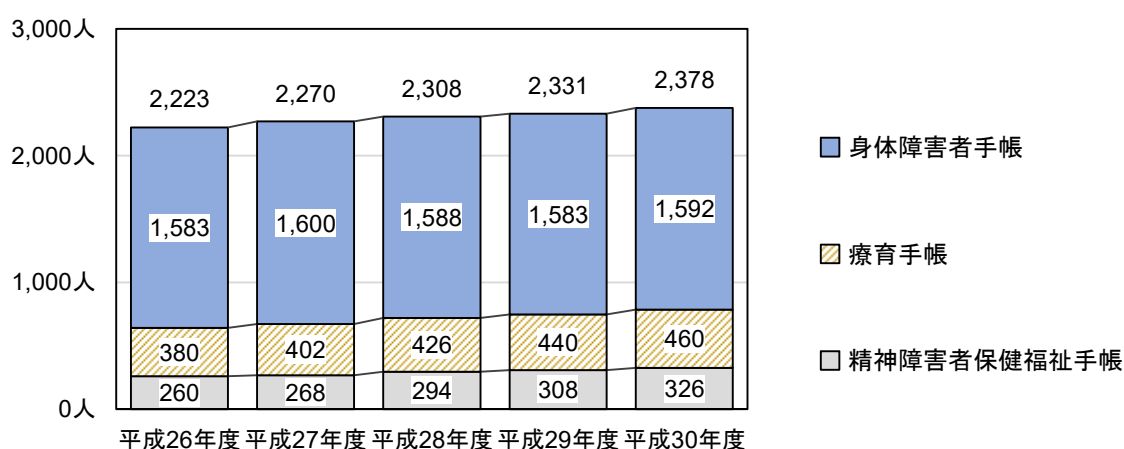
## (2) 手帳所持者数の動向

本町の障がい者手帳所持者数は、年々増加しており、平成30年度は2,378人となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳が1,592人、療育手帳が460人、精神障害者保健福祉手帳が326人となっており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、近年、一貫して増加している状況です。

また、総人口に占める手帳所持者の割合も増加傾向にあり、平成30年度は5.9%となっています。

### ■手帳所持者数の推移



区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳	1,583人	1,600人	1,588人	1,583人	1,592人
療育手帳	380人	402人	426人	440人	460人
精神障害者保健福祉手帳	260人	268人	294人	308人	326人
手帳所持者合計	2,223人	2,270人	2,308人	2,331人	2,378人
総人口	41,254人	41,098人	40,847人	40,623人	40,333人
総人口に占める手帳所持者の割合	5.4%	5.5%	5.7%	5.7%	5.9%

※手帳所持者：神奈川県福祉統計(各年度末現在)

※総人口：住民基本台帳(各年度末現在)

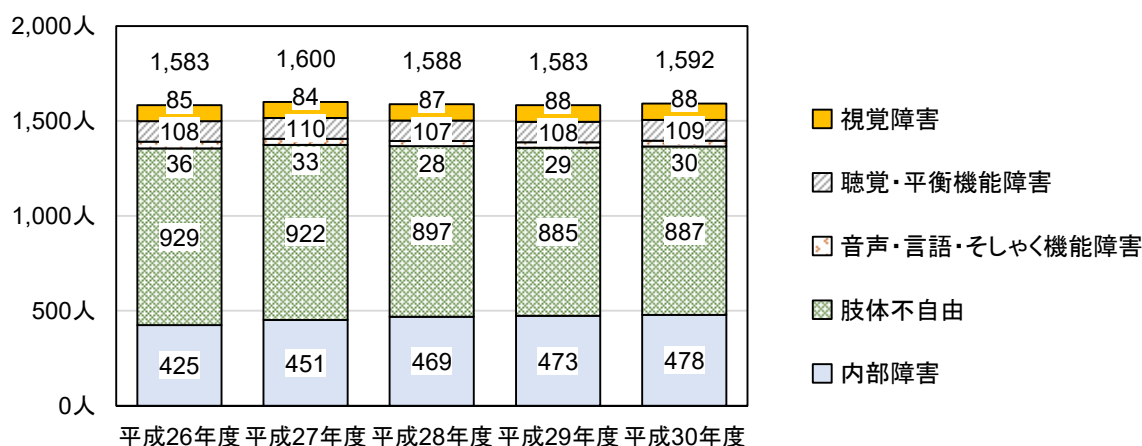


### ①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移しており、平成30年度は1,592人となっています。

障がい種別ごとにみると、「肢体不自由」が887人（55.7%）で最も多く、以下「内部障害」が478人（30.0%）、「聴覚・平衡機能障害」が109人（6.9%）、「視覚障害」が88人（5.5%）、「音声・言語・そしゃく機能障害」が30人（1.9%）となっています。

#### ■障がい種別ごとの手帳所持者数の推移

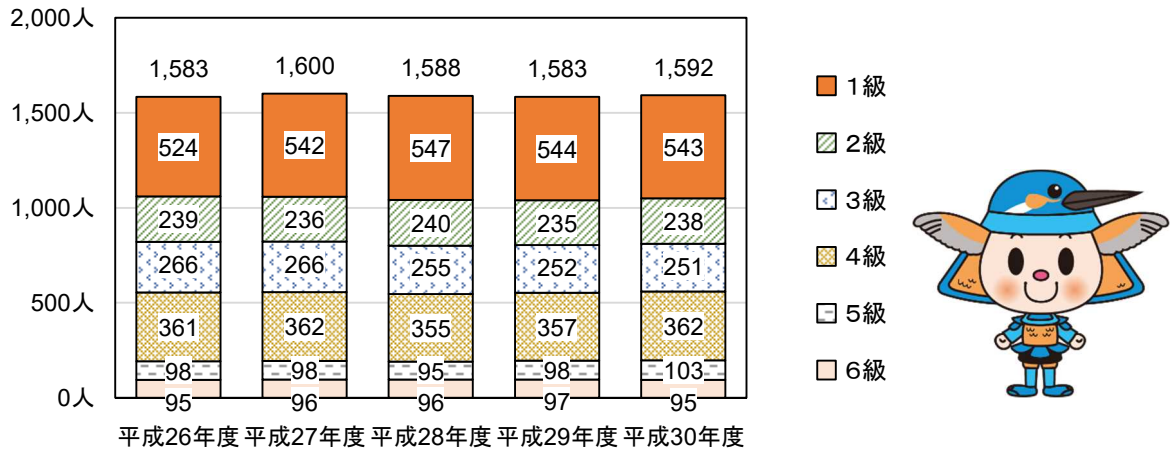


区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	1,583人	1,600人	1,588人	1,583人	1,592人
視覚障害	85人	84人	87人	88人	88人
構成比	5.4%	5.3%	5.5%	5.6%	5.5%
聴覚・平衡機能障害	108人	110人	107人	108人	109人
構成比	6.8%	6.9%	6.7%	6.8%	6.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	36人	33人	28人	29人	30人
構成比	2.3%	2.1%	1.8%	1.8%	1.9%
肢体不自由	929人	922人	897人	885人	887人
構成比	58.7%	57.6%	56.5%	55.9%	55.7%
内部障害	425人	451人	469人	473人	478人
構成比	26.8%	28.2%	29.5%	29.9%	30.0%

※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

等級別にみると、「1級」が543人（34.1%）で最も多く、以下「4級」が362人（22.7%）、「3級」が251人（15.8%）、「2級」が238人（14.9%）、「5級」が103人（6.5%）、「6級」が95人（6.0%）となっています。

■等級別手帳所持者数の推移



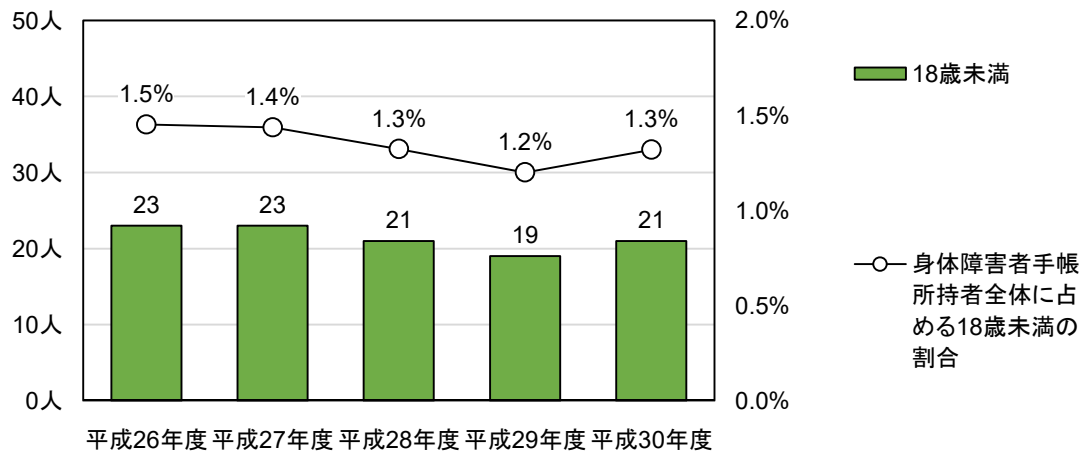
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	1,583人	1,600人	1,588人	1,583人	1,592人
1級	524人	542人	547人	544人	543人
構成比	33.1%	33.9%	34.4%	34.4%	34.1%
2級	239人	236人	240人	235人	238人
構成比	15.1%	14.8%	15.1%	14.8%	14.9%
3級	266人	266人	255人	252人	251人
構成比	16.8%	16.6%	16.1%	15.9%	15.8%
4級	361人	362人	355人	357人	362人
構成比	22.8%	22.6%	22.4%	22.6%	22.7%
5級	98人	98人	95人	98人	103人
構成比	6.2%	6.1%	6.0%	6.2%	6.5%
6級	95人	96人	96人	97人	95人
構成比	6.0%	6.0%	6.0%	6.1%	6.0%

※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は20人前後で推移しており、平成30年度は21人で、身体障害者手帳所持者全体に占める割合は1.3%となっています。

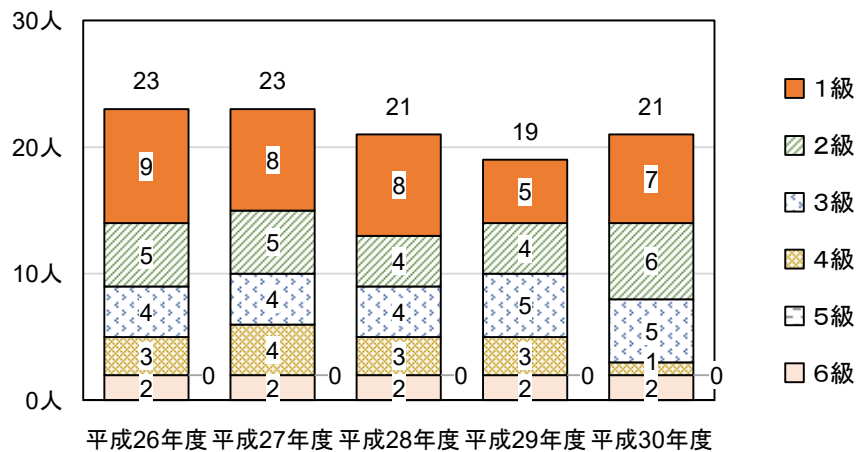
等級別にみると、「1級」が7人で最も多く、以下「2級」が6人、「3級」が5人、「6級」が2人、「4級」が1人となっています。

■ 18歳未満の手帳所持者数の推移



※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

■ 18歳未満の等級別手帳所持者数の推移



※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

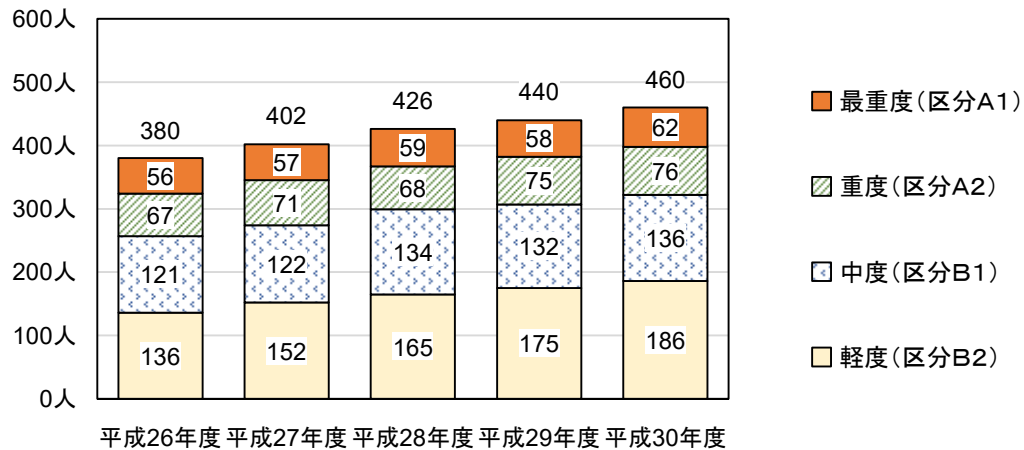


## ②療育手帳所持者

療育手帳所持者数は年々増加しており、平成30年度は460人となっています。

等級別にみると、「軽度」が186人（40.4%）で最も多く、以下「中度」が136人（29.6%）、「重度」が76人（16.5%）、「最重度」が62人（13.5%）となっています。

### ■等級別手帳所持者数の推移



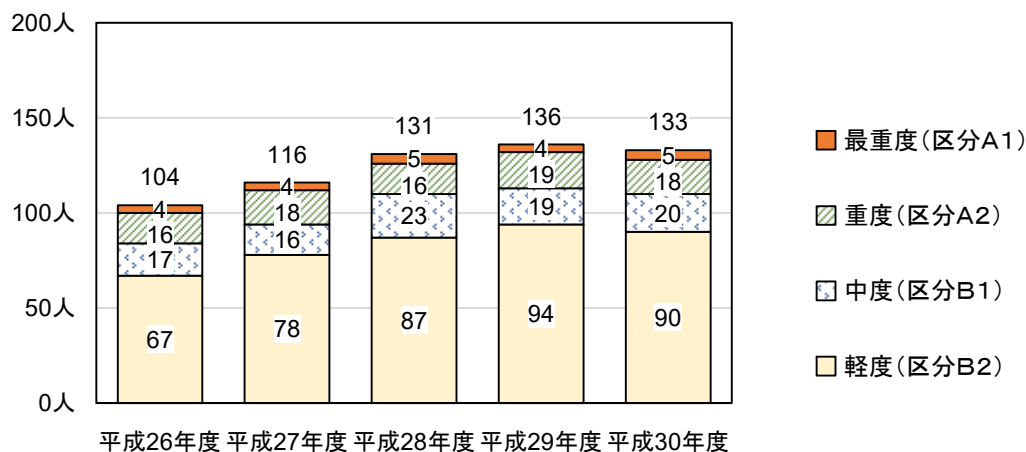
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	380人	402人	426人	440人	460人
最重度(区分A1)	56人	57人	59人	58人	62人
構成比	14.7%	14.2%	13.8%	13.2%	13.5%
重度(区分A2)	67人	71人	68人	75人	76人
構成比	17.6%	17.7%	16.0%	17.0%	16.5%
中度(区分B1)	121人	122人	134人	132人	136人
構成比	31.8%	30.3%	31.5%	30.0%	29.6%
軽度(区分B2)	136人	152人	165人	175人	186人
構成比	35.8%	37.8%	38.7%	39.8%	40.4%

※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にありましたが、平成30年度は減少し、133人で、療育手帳所持者全体に占める割合は28.9%となっています。

等級別にみると、「軽度」が90人で最も多く、以下「中度」が20人、「重度」が18人、「最重度」が5人となっています。

■18歳未満の等級別手帳所持者数の推移



区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	104人	116人	131人	136人	133人
最重度(区分A1)	4人	4人	5人	4人	5人
構成比	3.8%	3.4%	3.8%	2.9%	3.8%
重度(区分A2)	16人	18人	16人	19人	18人
構成比	15.4%	15.5%	12.2%	14.0%	13.5%
中度(区分B1)	17人	16人	23人	19人	20人
構成比	16.3%	13.8%	17.6%	14.0%	15.0%
軽度(区分B2)	67人	78人	87人	94人	90人
構成比	64.4%	67.2%	66.4%	69.1%	67.7%

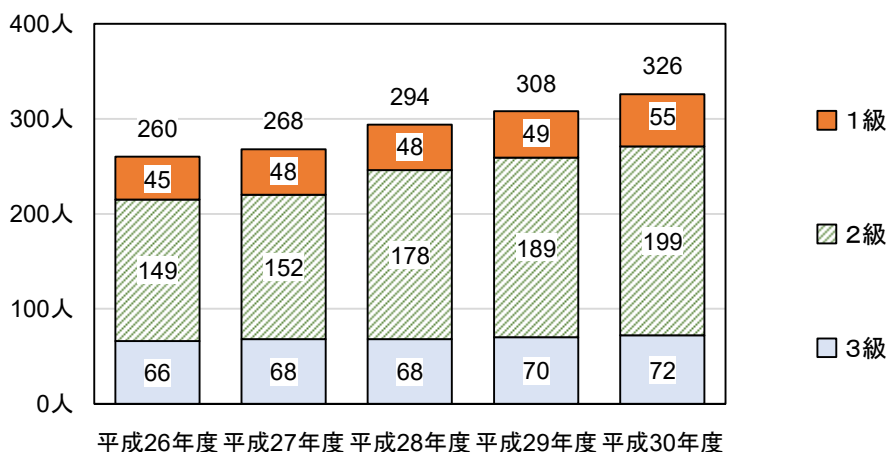
※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

### ③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成30年度は326人となっています。

等級別にみると、「2級」が199人(61.0%)で最も多く、以下「3級」が72人(22.1%)、「1級」が55人(16.9%)となっています。

#### ■等級別手帳所持者数の推移



区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	260人	268人	294人	308人	326人
1級	45人	48人	48人	49人	55人
構成比	17.3%	17.9%	16.3%	15.9%	16.9%
2級	149人	152人	178人	189人	199人
構成比	57.3%	56.7%	60.5%	61.4%	61.0%
3級	66人	68人	68人	70人	72人
構成比	25.4%	25.4%	23.1%	22.7%	22.1%

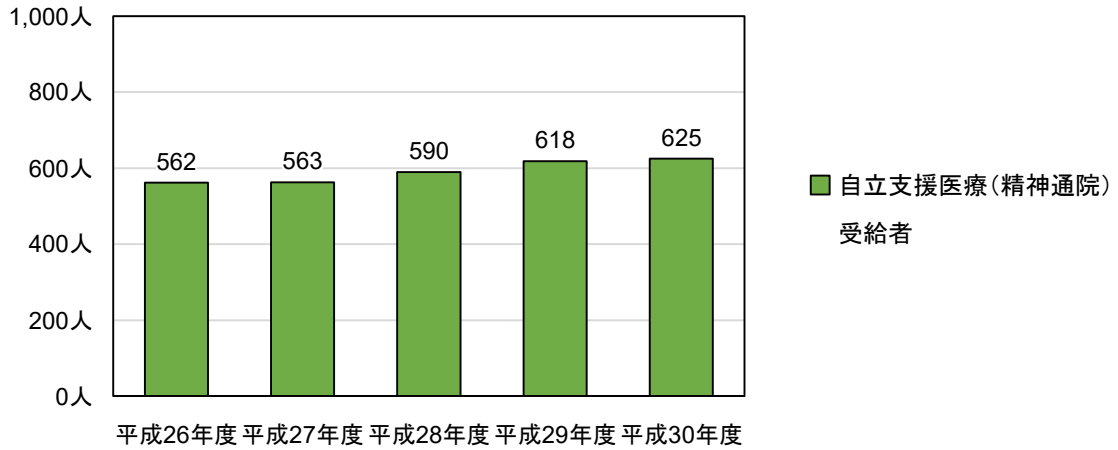
※神奈川県福祉統計(各年度末現在)

#### ④ 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

受給者は年々増加しており、平成30年度は625人となっています。

#### ■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



※愛川町福祉支援課（各年度末現在）

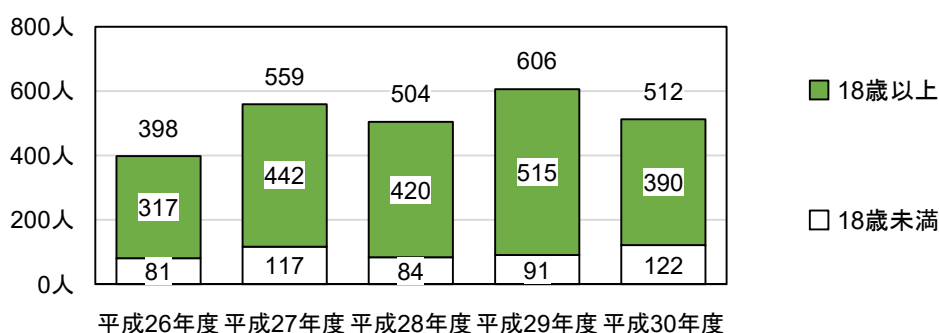
### (3) 相談支援の現状

近年、相談者数の増加や相談内容の多様化・複雑化などにより、相談者・家族・関係機関・地域など総合的な視点での支援が必要となってきたことから、本町では、平成27年度に「障害者総合相談窓口」を設置し、相談支援体制の充実を図っています。

本町における相談支援の状況をみると、相談窓口を設置した平成27年度以降、利用者数は年間500人を超えており、平成30年度の相談支援利用者は512人で18歳以上が390人、18歳未満が122人となっています。

また、延べ相談件数も、平成27年度以降、年間5,000件を超えており、支援内容別の状況をみると、「福祉サービスの利用等に関する支援」が突出して多く、以下「不安の解消・情緒安定に関する支援」や「生活技術に関する支援」、「健康・医療に関する支援」などが多くなっています。

#### ■相談支援利用者（実人数）の推移



※神奈川県福祉統計（各年度末現在）

#### ■支援内容別件数（延べ相談件数）の推移

単位：件

年度	合計	福祉サービスの利用等に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	生活技術に関する支援	健康・医療に関する支援	家族関係に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	就労に関する支援	家計・経済に関する支援	保育・教育に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
平成26年度	3,695	1,145	456	417	390	383	184	144	143	126	120	61	126
平成27年度	5,801	1,808	634	417	656	596	428	168	214	237	156	46	441
平成28年度	5,026	1,880	486	265	627	491	202	204	180	399	133	50	109
平成29年度	5,961	2,058	1,090	369	661	475	220	245	175	299	186	68	115
平成30年度	5,373	1,992	606	602	592	479	128	99	194	289	177	132	83

※神奈川県福祉統計（各年度末現在）



## 2 アンケート調査結果からみる現状

### (1) 調査概要

本町の障がい者及び難病等の方の日常生活の状況、心身の状態、町の福祉施策等に関する意見、また、一般市民の障がい等に関する理解や考え方、要望等をうかがい、参考資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

#### ■調査設計

区分	調査対象	調査方法	調査時期
①障がい者及び難病等の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者及び難病等の方1,500人	郵送による配布・回収	令和元年12月
②一般市民 (障がい者及び難病等の方を除く)	本町に住所がある18歳以上の市民500人 (住民基本台帳から無作為抽出)		

#### ■配布・回収状況

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
①障がい者及び難病等の方	1,500件	744件	49.6%
②一般市民 (障がい者及び難病等の方を除く)	500件	153件	30.6%

#### ■調査結果について

- (n=\*\*\* )という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。
- 手帳未所持及び無回答者がいるため、全体と各手帳所持者の合計の数値は一致しません。

## (2) 調査結果概要

ここでは、主な調査項目に対する回答結果について掲載するとともに、障がい種別ごとの傾向などから本町の現状を確認していきます。

### ① 医療について

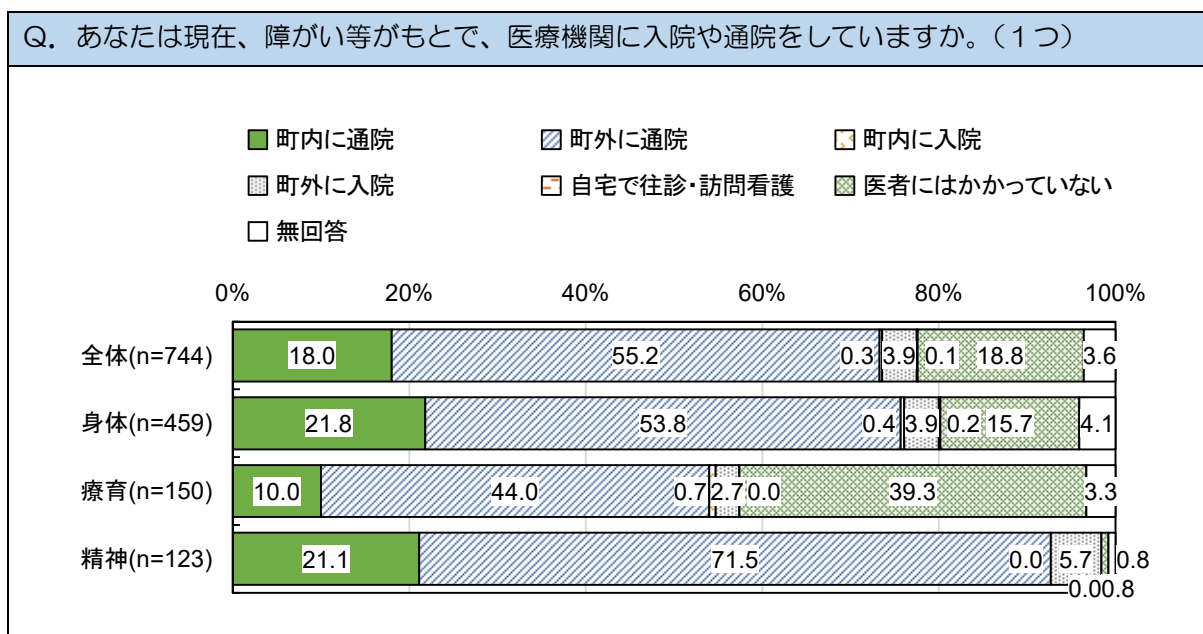
医療機関の受診状況や困っていることなどを尋ねました。

#### ①-1 入院や通院の状況

入院や通院の状況は、全体では「町外に通院」が55.2%で最も多く、以下「医者にはかかっていない」が18.8%、「町内に通院」が18.0%などとなっています。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「町外に通院」が最も多く、特に、精神障害者保健福祉手帳所持者では71.5%を占めています。

#### ■ 入院や通院の状況（障がい者及び難病等の方）



### ①-2 医療のことで困っていること

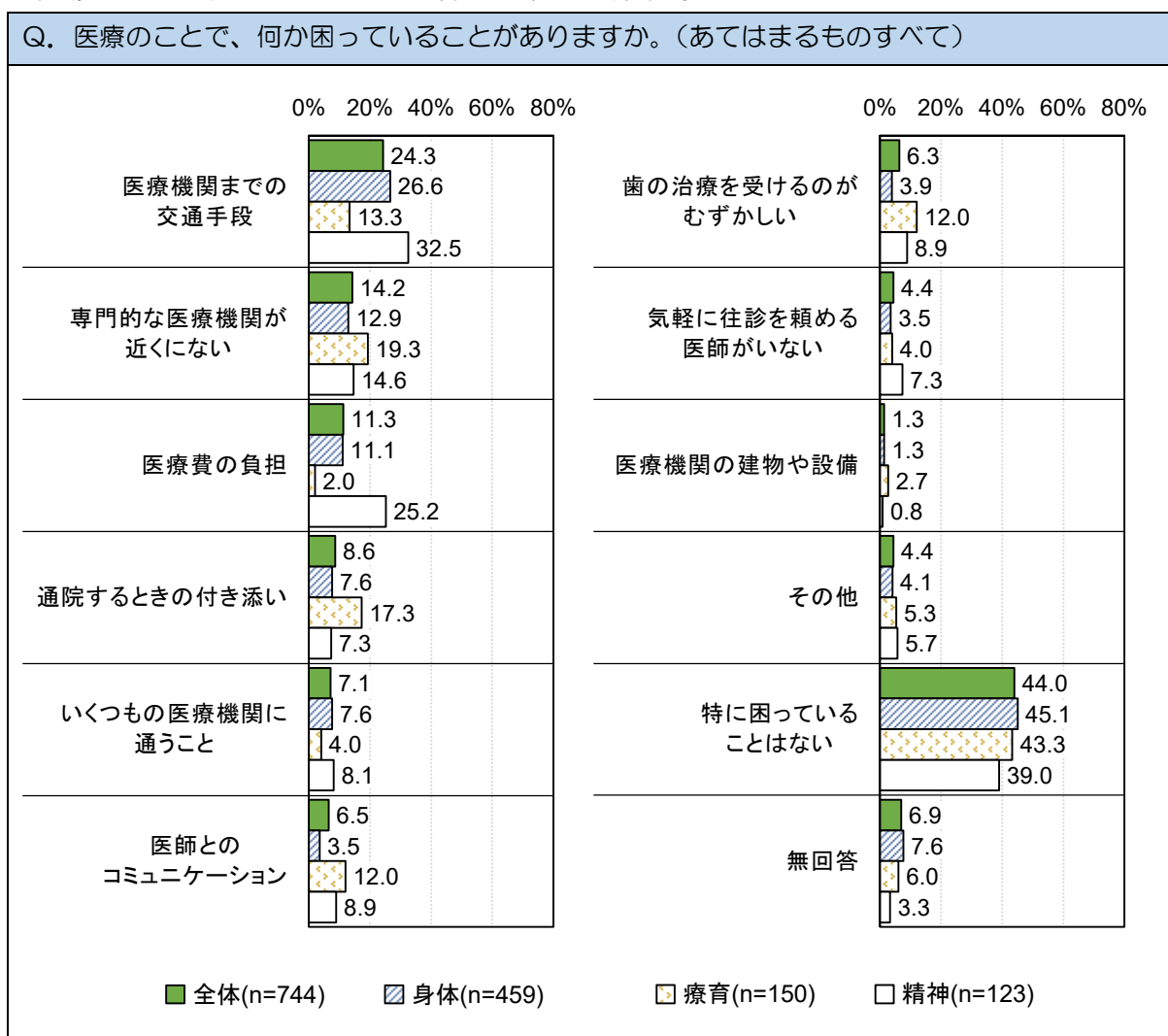
医療のことで困っていることは、全体では「医療機関までの交通手段」が24.3%で最も多く、以下「専門的な医療機関が近くにない」が14.2%、「医療費の負担」が11.3%などとなっています。一方、44.0%が「特に困っていることはない」と回答しています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「医療機関までの交通手段」が最も多く、身体障害者手帳所持者では26.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では32.5%となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「医療費の負担」が25.2%で比較的多くなっています。

療育手帳所持者では、「専門的な医療機関が近くにない」が19.3%で最も多く、次いで「通院するときの付き添い」が17.3%となっています。

#### ■医療のことで困っていること（障がい者及び難病等の方）



## ②住まいについて

現在の暮らしや今後の暮らしの希望などを尋ねました。

現在暮らしている場所は、全体では「自宅」が91.5%を占めています。

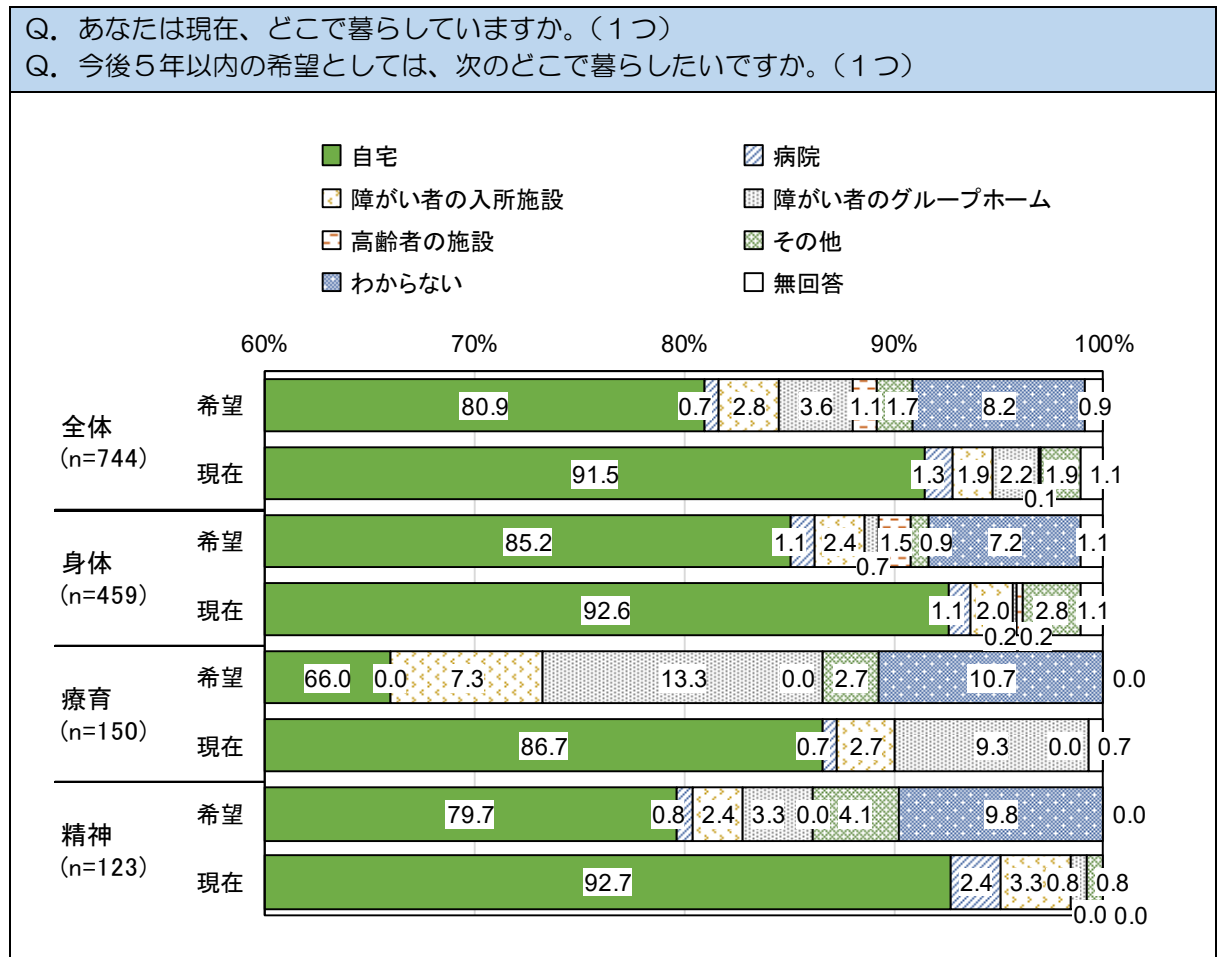
手帳の種類別にみると、いずれの手帳所有者においても「自宅」が大半を占めていますが、療育手帳所有者では「障がい者のグループホーム」が9.3%となっています。

今後5年以内の暮らしの希望は、全体では「自宅」が80.9%を占めており、次いで「わからない」が8.2%となっています。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所有者においても、現在の暮らしと同様に「自宅」が大半を占めています。

その中で、療育手帳所有者では「障がい者のグループホーム」が13.3%、「障がい者の入所施設」が7.3%など、他の手帳所有者より高い割合となっています。

### ■現在の暮らしと将来の暮らし（障がい者及び難病等の方）



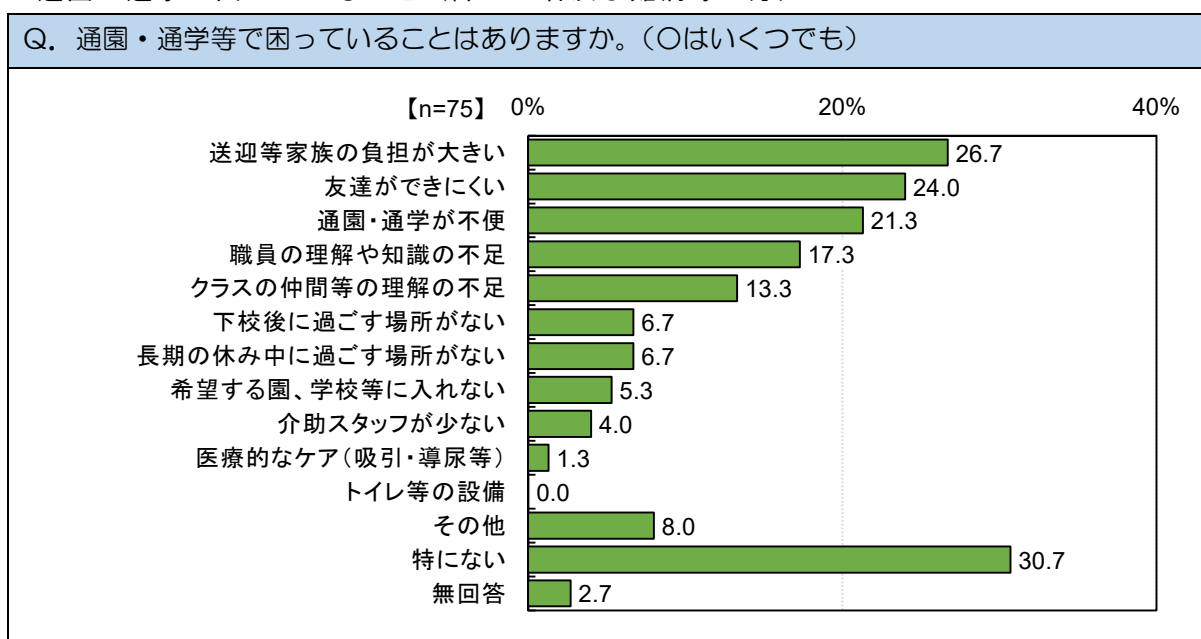
### ③保育・教育について【通園・通学している方のみ】

通園・通学等で困っていることや相談窓口に望むことなどを尋ねました。

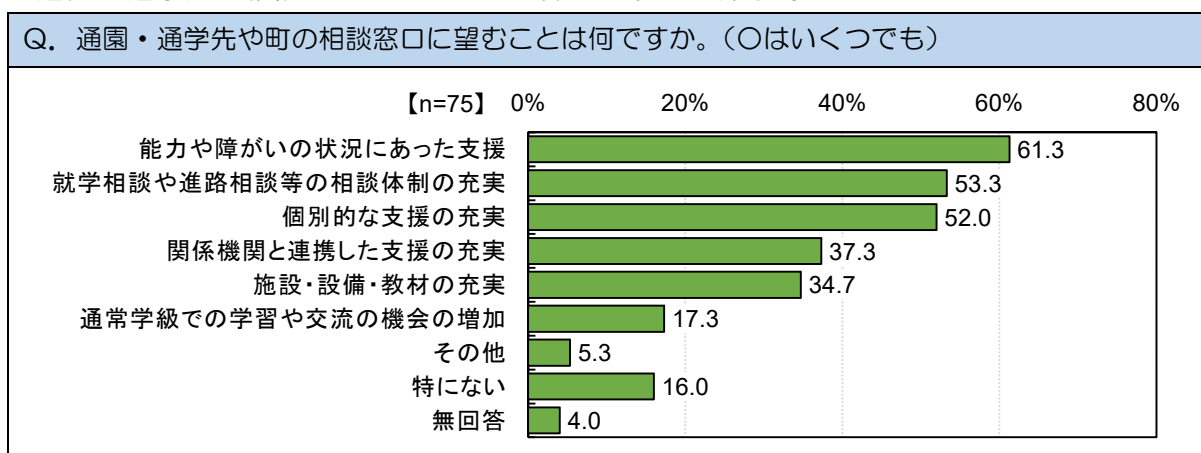
通園・通学で困っていることは、「送迎等家族の負担が大きい」が26.7%で最も多く、以下「友達ができにくい」が24.0%、「通園・通学が不便」が21.3%などとなっています。一方、30.7%が「特にない」と回答しています。

通園・通学先や町の相談窓口に望むことは、「能力や障がいの状況にあった支援」が61.3%で最も多く、以下「就学相談や進路相談等の相談体制の充実」が53.3%、「個別的な支援の充実」が52.0%などとなっています。

#### ■通園・通学で困っていること（障がい者及び難病等の方）



#### ■通園・通学先や相談窓口に望むこと（障がい者及び難病等の方）



#### ④就労について【通園・通学している方以外】

就労状況や働く上で大切なことなどを尋ねました。

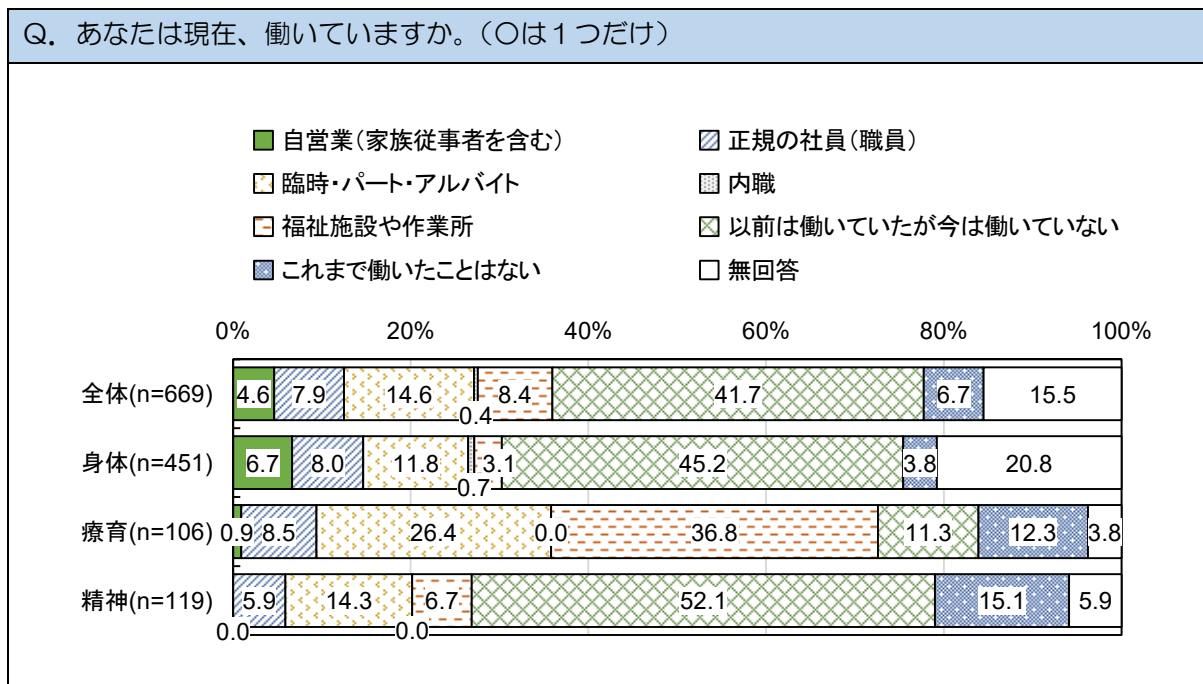
##### ④－1 就労状況

就労状況は、全体では「以前は働いていたが今は働いていない」が41.7%で最も多く、以下、「臨時・パート・アルバイト」が14.6%、「福祉施設や作業所」が8.4%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳は「以前は働いていたが今は働いていない」が最も多くなっています。

一方、療育手帳所持者では「福祉施設や作業所」が36.8%で最も多く、次いで「臨時・パート・アルバイト」が26.4%となっており、就労している割合が比較的高くなっています。

#### ■就労状況（障がい者及び難病等の方）

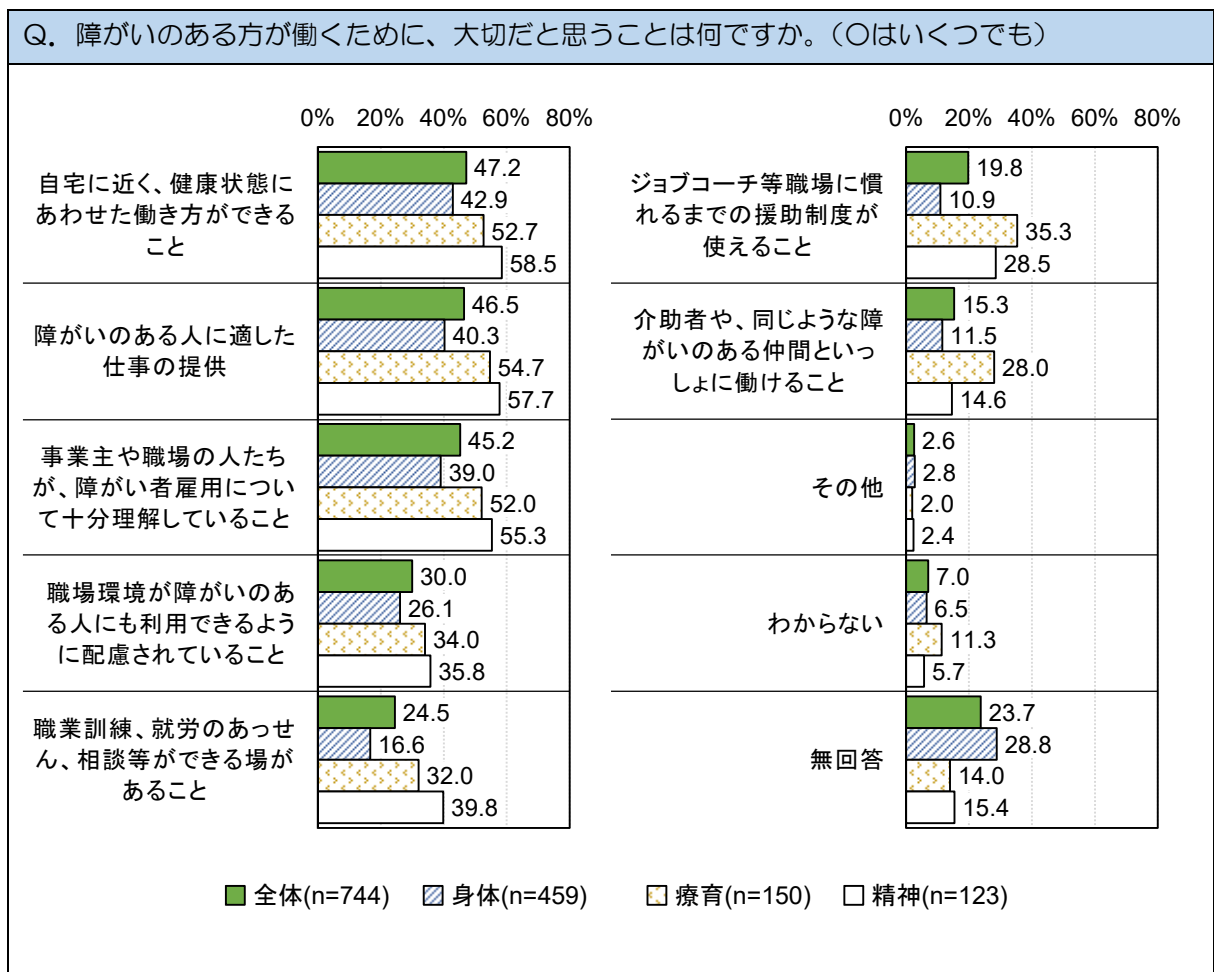


#### ④-2 障がいのある方が働くために大切なこと

障がいのある方が働くために大切なことは、全体では「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が47.2%で最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事の提供」が46.5%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が45.2%などとなっています。

手帳の種類別にみると、上位3項目については、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において特に割合が高く、いずれも過半数を占めています。

#### ■障がいのある方が働くために大切なこと（障がい者及び難病等の方）



## ⑤地域の行事や活動への参加について

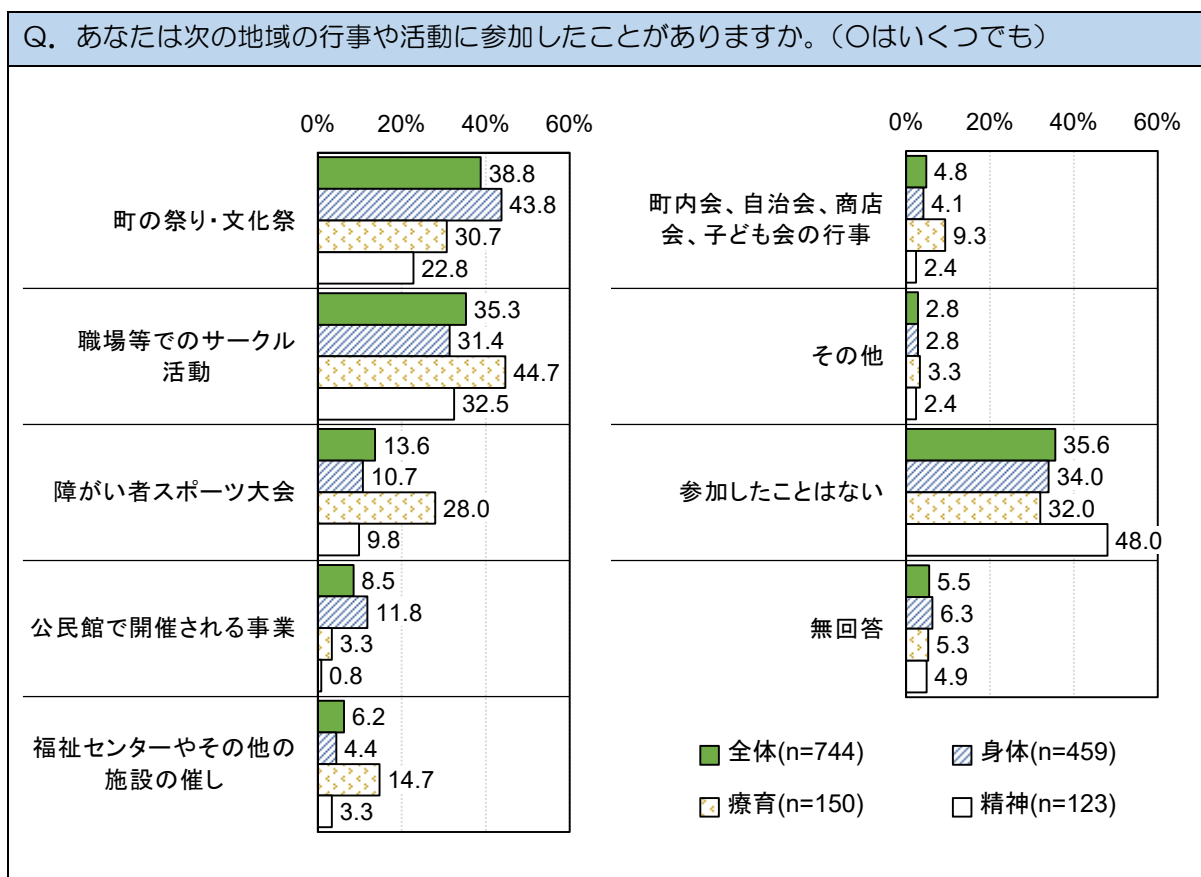
地域の行事や活動への参加状況や参加しない理由などを尋ねました。

### ⑤-1 地域の行事や活動の参加状況

地域の行事や活動への参加状況は、全体では「町の祭り・文化祭」が38.8%で最も多く、次いで「職場等でのサークル活動」が35.3%、「障がい者スポーツ大会」が13.6%、「公民館で開催される事業」が8.5%などとなっています。なお、35.6%が「参加したことはない」と回答しています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では、「町の祭り・文化祭」、療育手帳所持者では「職場等でのサークル活動」や「障がい者スポーツ大会」が比較的多くなっています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「参加したことはない」が48.0%で、他の手帳所持者より多くなっています。

#### ■地域の行事や活動の参加状況（障がい者及び難病等の方）





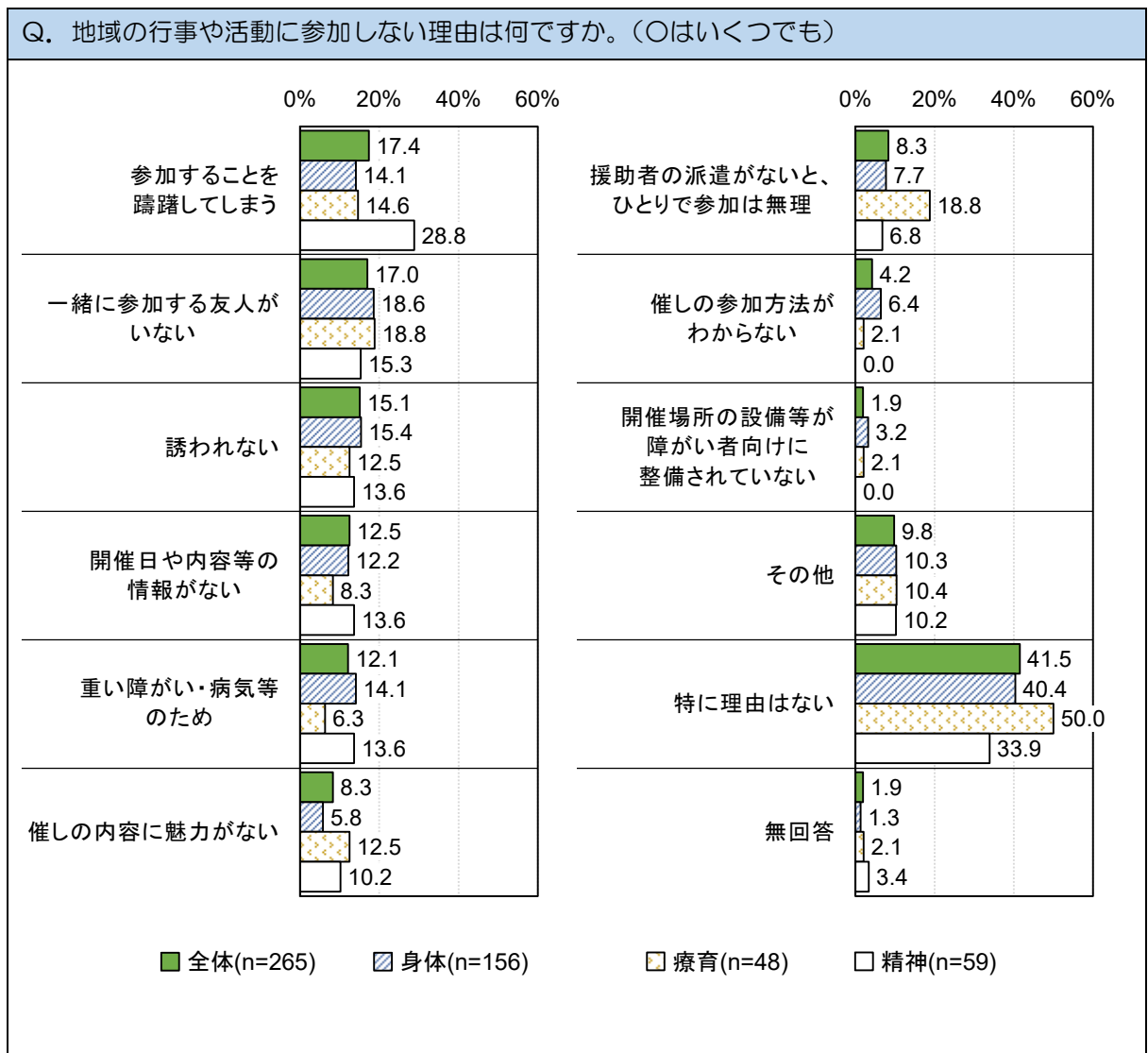
### ⑤-2 地域の行事や活動に参加しない理由

地域の行事や活動に参加しない理由は、全体では「参加することを躊躇してしまう」が17.4%で最も多く、以下「一緒に参加する友人がいない」が17.0%、「誘われない」が15.1%、「開催日や内容等の情報がない」が12.5%などとなっています。

手帳の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「参加することを躊躇してしまう」が28.8%で他の手帳所持者と比較すると特に多くなっています。

また、療育手帳所持者では「援助者の派遣がないと、ひとりで参加は無理」が18.8%で、「一緒に参加する友人がいない」と並んで最も多くなっています。

#### ■地域の行事や活動に参加しない理由（障がい者及び難病等の方）



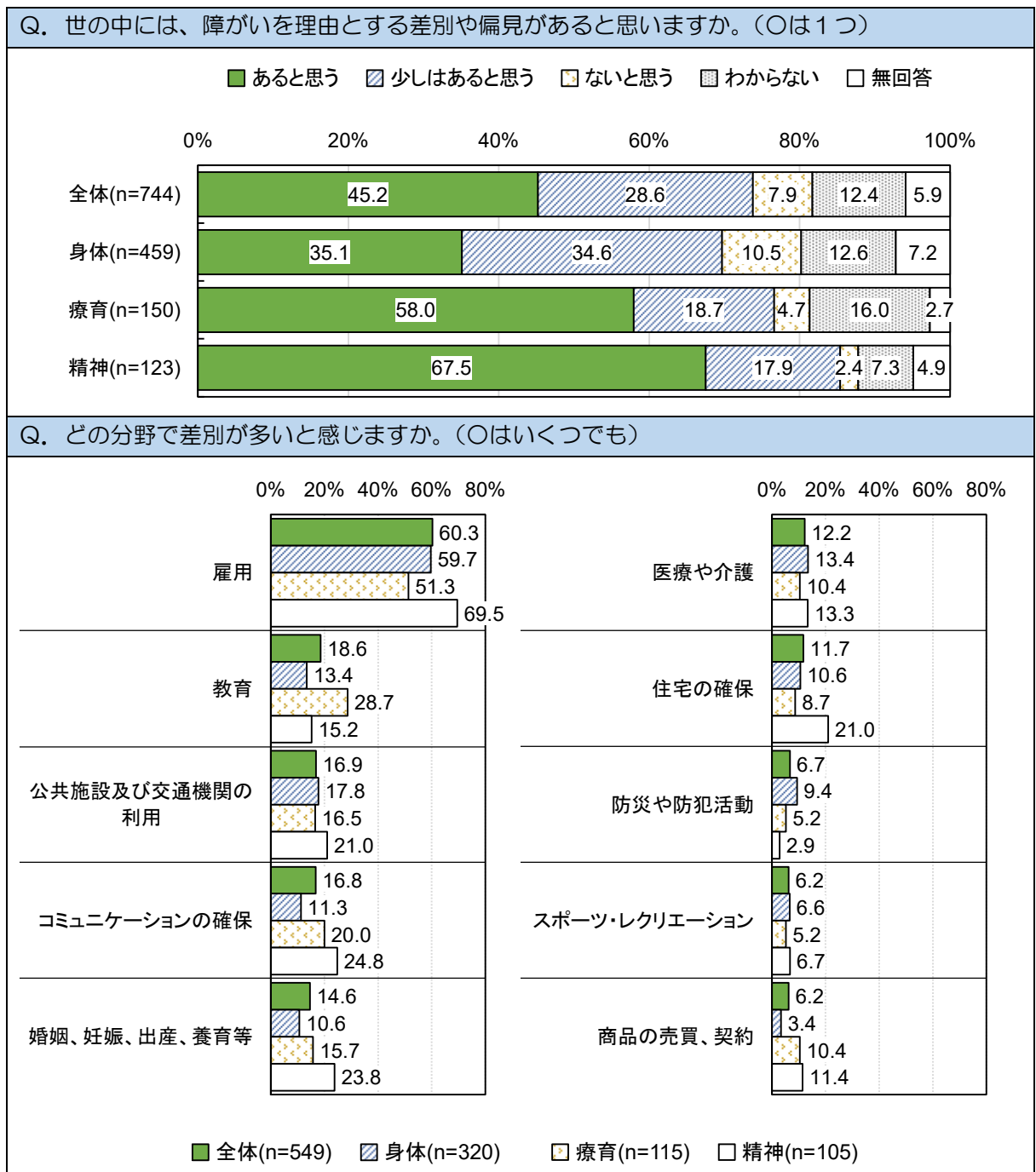
## ⑥障がいを理由とする差別や偏見について

障がいを理由とする差別や偏見の有無や、差別が多いと感じる分野などを尋ねました。

障がいを理由とする差別や偏見は、全体では「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると73.8%となっており、手帳の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者においては85.4%、療育手帳所持者では76.7%を占めています。

差別が多いと感じる分野は、全体では「雇用」が圧倒的に多く、60.3%となっており、手帳の種類別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では69.5%を占めています。

### ■障がいを理由とする差別や偏見（障がい者及び難病等の方・一般市民）



## ⑦ヘルプマークについて

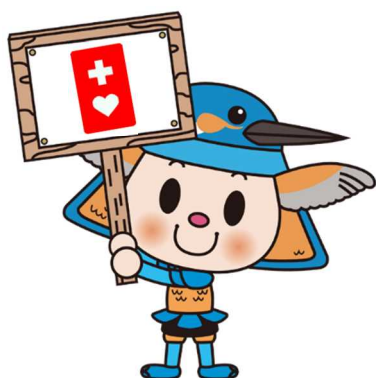
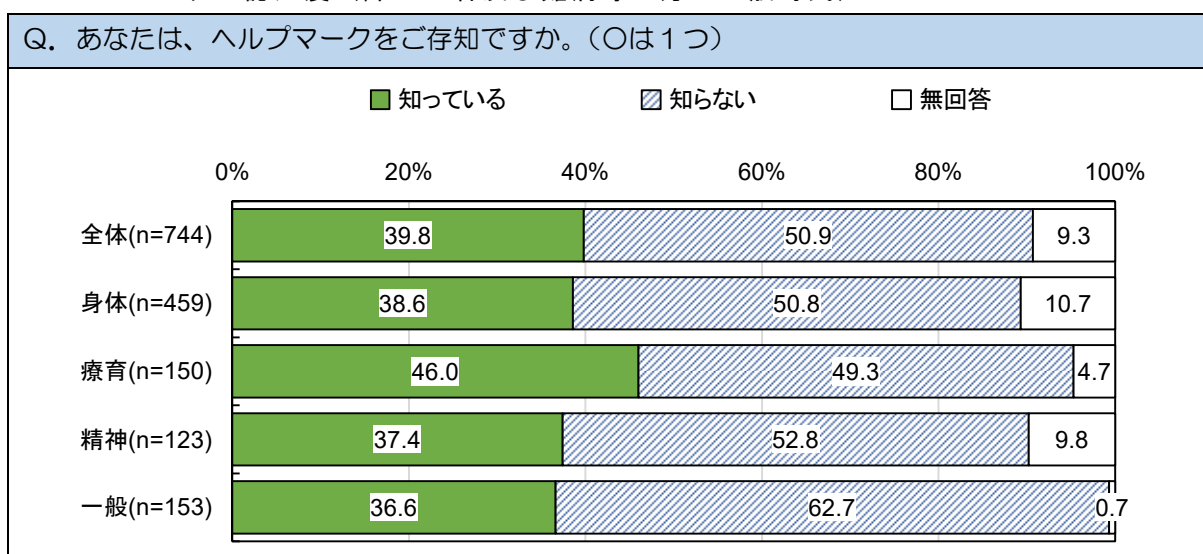
障がい者及び難病等の方や一般市民に対してヘルプマークの認知度を尋ねました。

ヘルプマークの認知度について、障がい者及び難病等の方全体では、「知らない」が50.9%、「知っている」が39.8%となっています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「知っている」が46.0%で他の手帳所持者と比較すると認知度がやや高くなっています。

一般市民においては、「知らない」が62.7%を占めており、手帳所持者より認知度がやや低くなっています。

### ■ヘルプマークの認知度（障がい者及び難病等の方・一般市民）



ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

神奈川県では平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいます。愛川町でも普及啓発に向けた広報活動に取り組むとともに、役場の窓口で配布をしています。

## ⑧ 主な介助者について

主な介助者の有無や主な介助者の年齢などについて尋ねました。

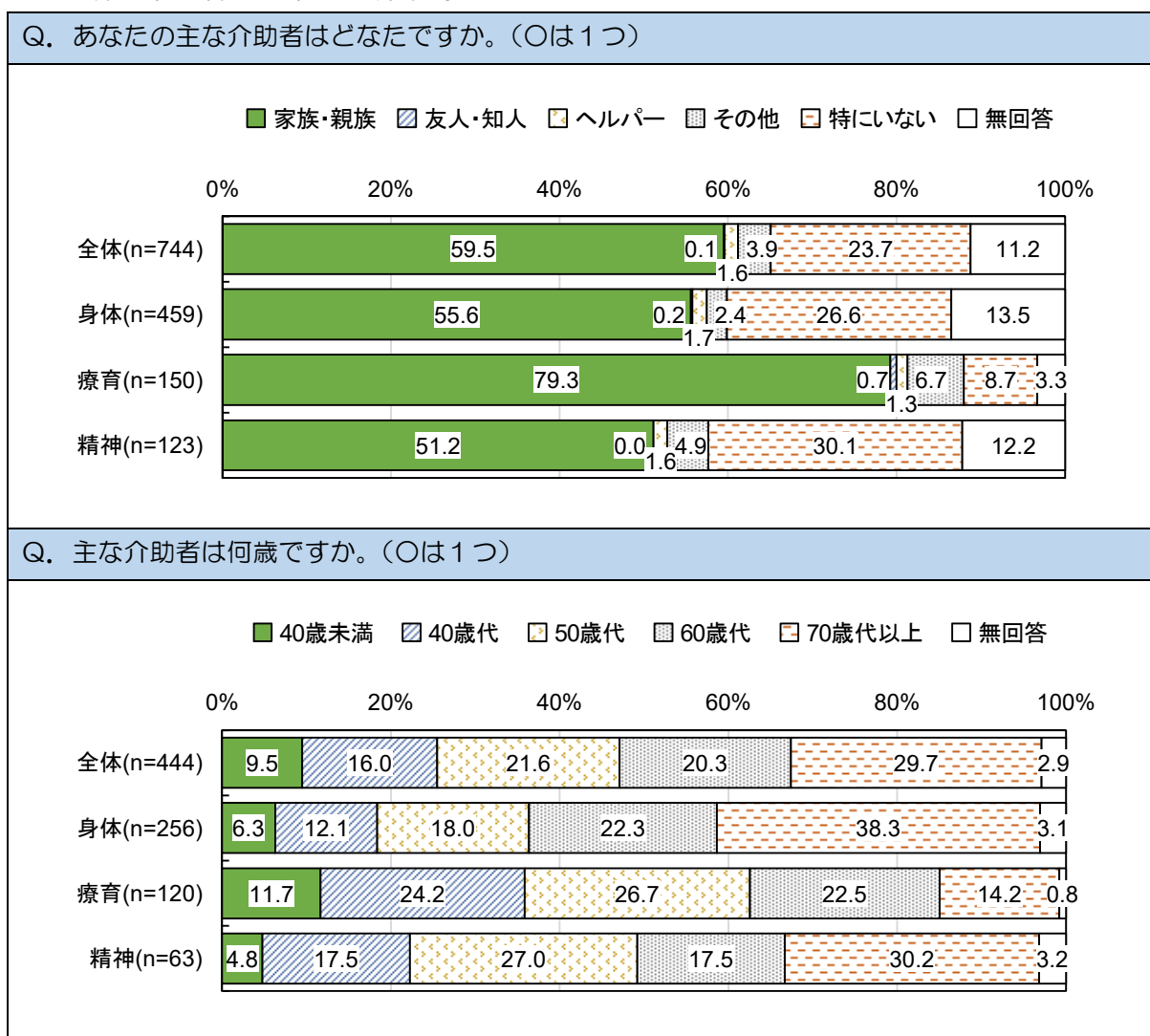
主な介助者は、全体では「家族・親族」が 59.5%で最も多く、次いで「特にない」が 23.7%となっています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「家族・親族」が 79.3%を占めています。

主な介助者の年齢は、全体では「70 歳代以上」が 29.7%で最も多く、以下「50 歳代」が 21.6%、「60 歳代」が 20.3%など、50 歳代以上が大半を占めています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「70 歳代以上」が最も多くなっていますが、療育手帳所持者では「50 歳代」が 26.7%で最も多く、次いで「40 歳代」が 24.2%で、比較的低い年代が多くなっています。

### ■ 主な介助者（障がい者及び難病等の方）



### ⑨災害時の避難等について

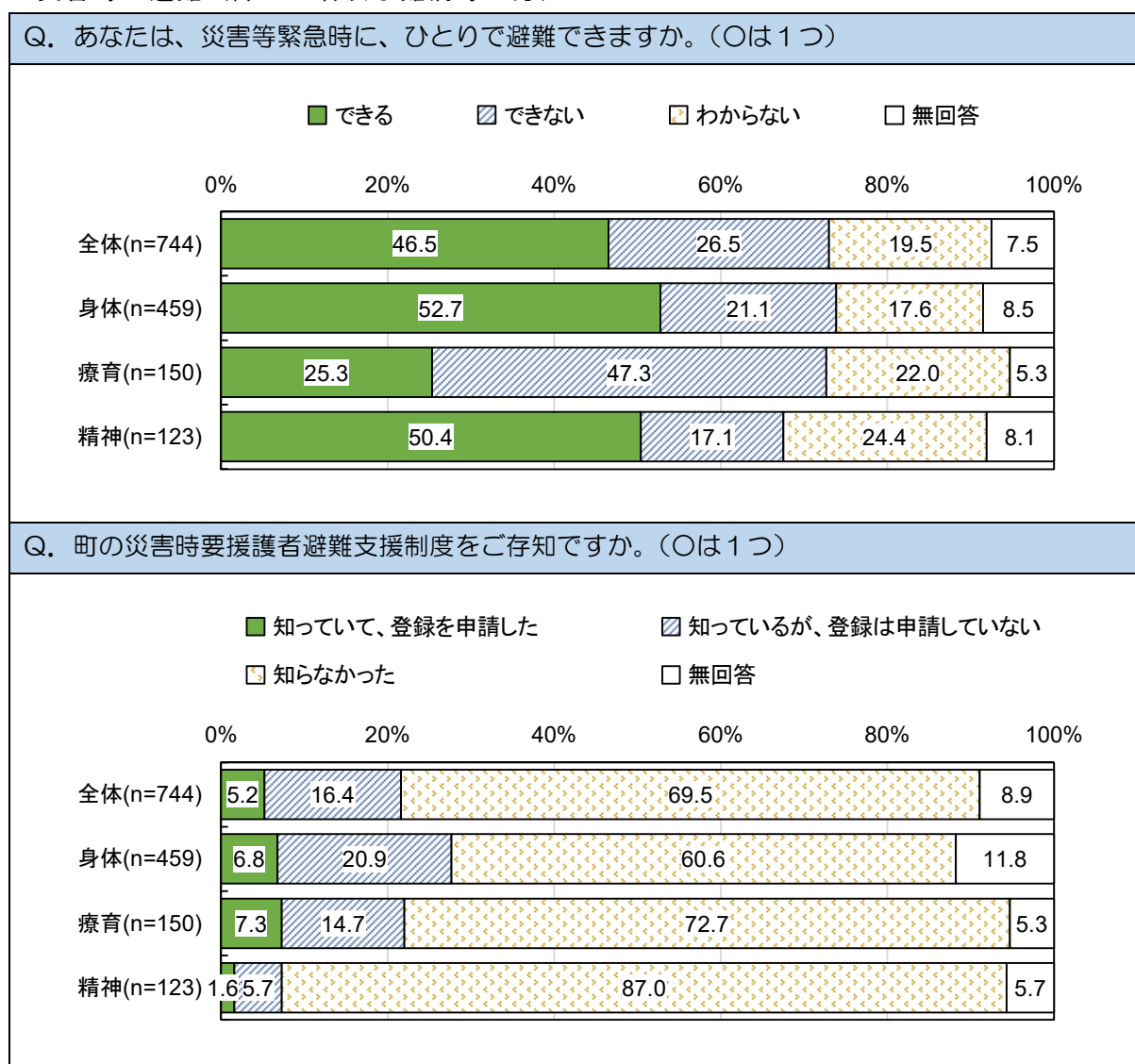
災害時等の緊急時にひとりで避難できるかどうかや災害時要援護者避難支援制度などについて尋ねました。

災害時等の緊急時に、ひとりで避難できるかについては、全体では「できる」が46.5%で最も多く、以下「できない」が26.5%、「わからない」が19.5%となっています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「できない」が47.3%となっており、他の手帳所持者と比較すると多くなっています。

町の災害時要援護者避難支援制度については、全体では「知らなかった」が69.5%で最も多く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では87.0%を占めています。

#### ■災害時の避難（障がい者及び難病等の方）



## ⑩ 権利擁護について

権利擁護について、人権侵害等にあたる行為の経験や成年後見制度の利用意向などについて尋ねました。

### ⑩-1 権利擁護に関する質問

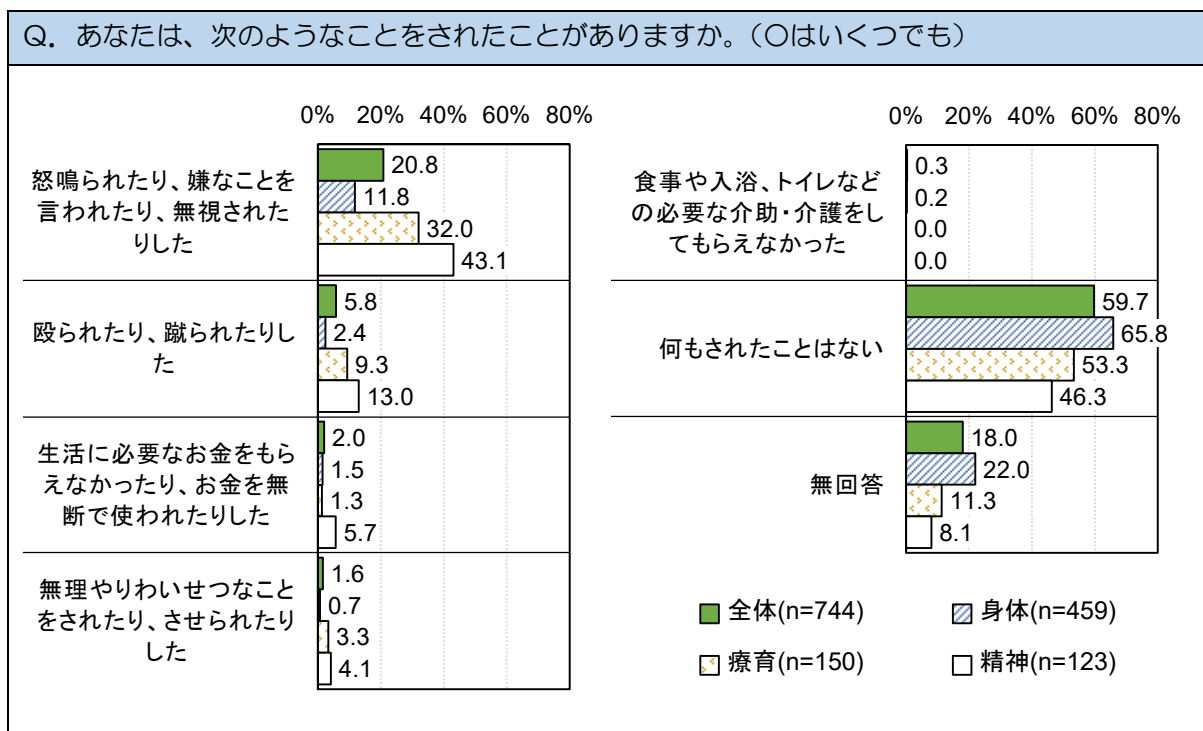
次のようなことをされたことがあるかという質問に対して、全体では「何もされたことはない」が59.7%を占めています。

一方で、「怒鳴られたり、嫌なことを言われたり、無視されたりした」が20.8%、「殴られたり、蹴られたりした」が5.8%などとなっています。

手帳の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「怒鳴られたり、嫌なことを言われたり、無視されたりした」が43.1%、「殴られたり、蹴られたりした」が13.0%で、手帳所持者ではいずれも最も多くなっています。

また、療育手帳所持者では、「怒鳴られたり、嫌なことを言われたり、無視されたりした」が32.0%で精神障害者保健福祉手帳所持者に次いで多くなっています。

#### ■ 権利擁護に関する質問（障がい者及び難病等の方）



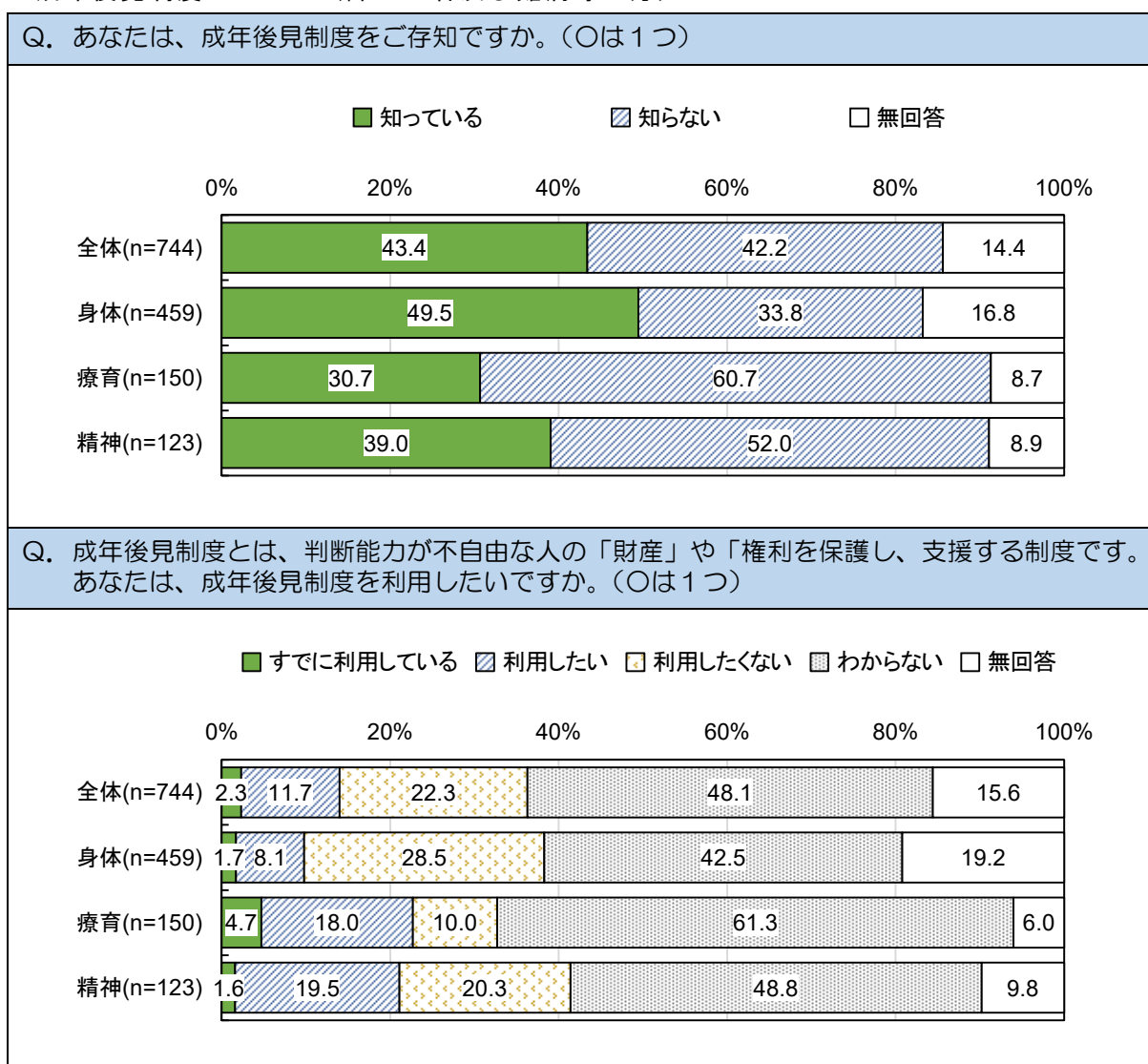
## ⑩－２ 成年後見制度について

成年後見制度について、全体では「知っている」が43.4%、「知らない」が42.2%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「知っている」が49.5%で「知らない」を上回っているのに対し、療育手帳所持者では「知らない」が60.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では52.0%となっており、いずれも「知らない」との回答が過半数を占めています。

成年後見制度の利用意向は、全体では「わからない」が48.1%で最も多くなっており、手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では特に多く61.3%を占めています。

### ■ 成年後見制度について（障がい者及び難病等の方）



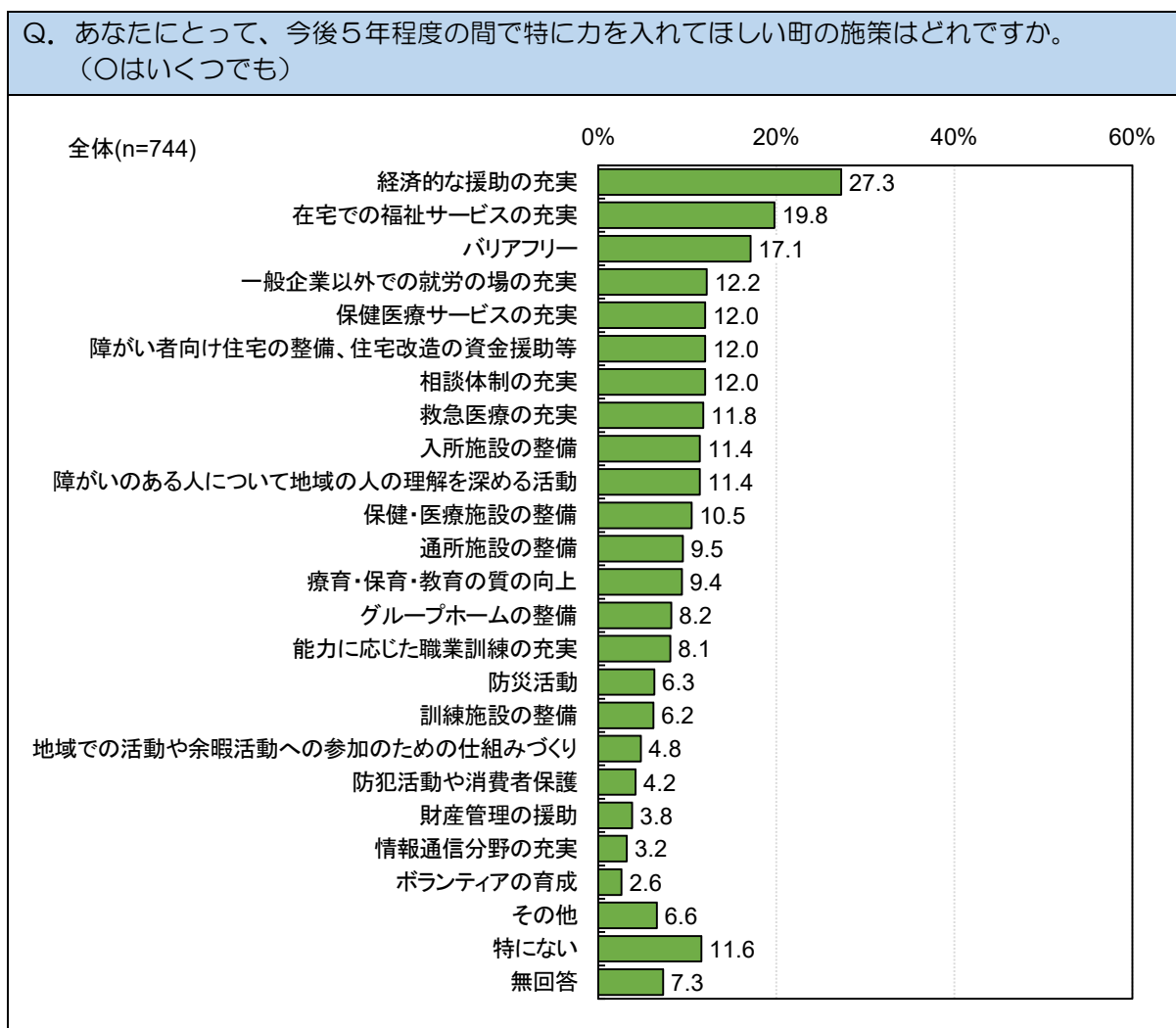
## ⑪ 今後力を入れてほしい町の施策

今後5年程度の間で特に力を入れてほしい障がい者福祉施策について尋ねました。

### ⑪-1 今後力を入れてほしい町の施策（全体）

今後5年程度の間で特に力を入れてほしい町の施策は、全体では「経済的な援助の充実」が27.3%で最も多く、以下「在宅での福祉サービスの充実」が19.8%、「バリアフリー」が17.1%、「一般企業以外での就労の場の充実」が12.2%などとなっています。

#### ■ 今後力を入れてほしい町の施策（障がい者及び難病等の方）

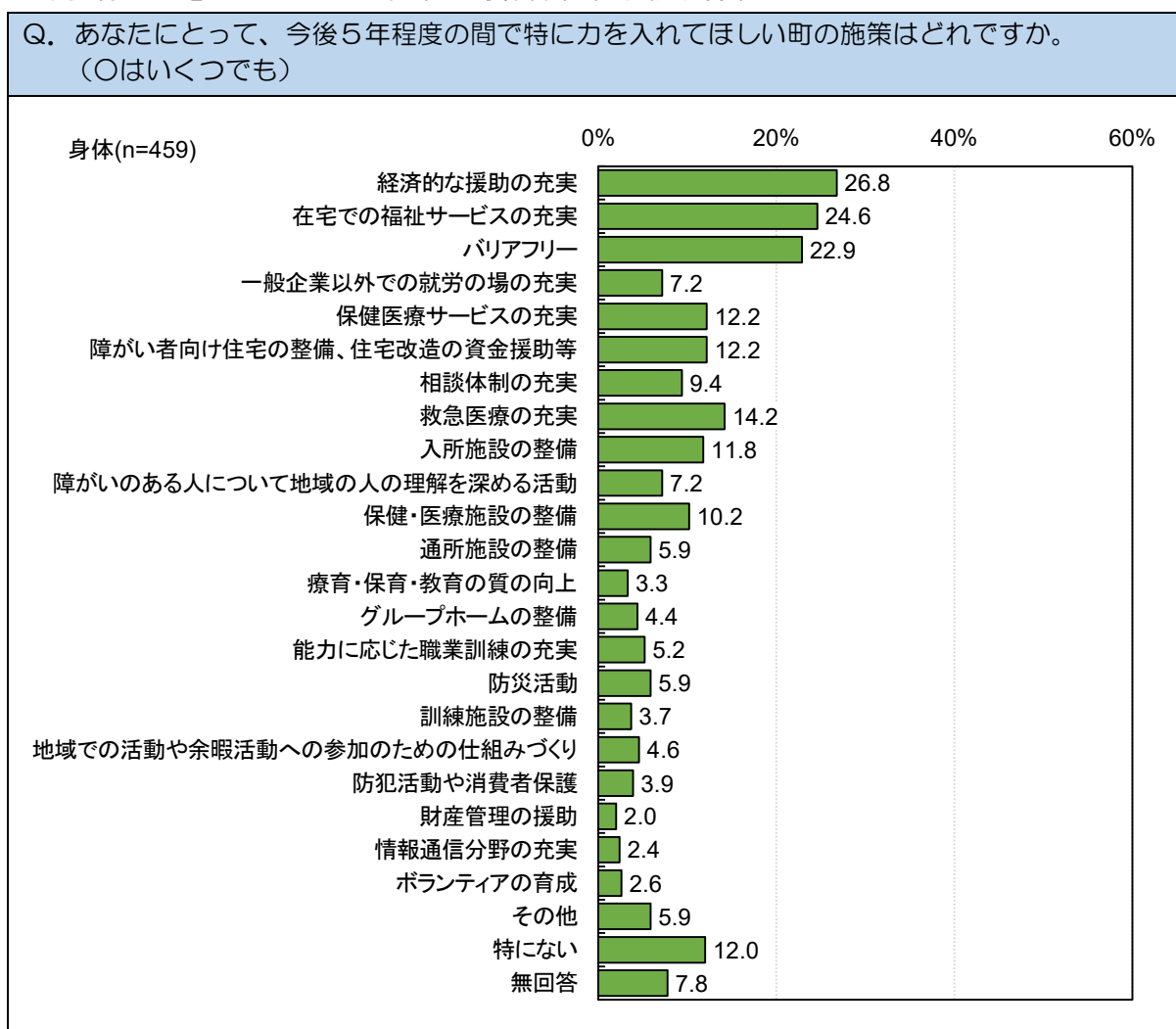




⑪－２ 今後力を入れてほしい町の施策（身体障害者手帳所持者）

今後5年程度の間で特に力を入れてほしい町の施策について、身体障害者手帳所持者では「経済的な援助の充実」が26.8%で最も多く、以下「在宅での福祉サービスの充実」が24.6%、「バリアフリー」が22.9%、「救急医療の充実」が14.2%などとなっています。

■今後特に力を入れてほしい施策（身体障害者手帳所持者）

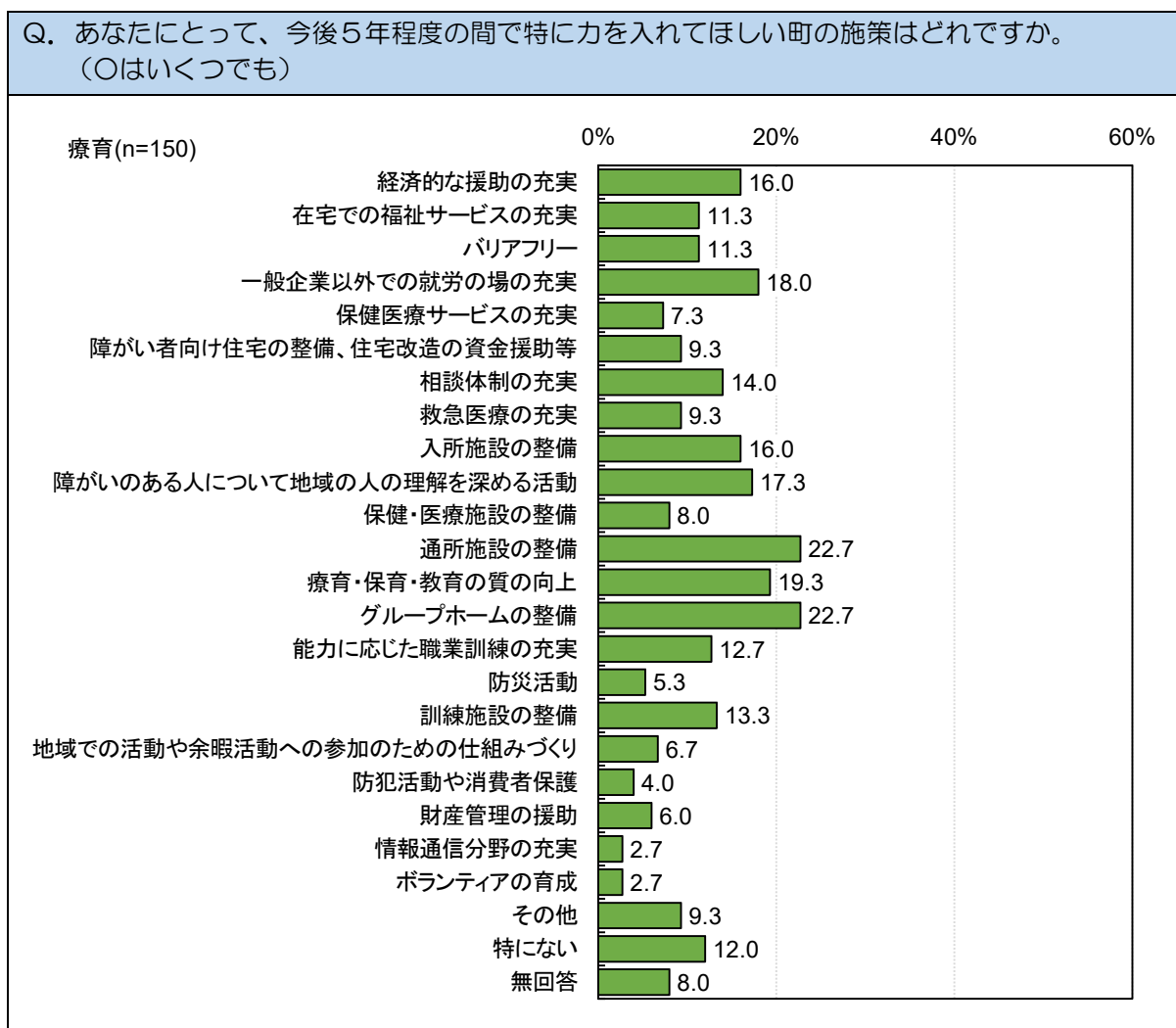


### ⑪-3 今後力を入れてほしい町の施策（療育手帳所持者）

今後5年程度の間で特に力を入れてほしい町の施策について、療育手帳所持者では他の手帳所持者と傾向が異なっており、「通所施設の整備」と「グループホームの整備」がともに22.7%で最も多くなっています。

以下「療育・保育・教育の質の向上」が19.3%、「一般企業以外での就労の場の充実」が18.0%、「障がいのある人について地域の人の理解を深める活動」が17.3%などとなっています。

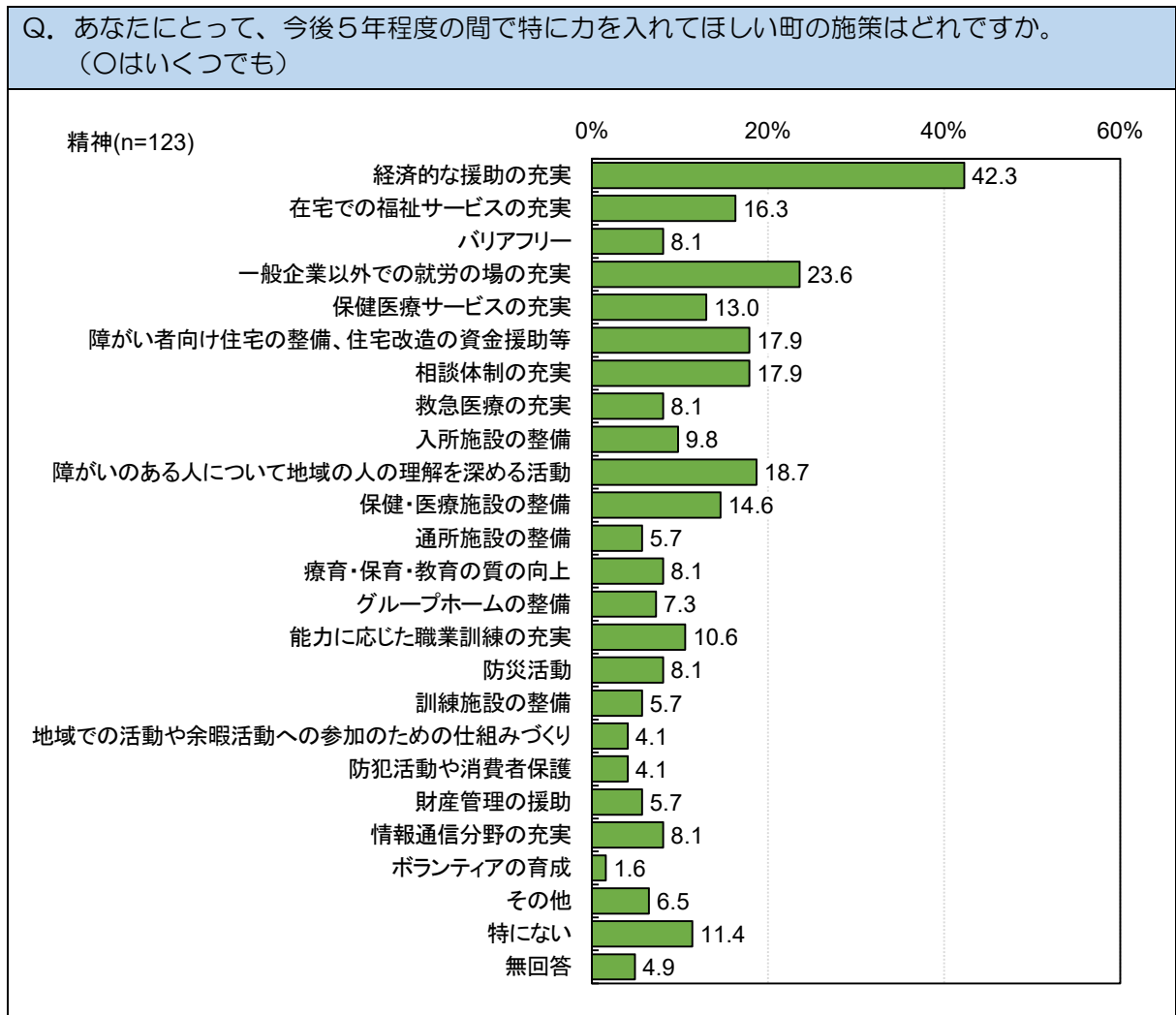
#### ■今後特に力を入れてほしい施策（療育手帳所持者）



⑪－４ 今後力を入れてほしい町の施策（精神障害者保健福祉手帳所持者）

今後5年程度の間で特に力を入れてほしい町の施策について、精神障害者保健福祉手帳所持では、「経済的な援助の充実」が42.3%で最も多く、以下「一般企業以外での就労の場の充実」が23.6%、「障がいのある人について地域の人々の理解を深める活動」が18.7%、「障がい者向け住宅の整備、住宅改造の資金援助等」と「相談体制の充実」がいずれも17.9%などとなっています。

■今後特に力を入れてほしい施策（精神障害者保健福祉手帳所持者）



## ⑫障がい等のある人に対する取組みについて

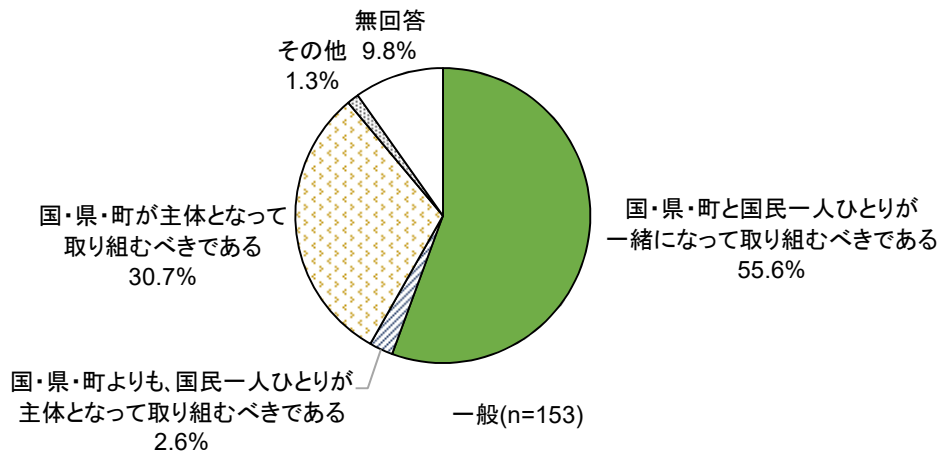
障がい等のある人に対する取組み方や実際に取り組めることなどについて尋ねました。

障がい等のある人に対する取組みについて、一般市民の考えでは「国・県・町と国民一人ひとりが一緒になって取り組むべきである」が55.6%で最も多く、次いで「国・県・町が主体となって取り組むべきである」が30.7%となっています。

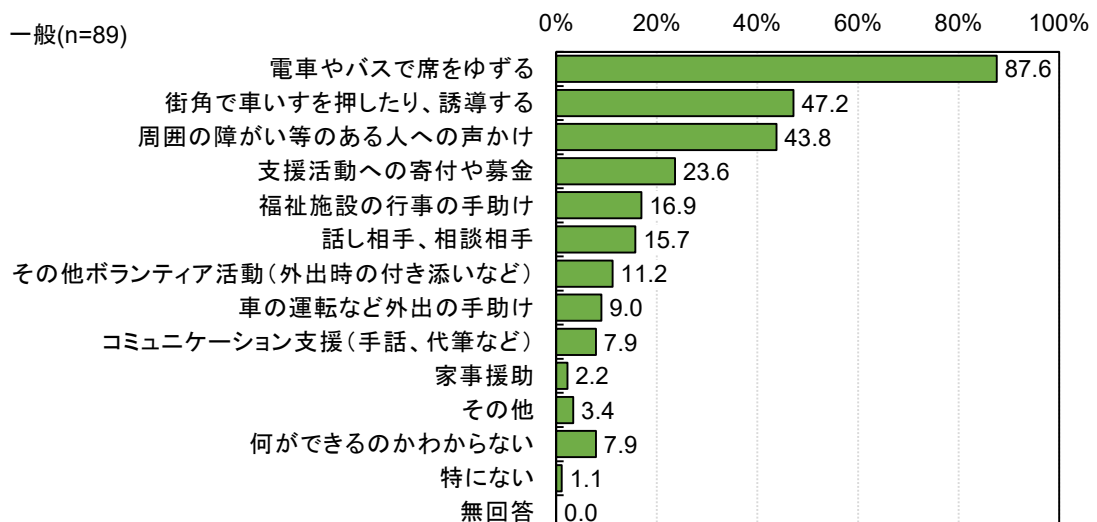
回答者自身が取り組めることについては、「電車やバスで席をゆずる」が87.6%で最も多く、以下「街角で車いすを押したり、誘導する」が47.2%、「周囲の障がい等のある人への声かけ」が43.8%、「支援活動への寄付や募金」が23.6%などとなっています。

### ■障がい等のある人に対する取組み

Q. あなたは、障がい等のある人に対する国・県・町や国民一人ひとりの取り組み方について、どのように考えますか。(〇は1つ)



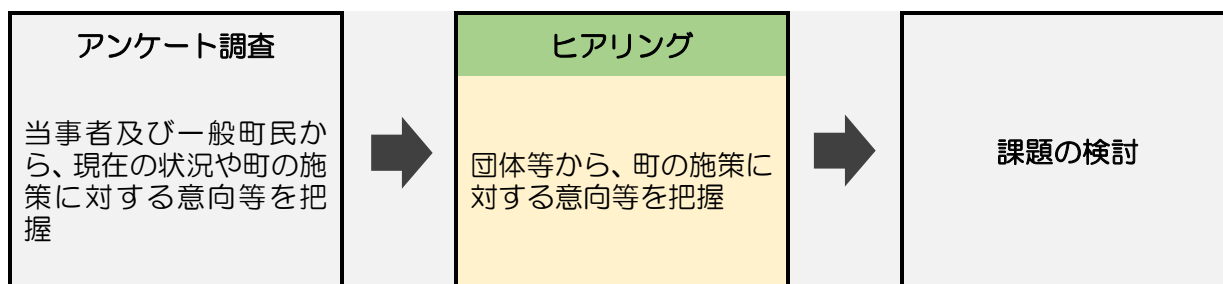
Q. あなたが取り組めること(取り組んでいることを含む)は何ですか。(〇はいくつでも)



### 3 ヒアリング調査の概要

本町に暮らす障がい者とその家族等の実情や意向に見合った計画づくりを行うために、当事者団体等からの率直な意見や要望等を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

#### (1) ヒアリングの位置づけ



#### (2) 対象団体

- ・ 愛川町身体障害者福祉協会（身体障がい者当事者団体）
- ・ 愛川町手をつなぐ育成会（知的障がい者当事者団体）
- ・ フレッシュ厚木（町内精神障がい者家族等の所属団体）
- ・ 愛川福祉懇話会（福祉研究・活動団体）

#### (3) 実施方法

令和2年9月28日から10月1日にかけて、各団体の代表等の方を対象に、次のテーマで実施しました。

（主な意見の内容は、「4 アンケート調査等に基づく主な課題」を参照）

##### 【主なテーマ】

- ・ 医療に関すること
- ・ 障がい等への差別や権利擁護に関すること
- ・ 日常生活に関すること
- ・ 就労や地域への参加に関すること
- ・ 安全・安心対策に関すること

## 4 アンケート調査等に基づく主な課題

ここでは、アンケート調査等の結果を踏まえ、各分野ごとに課題を整理します。

なお、抽出された課題の解消に向けて、本計画の第4章（67ページ～）に示す具体的な施策を展開していきます。

### （1）差別の解消及び権利擁護の推進

《アンケート調査に基づく主な課題》
<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用や教育の分野等における障がいを理由とする差別の解消</li> <li>●障がい者虐待の防止</li> <li>●成年後見制度の周知及び利用促進</li> <li>●町民への情報発信・意識啓発・理解促進</li> </ul>

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 差別や偏見の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると73.8%。</li> <li>・身体障害者手帳所持者では69.7%、療育手帳所持者では76.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では85.4%。</li> </ul>	○特に、雇用の分野において差別や偏見を感じている方が多く、意識啓発・理解促進が求められます。
【手帳所持者】 差別が多いと感じる分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「雇用」が60.3%で最も多く、以下「教育」が18.6%、「公共施設及び交通機関の利用」が16.9%、「コミュニケーションの確保」が16.8%など。</li> <li>・手帳所持者のいずれにおいても「雇用」が最も多く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では69.5%。</li> </ul>	
【手帳所持者】 虐待等を受けた経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「何もされたことはない」が59.7%で最も多く、以下「怒鳴られたり、嫌なことを言われたり、無視されたりした」が20.8%、「殴られたり、蹴られたりした」が5.8%など。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者では「怒鳴られたり、嫌なことを言われたり、無視されたりした」が43.1%、「殴られたり、蹴られたりした」が13.0%で手帳所持者では最も多い。</li> <li>・療育手帳所持者では「怒鳴られたり、嫌なことを言われたり、無視されたりした」が32.0%で精神障害者保健福祉手帳所持者に次いで多い。</li> </ul>	<p>○虐待等を受けた経験は精神障害者保健福祉手帳所持者で多く、相談支援体制の充実が求められます。</p> <p>○虐待等の内容では、精神的な虐待が最も多くなっており、どのようなことが虐待にあたるかの意識啓発が求められます。</p>

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 成年後見制度の認知度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「知っている」が43.4%、「知らない」が42.2%。</li> <li>• 身体障害者手帳所持者では「知っている」が49.5%で「知らない」を上回っているのに対し、療育手帳所持者では「知らない」が60.7%、精神障害者保健福祉手帳所持では52.0%。</li> </ul>	<p>○成年後見制度を知らない方が多く、利用意向についても半数近くがわからないと回答していることから、制度の内容や利用するメリット等について、わかりやすく周知をしていくことが求められます。</p>
【手帳所持者】 成年後見制度の利用意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「わからない」が48.1%で最も多く、以下「利用したくない」が22.3%、「利用したい」が11.7%、「すでに利用している」が2.3%。</li> <li>• 療育手帳所持者では「わからない」が61.3%を占める。</li> </ul>	
【一般町民】 障がい福祉に関する法制度や行事等の認知度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい福祉に関する法制度等は「上記のいずれも知らない」が60.1%で最も多く、以下「障害者基本法」が20.9%、「障害者権利条約」が19.0%、「障害者差別解消法」が15.0%など。</li> <li>• 県や町が主催する行事等は「行事や催しを知らない」が43.1%で最も多く、以下「神奈川県障害者スポーツ大会」が23.5%、「社会福祉大会」、「障がい者が描いた絵画等の展示」が20.9%、「福祉体育大会」が19.0%など。</li> </ul>	<p>○一般町民における法制度等の認知度は低くなっているものの、県や町が主催する行事等の認知度は比較的高くなっており、身近な取組みや今後参加促進を図る取組みについて、特に積極的な周知が求められます。</p>
【一般町民】 障がいのある人とのふれあいや手助けの経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい等のある人とのふれあいや手助けをした経験は「ある」が60.8%、「ない」が38.6%。</li> <li>• 障がい等のある人とのふれあいや手助けをしたきっかけは「困っているときはお互い様という気持ちから」が48.4%で最も多く、以下「身内などに障がい等のある人がいるから」が35.5%、「学校や自分の仕事に関連しているから」が28.0%、「将来、自分も障がい等をもつ可能性があるから」が21.5%など。</li> </ul>	<p>○6割の一般町民はふれあいや手助けの経験があり、その半数近くがお互い様の気持ちからと回答しており、思いやりの気持ちを育む取組みや教育等のさらなる推進が求められます。</p>

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
<p>【一般町民】 障がいのある人に対する取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい等のある人に対する取組みは「国・県・町と国民一人ひとりが一緒になって取り組むべきである」が55.6%で最も多く、次いで「国・県・町が主体となって取り組むべきである」が30.7%。</li> <li>• 取り組めることについては「電車やバスで席をゆずる」が87.6%で最も多く、以下「街角で車いすを押したり、誘導する」が47.2%、「周囲の障がい等のある人への声かけ」が43.8%、「支援活動への寄付や募金」が23.6%など。</li> </ul>	<p>○町と町民が一体となって取り組むことが重要であると感じている町民が過半数を占め、身近な手助けや支援の重要性を感じていることから、身近な取組みについての周知啓発が求められます。</p>

<p>《ヒアリング調査の主な意見》</p>
<p>○個人情報の問題が、障がい者同士のコミュニケーションをとる上での壁となり、団体の会員数も大幅に減少していることから、対策を講じてほしい。</p> <p>○障がい者の親が、引け目を感じることなく、社会参加する勇気を持ってほしい。</p> <p>○精神障がい者は危険だという偏見があり、就労についても課題が多い。</p> <p>○交流事業への一般町民の参加が少なく、地道な啓発が必要である。</p> <p>○小学校など早い段階から、障害者週間などを活用して発達障がいの理解を深めてほしい。</p> <p>○ヘルプマークを普及するために、小学校など早い段階から取り組んではどうか。</p> <p>○成年後見制度を利用するまでに躊躇してしまう。</p>



## (2) 医療・リハビリテーションの充実

### 《アンケート調査に基づく主な課題》

- 医療的ケアや専門的な治療等を必要とする人への支援
- 通院に対する支援
- 医療費負担への支援

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 必要な医療的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「酸素療法」が2.2%で最も多く、以下「胃ろう」と「導尿」が1.1%、「経管栄養」が0.8%など。</li> <li>・14.5%は「その他」と回答しており、「透析」や「ペースメーカー」の記述が多くみられる。</li> </ul>	○医療的ケアを必要とする方が一定数おり、適切な支援体制の整備が求められます。
【手帳所持者】 入院や通院の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「町外に通院」が55.2%で最も多く、以下「医者にはかかっていない」が18.8%、「町内に通院」が18.0%など。</li> <li>・身体障害者手帳所持者は、「町外に通院」が53.8%で最も多く、次いで「町内に通院」が21.8%。</li> <li>・療育手帳所持者は、「町外に通院」が44.0%で最も多く、次いで「医者にはかかっていない」が39.3%。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者は、「町外に通院」が71.5%を占める。</li> </ul>	○交通面と費用面での負担が大きいことが想定されるため、安心して医療・リハビリテーション等を受けることができるよう、関連する担当部署と連携して支援について検討することが求められます。
【手帳所持者】 医療のことで困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「医療機関までの交通手段」が24.3%で最も多く、以下「専門的な医療機関が近くにない」が14.2%、「医療費の負担」が11.3%など。</li> <li>・身体障害者手帳所持者は、「医療機関までの交通手段」が26.6%で最も多く、次いで「専門的な医療機関が近くにない」が12.9%。</li> <li>・療育手帳所持者は、「専門的な医療機関が近くにない」が19.3%で最も多く、次いで「通院するときの付き添い」が17.3%。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者は、「医療機関までの交通手段」が32.5%で最も多く、次いで「医療費の負担」が25.2%。</li> </ul>	

### 《ヒアリング調査の主な意見》

- 町内に障がい者の専門リハビリ施設を充実してほしい。交通費の負担も大きい。
- 町内に歯科の治療で専門的診療に対応できる診療所がない。
- 近年は長期入院ではなく地域生活に移行しており、通院費の助成対象を拡大してほしい。
- 計画相談を通じた意思決定支援のサポートが必要。在宅の障がい者には計画相談をつけ、事業所に通所している障がい者には事業所が相談員を配置することが理想である。

### (3) 生活の質の向上

#### 《アンケート調査に基づく主な課題》

- 多様な相談に応じる支援体制の整備
- 家族介護者への支援

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 悩みや不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「自分の健康や病気のこと」が59.5%で最も多く、以下「生活費など経済的なこと」が36.8%、「緊急時や災害時のこと」が32.1%、「就職や仕事に関すること」が19.4%など。</li> <li>・「自分の健康や病気のこと」は身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で多く、ともに過半数を占める。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者では、「生活費など経済的なこと」や「就職や仕事に関すること」、「人間関係のこと」などが、他の手帳所持者と比較すると割合が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康や病気に関する悩みや不安が多く、かかりつけ医など身近な支援体制の充実が求められます。</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳所持者は悩みや不安が多岐にわたっており、何でも相談できる支援体制の充実が求められます。</li> </ul>
【手帳所持者】 主な介護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「家族・親族」が59.5%で最も多く、次いで「特にない」が23.7%。</li> <li>・療育手帳所持者では「家族・親族」が79.3%を占める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療育手帳所持者は比較的若い年代の家族介護者が多くっており、子どもの教育や子育て等も含めた支援の充実が求められます。</li> </ul>
【手帳所持者】 主な介護者の年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「70歳代以上」が29.7%で最も多く、以下「50歳代」が21.6%、「60歳代」が20.3%、「40歳代」が16.0%など。</li> <li>・身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「70歳代以上」が最も多い。</li> <li>・療育手帳所持者では「50歳代」が26.7%で最も多く、次いで「40歳代」が24.2%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者においては、老老介護の状況にある家庭も少なくないことが想定され、親亡き後の問題等も踏まえた支援の充実が求められます。</li> </ul>
【手帳所持者】 主な介護者の悩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「精神的疲労、ストレス」が40.5%で最も多く、以下「肉体的疲労」が28.8%、「自分の将来」が19.8%、「介助が必要な家族の将来」が19.4%など。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者では、「精神的疲労、ストレス」が55.6%を占めており、以下「経済的な負担が大きい」が42.9%、「肉体的疲労」と「自分の将来」が34.9%など、他の手帳所持者と比較すると割合が高い。</li> </ul>	

《ヒアリング調査の主な意見》

- 団体の会員数が減少しているが、当事者同士の支え合いや団体活動は重要である。
- 「親亡き後」の成年後見制度利用のためには、利用できるだけの貯蓄が必要である。
- 中度の障がいは、支援者が対応しづらいケースが多く、難しいと感じている。
- 夜間に家族間の揉め事等が発生した場合、相談支援との連絡がつかず、警察に頼らざるを得ないため、家族間の溝が大きくなってしまう。
- アウトリーチ<sup>※1</sup>の拡大やオープンダイアログ<sup>※2</sup>を推進してほしい。
- 自力で通勤できない場合、家族が送迎しなければならないため、家族が就労できない。
- 普段から関わりのある相談員がいると良い。

※1 アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず、その手が届かなかったり、外部とのかわりを見無視・拒否したりする人に対して、行政や福祉事業所などのソーシャルワーカーが根気よく働きかけ、サービスの利用を実現させる取組み。

※2 オープンダイアログ：統合失調症の患者に対して行われる、関係者による対話を中心とした薬物を用いない治療法。「開かれた対話」という意味で、正式には「急性精神病における開かれた対話によるアプローチ」と呼ばれる。

(4) 自立と社会参加の促進

《アンケート調査に基づく主な課題》

- 通園・通学時の支援
- 個々の特性を踏まえた支援・教育（合理的配慮）
- 就労及び就労継続の支援
- 多様なニーズを踏まえた地域への参加促進
- 参加しやすい場の提供及び環境整備

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 通園・通学等での困りごと	・「送迎等家族の負担が大きい」が26.7%で最も多く、以下「友達ができにくい」が24.0%、「通園・通学が不便」が21.3%、「職員の理解や知識の不足」が17.3%など。	○交通面での支援とともに個々の状況に応じた療育・教育等の支援を受けられることができる環境が求められています。
【手帳所持者】 通園・通学先や相談窓口に望むこと	・「能力や障がいの状況にあった支援」が61.3%で最も多く、以下「就学相談や進路相談等の相談体制の充実」が53.3%、「個別的な支援の充実」が52.0%、「関係機関と連携した支援の充実」が37.3%など。	

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 就労状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「以前は働いていたが今は働いていない」が41.7%で最も多く、以下、「臨時・パート・アルバイト」が14.6%、「福祉施設や作業所」が8.4%など。</li> <li>• 身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳は「以前は働いていたが今は働いていない」が最も多い。</li> <li>• 療育手帳所持者では「福祉施設や作業所」が36.8%で最も多く、次いで「臨時・パート・アルバイト」が26.4%となっており、就労している割合が比較的高い。</li> </ul>	<p>○身体障害者手帳所持者は高齢のため働いていない方が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は症状の悪化等により退職した方が多くなっています。</p>
【手帳所持者】 仕事を辞めた理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「定年」が33.3%で最も多く、以下「障がいの程度にあわなかった」が14.0%、「特に理由はない」が12.9%、「仕事がきつかった」が10.4%など。</li> <li>• 身体障害者手帳所持者は、「定年」が42.2%で最も多く、次いで「障がいの程度にあわなかった」が11.3%。</li> <li>• 療育手帳所持者は、「職場の理解が得られなかった」と「通勤が困難」がともに25.0%で最も多い。</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳所持者は、「障がいの程度にあわなかった」と「仕事がきつかった」がともに25.8%で最も多く、「その他」の記述内容は、「ストレス」や「病気」が多い。</li> </ul>	<p>○職場の理解が得られないことや障がいの程度に合わないことが退職理由として多く、それにより悩みやストレスを抱える方も多くいることが想定され、障がいや特性の理解促進、相談支援体制の充実が求められます。</p>
【手帳所持者】 仕事で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「収入が少ない」が24.5%で最も多く、以下「職場の人間関係」が15.8%、「仕事がきつい」が9.1%など。</li> <li>• 身体障害者手帳所持者は、「収入が少ない」が23.5%で最も多く、次いで「職場の人間関係」と「仕事がきつい」がともに8.1%。</li> <li>• 療育手帳所持者は、「収入が少ない」が24.7%で最も多く、次いで「職場の人間関係」が19.5%。</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳所持者は、「収入が少ない」と「職場の人間関係」がともに40.6%で最も多く、次いで「仕事がきつい」が18.8%。</li> </ul>	<p>○いずれの手帳所持者においても収入が少ないことが最も多くなっており、十分な収入を得て安心して生活をおくることができるよう、支援策の検討や関係機関等への働きかけが求められます。</p>

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
<p>【手帳所持者】 働くために大切なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が47.2%で最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事の提供」が46.5%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が45.2%、「職場環境が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること」が30.0%など。</li> <li>• 上位3項目は、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において特に割合が高く、いずれも過半数を占める。</li> </ul>	<p>○前頁の退職理由等も踏まえ、個々の状態に応じて周囲の理解を得ながら働くことのできる環境が求められます。</p>
<p>【手帳所持者】 地域の行事や活動への参加状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「町の祭り・文化祭」が38.8%で最も多く、次いで「職場等でのサークル活動」が35.3%、「障がい者スポーツ大会」が13.6%、「公民館で開催される事業」が8.5%。</li> <li>• 35.6%が「参加したことはない」。</li> <li>• 身体障害者手帳所持者では、「町の祭り・文化祭」、療育手帳所持者では「職場等でのサークル活動」や「障がい者スポーツ大会」が比較的多い。</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳所持者では、「参加したことはない」が48.0%。</li> </ul>	<p>○精神障害者保健福祉手帳所持者はおよそ半数が地域の行事や活動への参加がなく、参加することを躊躇している方が多くなっており、参加促進としての取組みとともに、障がいについての理解促進など、地域の受け入れ体制の充実が求められます。</p>
<p>【手帳所持者】 地域の行事や活動に参加しない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「参加することを躊躇してしまう」が17.4%で最も多く、以下「一緒に参加する友人がいない」が17.0%、「誘われない」が15.1%、「開催日や内容等の情報がない」が12.5%。</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳所持者では「参加することを躊躇してしまう」が28.8%で他の手帳所持者と比較すると特に多い。</li> <li>• 療育手帳所持者では「援助者の派遣がないと、ひとりで参加は無理」が18.8%で、「一緒に参加する友人がいない」と並んで最も多い。</li> </ul>	<p>○一人での参加が困難な方が一定数いることから、身近な行事への参加の声かけや、イベント等においては同行するボランティア等の確保が求められます。</p>

《ヒアリング調査の主な意見》

- 行事等への参加を躊躇する人が多く、参加しやすい環境を整えることが必要である。
- 知的障がい者は、就労継続が難しいと感じており、「親亡き後」が心配である。
- 介護職が不足している中、障がい者の雇用とつなげるなど工夫の必要性を感じる。
- 福祉施設や作業所での工賃収入では、生活をする事ができない。
- 地域の要である民生委員が、地域の行事に誘っていただけると良い。事業所を利用して障がい者は、行事に参加する際、事業所の職員に同行してもらえると良い。

(5) 生活環境の整備の推進

《アンケート調査に基づく主な課題》

- 独居者への支援の充実
- グループホーム等の住まいの充実
- ヘルプマークの普及
- 住みやすいまちづくりの推進

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 日中独居の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体では「家族等いつも誰かがいる」が47.0%で最も多く、以下「一人であることが多い」が28.0%、「時々一人であることがある」が20.0%。</li> <li>・「一人であることが多い」との回答は、精神障害者保健福祉手帳所持者で最も多く39.0%、身体障害者手帳所持者では31.4%、療育手帳所持者では11.3%。</li> <li>・療育手帳所持者は、「家族等いつも誰かがいる」が66.7%を占める。</li> </ul>	○身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において日中独居となる方が多くなっており、日中の見守り体制の充実が求められます。
【手帳所持者】 現在の住まいと将来の住まいの希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住まいについて、全体では「自宅」が91.5%を占める。</li> <li>・療育手帳所持者では「障がい者のグループホーム」が9.3%。</li> <li>・将来の住まいの希望について、全体では「自宅」が80.9%を占め、次いで「わからない」が8.2%。</li> <li>・療育手帳所持者では「障がい者のグループホーム」が13.3%、「障がい者の入所施設」が7.3%など。</li> </ul>	○療育手帳所持者ではグループホームや施設入所の希望のある方が2割ほどおり、希望する住まいを提供できるよう、ニーズに応じた住まいの確保が求められます。

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 【一般町民】 ヘルプマークの認知度	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体では「知らない」が50.9%、「知っている」が39.8%。</li> <li>療育手帳所持者では「知っている」が46.0%で他の手帳所持者と比較すると多い。</li> <li>一般町民では「知らない」が62.7%、「知っている」が36.6%。</li> </ul>	○一般町民では6割以上が知らないと回答しており、支援を必要とする方が支援を得やすくなるよう認知度の向上が求められます。
【手帳所持者】 【一般町民】 障がい等のある人にとっての住みやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体では「まあ住みやすい」が41.9%で最も多く、次いで「たいへん住みやすい」が18.5%で、合わせると60.4%が住みやすいと回答。</li> <li>一般町民では「どちらともいえない」が49.0%で最も多く、次いで「やや住みにくい」が20.3%。</li> </ul>	○障がい等のある人にとっての「住みやすさ」とは何かなど、一般町民への周知啓発が求められます。

#### 《ヒアリング調査の主な意見》

- 障がい者は、自宅が一番良いと感じるため、在宅で生活できる環境整備に努めてほしい。
- 家族が運転できないと、タクシー頼みとなる。
- 家族のつといななどの当事者家族の連携が必要である。
- 民生委員や保健所などの関係機関と連携を密に取ることが重要である。
- ヘルパー（居宅介護）を利用しながら、自立した生活ができるのではないかな。
- 病院で自分の病状が伝えられない人は、家族などが同行しないと受診できない。

#### （6）安全・安心対策の推進

#### 《アンケート調査に基づく主な課題》

- 町の災害時要援護者避難支援制度の周知
- 避難支援に係る個別避難支援計画の作成
- 避難行動要支援者名簿の整備・共有
- 災害時や感染症発生時等の状況に応じた対応の検討

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 緊急時のひとりで の避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体では「できる」が46.5%で最も多く、以下「できない」が26.5%、「わからない」が19.5%。</li> <li>療育手帳所持者では「できない」が47.3%となっており、他の手帳所持者と比較すると多い。</li> </ul>	○手帳所持者の4人に1人は緊急時に避難支援を必要としており、実態の把握や個別の避難支援の検討が求められます。

主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
【手帳所持者】 災害時要援護者避難支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体では「知らなかった」が69.5%を占める。</li> <li>精神障害者保健福祉手帳所持者では「知らなかった」が87.0%を占める。</li> </ul>	○災害時要援護者避難支援制度の周知が求められます。
【手帳所持者】 災害時に困ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体では「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が36.6%で最も多く、以下「安全なところまで、すぐに避難することができない」が30.1%、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が28.9%、「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が25.4%など。</li> <li>療育手帳所持者では「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が48.7%で最も多く、以下「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が48.0%、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」が45.3%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が39.3%など、他の手帳所持者と比較すると全体的に割合が高い。</li> </ul>	<p>○個々の状況に応じた対応が求められており、支援策の検討が求められます。</p> <p>○状況把握やコミュニケーションに不安を抱える方も多く、周囲の理解や支えも求められます。</p>

#### 《ヒアリング調査の主な意見》

- 災害時における人工透析の対応方法について懸念があり、命に関わることなので、ヘリコプターなどの搬送も検討し、県外の病院に通えるようにしてほしい。
- 新型コロナウイルスの感染状況は、発生地区などの情報が公表されないと、具体的な予防行動をとることができない。
- 生活環境の変化に対応することが難しい障がい者は、避難所での共同生活が困難であるため、障がいの特性に合った対応をしてほしい。
- 現在の民生委員と以前の民生委員が、一体となって支援してくれている。

#### (7) その他計画全体に係る事項

#### 《アンケート調査に基づく主な課題》

#### ●共生社会の実現に向けた取組み



主な調査項目	調査結果のポイント	まとめ
<p>【手帳所持者】 【一般町民】 共生社会の認知度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「知らなかった」が36.3%で最も多く、以下「言葉だけは聞いたことがある」が30.5%、「知っている」が26.2%。</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳所持者では「知らなかった」が50.4%、療育手帳所持者では46.7%。</li> <li>• 一般町民では「言葉だけは聞いたことがある」が37.3%で最も多く、以下「知っている」が30.7%、「知らなかった」が29.4%。</li> </ul>	<p>○共生社会の認知度は3割ほどとなっており、実現に向けた認知度の向上が求められます。</p>
<p>【手帳所持者】 今後5年で力を入れてほしい町の施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体では「経済的な援助の充実」が27.3%で最も多く、以下「在宅での福祉サービスの充実」が19.8%、「バリアフリー」が17.1%、「一般企業以外での就労の場の充実」が12.2%など。</li> <li>• 身体障害者手帳所持者では「経済的な援助の充実」が26.8%で最も多く、以下「在宅での福祉サービスの充実」が24.6%、「バリアフリー」が22.9%、「救急医療の充実」が14.2%、など。</li> <li>• 療育手帳所持者では「通所施設の整備」と「グループホームの整備」がともに22.7%で最も多く、以下「療育・保育・教育の質の向上」が19.3%、「一般企業以外での就労の場の充実」が18.0%、「障がいのある人について地域の人の理解を深める活動」が17.3%など。</li> <li>• 精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的な援助の充実」が42.3%で最も多く、以下「一般企業以外での就労の場の充実」が23.6%、「障がいのある人について地域の人の理解を深める活動」が18.7%、「障がい者向け住宅の整備、住宅改造の資金援助等」と「相談体制の充実」がいずれも17.9%など。</li> </ul>	<p>○身体障害者手帳所持者は経済面や福祉サービス、バリアフリーに関するニーズが高く、支援策の検討が求められます。</p> <p>○療育手帳所持者では住まいと療育・保育・教育についてのニーズが高く、支援策の検討が求められます。</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者では経済面や就労面のニーズが高く、支援策の検討が求められます。</p>

《ヒアリング調査の主な意見》

- 現在手帳を持っている方にも障がい者団体への加入を進めてほしい。新規取得者だけでなく既所持者に対しても加入の促進をしてほしい。
- 身近な障がい者のことを知ってもらい、声かけをしてもらいたい。
- 障がい者が親亡き後の生き方や暮らし方などを選択できるように支援してほしい。



## **第3章 計画の基本的な考え方**



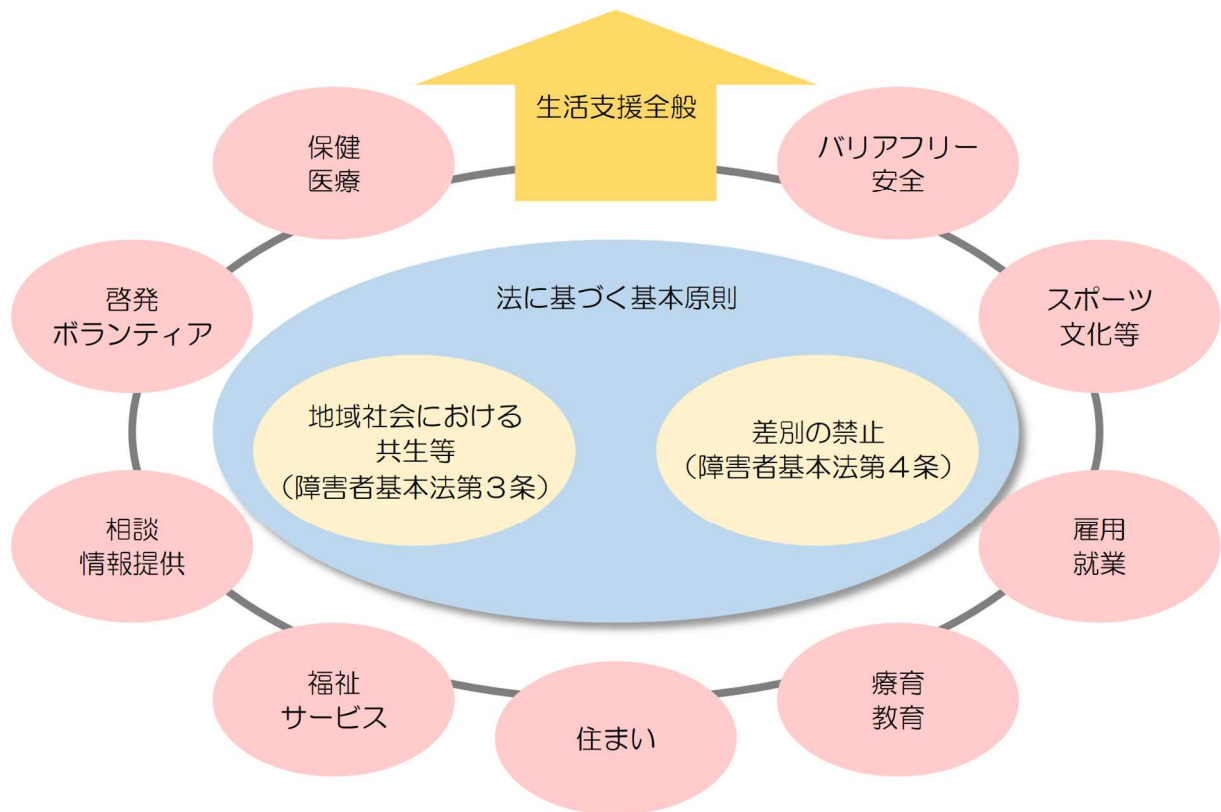
# 1 計画の基本理念と基本目標

計画の基本理念は、長期的視野に立って、前計画の基本理念「ひとりひとりを大切に  
して、地域での生活をささえる」を継承するほか、障害者基本法に規定される基本原則にの  
っとり、理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的か  
つ計画的に実施します。

また、基本理念に則した3つの基本目標を設定し、障がい者にとっても、障がいのない人  
にとっても住みよいまちづくりを総合的に展開していきます。

## 計画の基本理念

ひとりひとりを大切に、地域での生活をささえる



## 計画の基本目標（目指すべき町の姿）

- ①差別や偏見がなく、誰もが互いを尊重しあえる町
- ②住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活できる町
- ③安全・安心で、快適に暮らし続けられる町

## ■法に基づく基本原則【国：障害者基本計画（第4次）】

### 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）

基本法第3条において、共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とする旨が規定されていること、また、条約も「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としていることに鑑みれば、本基本計画に関しても、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障害者施策を実施する必要がある。

- 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- 言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

### 差別の禁止（障害者基本法第4条）

基本法第4条において、障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められていること、また、条約第5条においても、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置を採ることが求められていること、さらに、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることに鑑みれば、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要がある。

我が国においては、障害者差別解消法が制定され、既に施行されるなど、法制的な整備は講じられているところであるが、今後、障害者差別解消法の実効性の確保のため、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

## 2 基本目標の内容

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標（目指すべき町の姿）に基づき施策を推進します。

### ①差別や偏見がなく、誰もが互いを尊重しあえる町

障がいのある人に対する偏見や差別などの社会的障壁が取り除かれるよう、町民一人ひとりの障がいに関する理解を深めるための啓発活動等に取り組むとともに、誰もが尊厳ある個人として尊重される社会の実現のため権利擁護の取組みをより一層推進します。

### ②住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活できる町

住み慣れた地域で、いつまでも生き生きと暮らすことができるよう、相談支援体制のより一層の強化や、保健・医療・福祉サービス等の確実な提供など、地域生活支援の拡充を図ります。また、教育や雇用に関する支援や、多様な社会活動への参加を促進し、生きがい溢れる地域生活の実現に努めます。

### ③安全・安心で、快適に暮らし続けられる町

ソフト・ハードの両面において、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に暮らし続けられるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、地域住民や関係機関等と連携を図りながら、様々な安全対策の充実に取り組めます。

### 3 施策の方向

基本理念及び基本目標の達成に向けて、アンケート調査等の結果などから見えた現在の課題点や「第2次愛川町障がい者計画」で推進してきた施策・事業の進捗状況を踏まえ、今期の計画においては、次に示す6つの方向に基づく施策を展開していきます。

#### (1) 差別の解消及び権利擁護の推進

幼少期から障がいについての正しい知識を身につけるなど、福祉教育の推進をはじめ、障がい者とのふれあいを通じた、地域住民等への啓発活動を展開します。

また、障がいを理由とする差別の解消に向けて、国及び県の動向を踏まえた差別解消対策の検討と実践を図ります。

権利擁護の推進に向けては、虐待防止対策を推進するとともに、成年後見制度の周知や利用支援の充実に努めます。

#### (2) 医療・リハビリテーションの充実

障がいに関わる専門的な医療や、障がいの特性に応じたリハビリテーション医療、さらに一般疾病に対する医療について、一層の促進に努めるとともに、その体制の周知と経済的負担の軽減を図ります。

また、発達障がいや医療的ケア児などをはじめとする特性に応じた切れ目のない支援に努めます。

#### (3) 生活の質の向上

障がい者ができる限り主体的に自立生活を送ることができるよう、福祉に関する情報提供やコミュニケーション支援の充実に努めます。

また、在宅生活を支援する福祉サービスや外出・移動支援に関する選択肢を広げ、生活の質の向上を図るための施策を推進します。

障がい者や家族等からのあらゆる相談に応じられるよう、相談・指導・支援体制を充実するとともに、必要な情報の提供や相談支援を行います。

さらに、障がい者が自ら希望する暮らしを実現することができるよう、体験の機会・場の提供や地域の支援体制の構築等に努めます。



#### (4) 自立と社会参加の促進

障がいの特性や年齢に応じたきめ細かな療育や教育が適切に行われ、各自の持つ適性や才能が十分に発揮できるよう支援に努めます。

また、障がい者が誇りと生きがいを持って働くことができ、主体的に生き生きとした生活を送れるよう、個々の状況に応じた学習や雇用の機会、日中活動の場などを確保するとともに、町社会福祉協議会や関係機関等との連携により、多様な就労の場の提供に努めます。

さらに、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動などの、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる取組みへの参加促進を図ります。

#### (5) 生活環境の整備の推進

建築物や道路の段差の解消をはじめ、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化等を推進し、利用するすべての人に配慮した生活環境の整備の推進を図ります。

また、援助や配慮を必要とする人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」の普及を進めます。

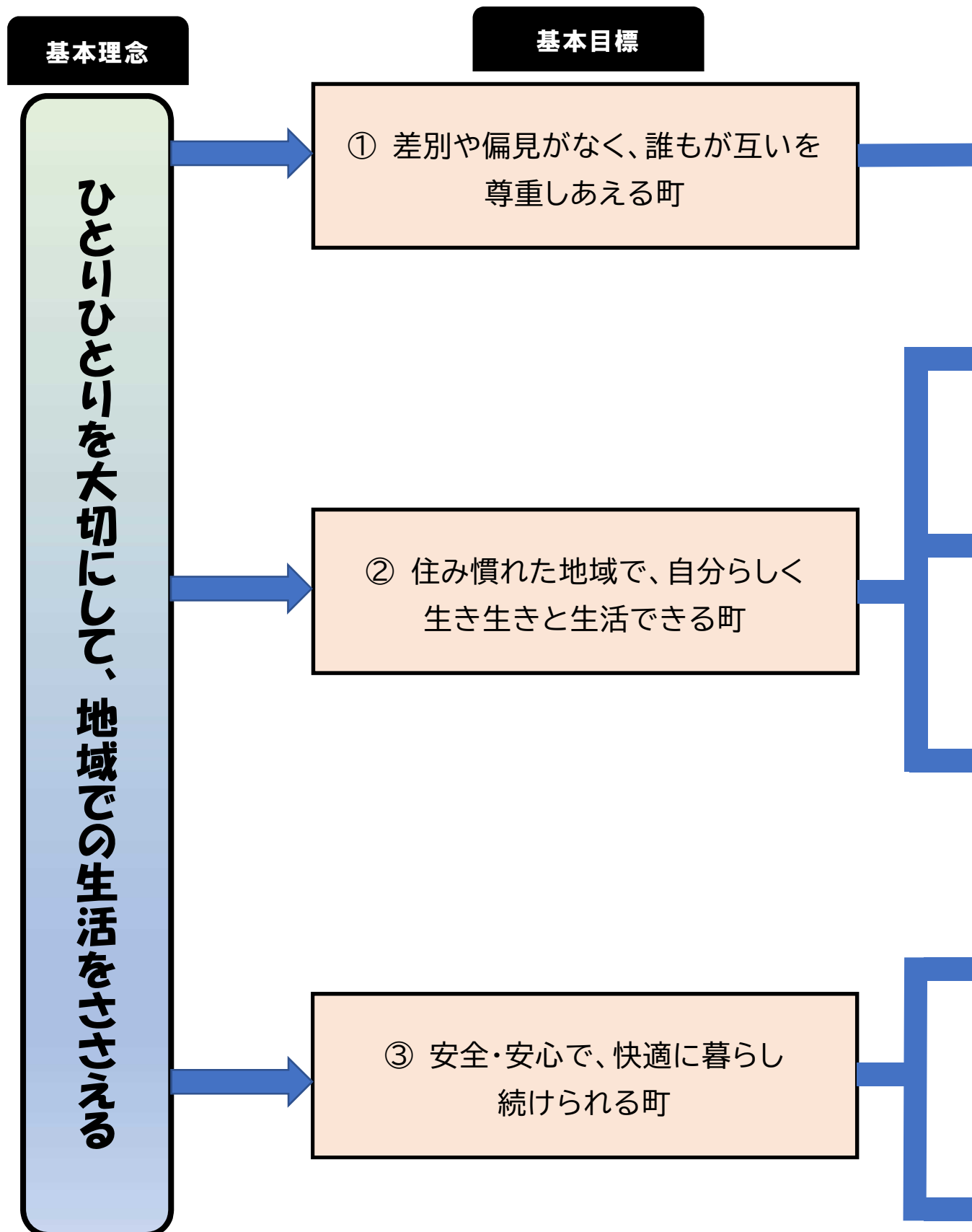
さらに、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援を切れ目なく提供するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

#### (6) 安全・安心対策の推進

災害時等における正確な情報提供体制を充実するとともに、関係機関・団体や地域住民等との連携による援護体制や障がい者の特性・生活状況等に応じた防災・安全対策が的確に講じられるよう支援体制の整備に努めます。

さらに、感染症対策では、福祉サービス事業所などとの緊密な連携により、障がいのある方々への積極的な情報発信と、必要な福祉サービスが継続的に利用できるよう支援します。

## 【参考】 施策の体系(イメージ)



## 施策の方向

## 取組む項目

1.差別の解消及び権利擁護  
の推進

- (1) 啓発・広報
- (2) ボランティア活動
- (3) 権利の擁護

2.医療・リハビリテーション  
の充実

- (1) 医療・リハビリテーション  
サービス

3.生活の質の向上

- (1) 相談・情報提供
- (2) 福祉サービス

4.自立と社会参加の促進

- (1) 療育・教育
- (2) 雇用・就業
- (3) スポーツ・レクリエーション  
・文化芸術活動
- (4) 障がい者団体等の育成

5.生活環境の整備の推進

- (1) すべての人にやさしいまち  
づくり
- (2) 暮らしやすい生活環境の整備
- (3) 地域生活支援拠点等の整備

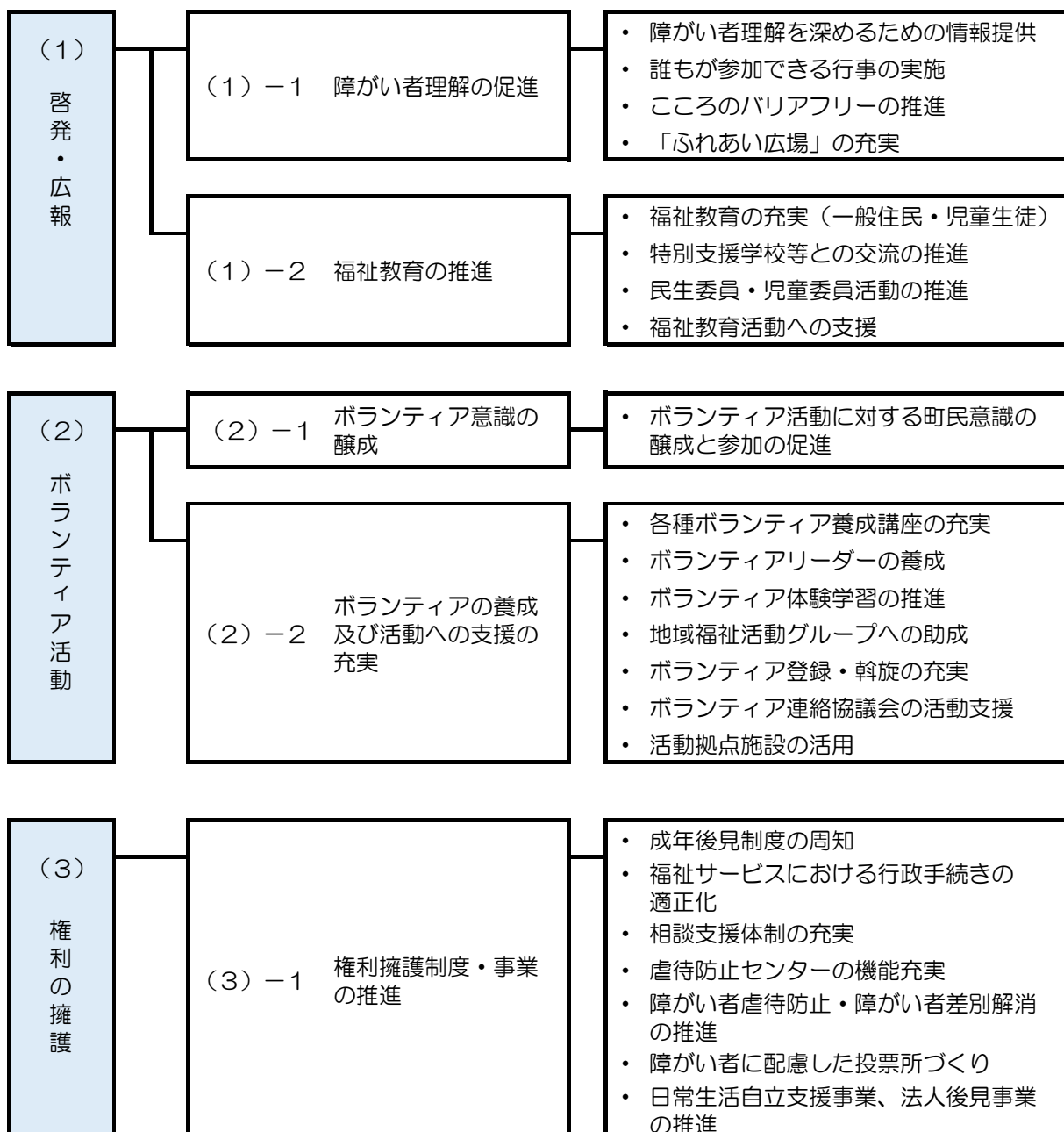
6.安全・安心対策の推進

- (1) 防災対策
- (2) 防犯・消費者被害対策
- (3) 感染症対策

## 4 施策の体系

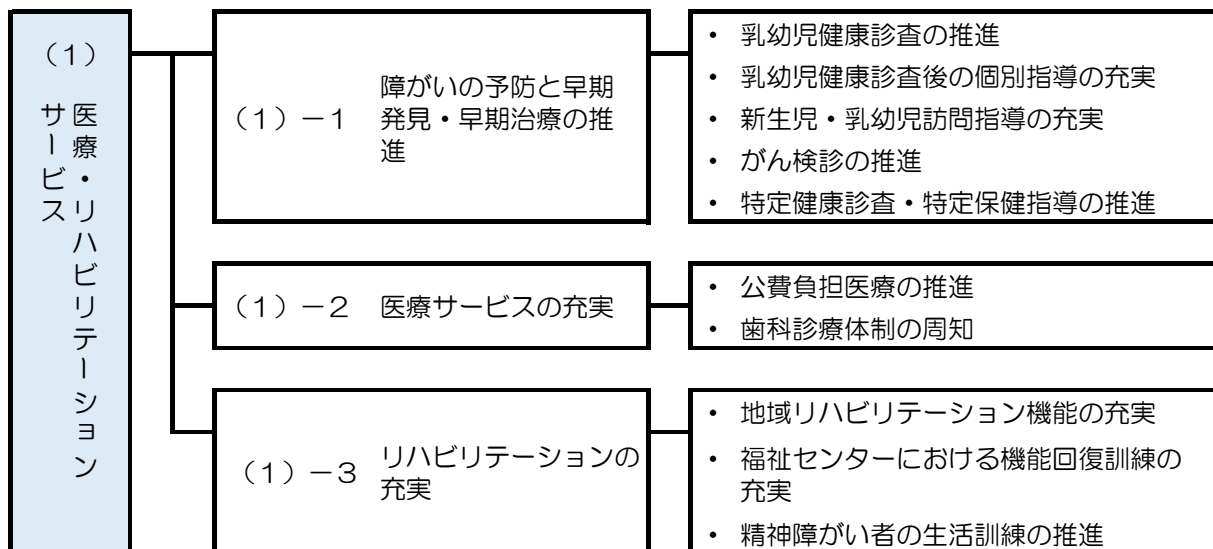
### 基本目標① 差別や偏見がなく、誰もが互いを尊重しあえる町

#### 1 差別の解消及び権利擁護の推進

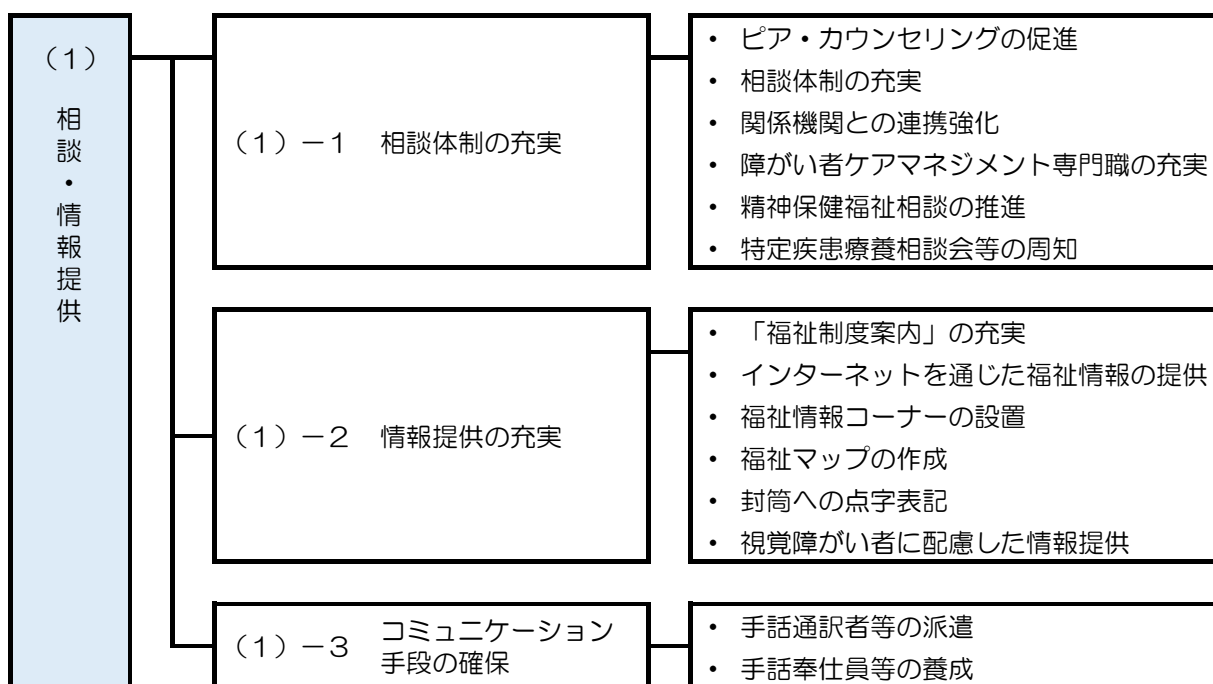


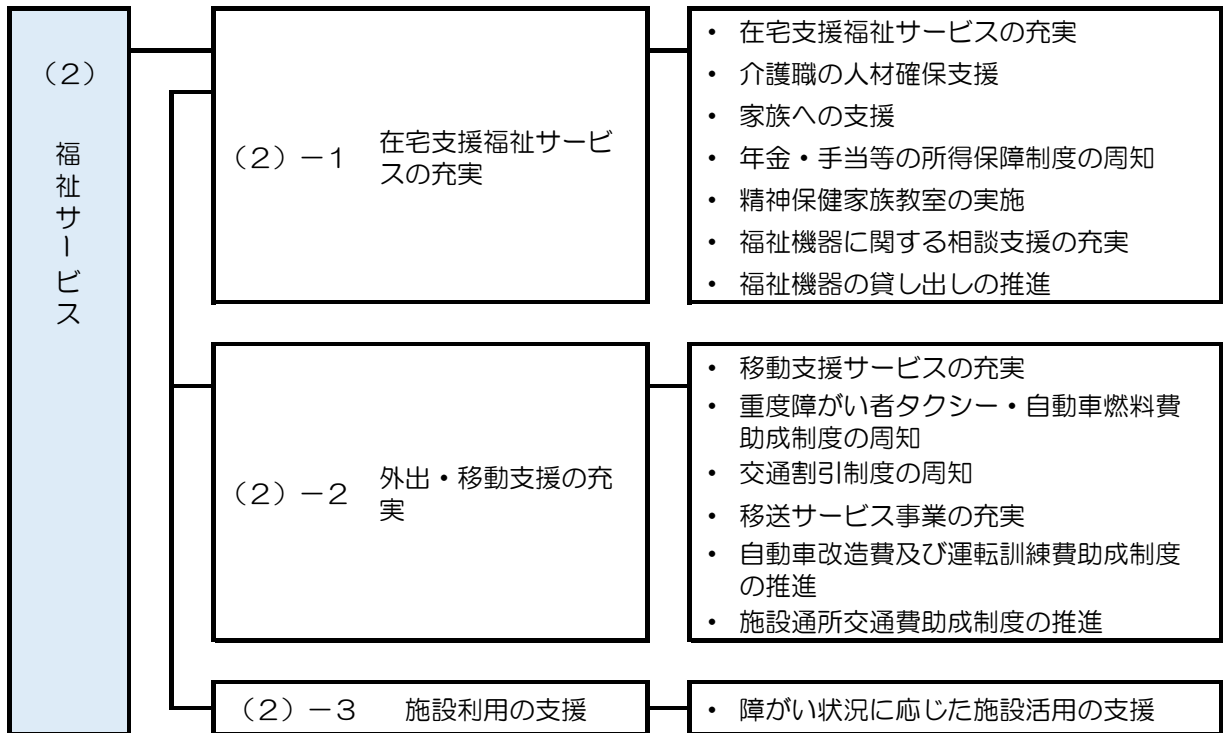
## 基本目標② 住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活できる町

### 2 医療・リハビリテーションの充実

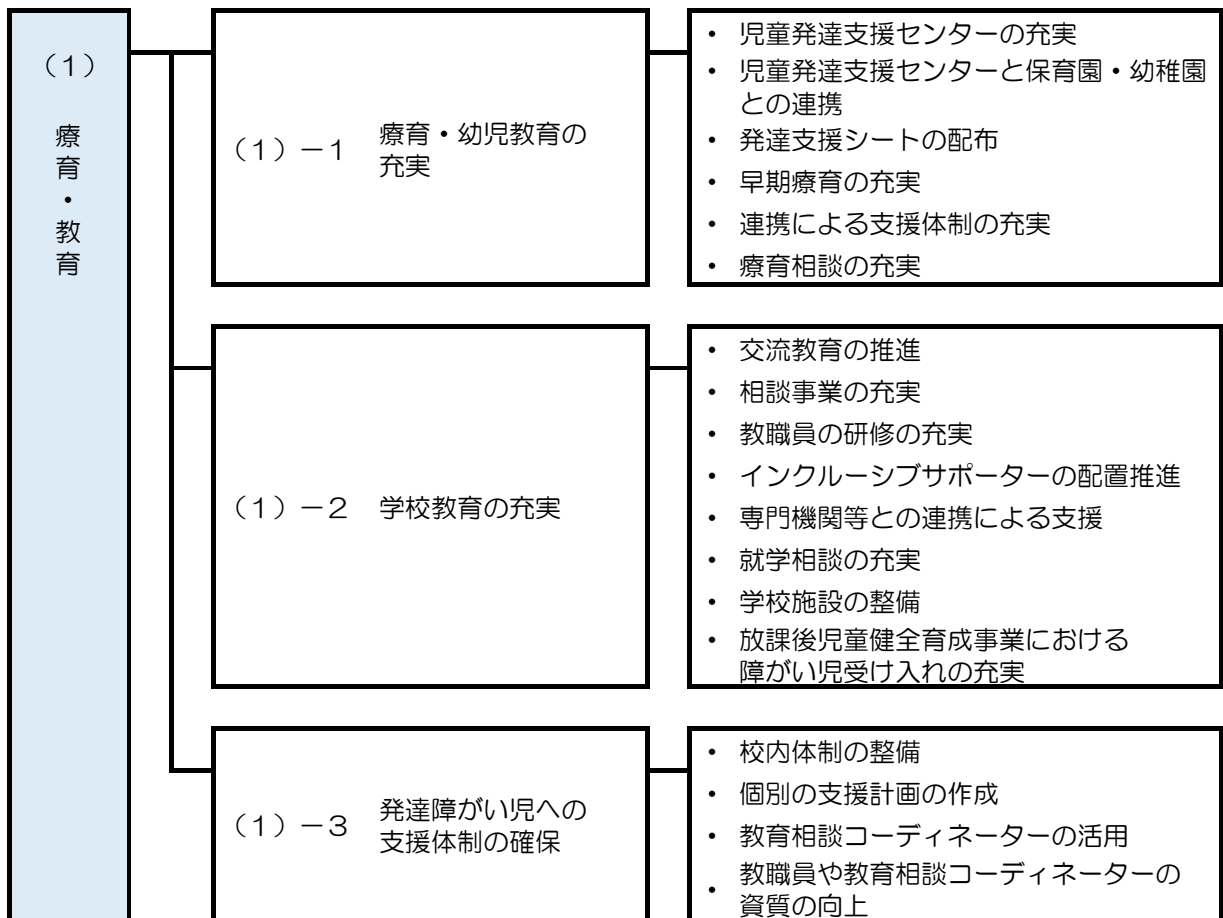


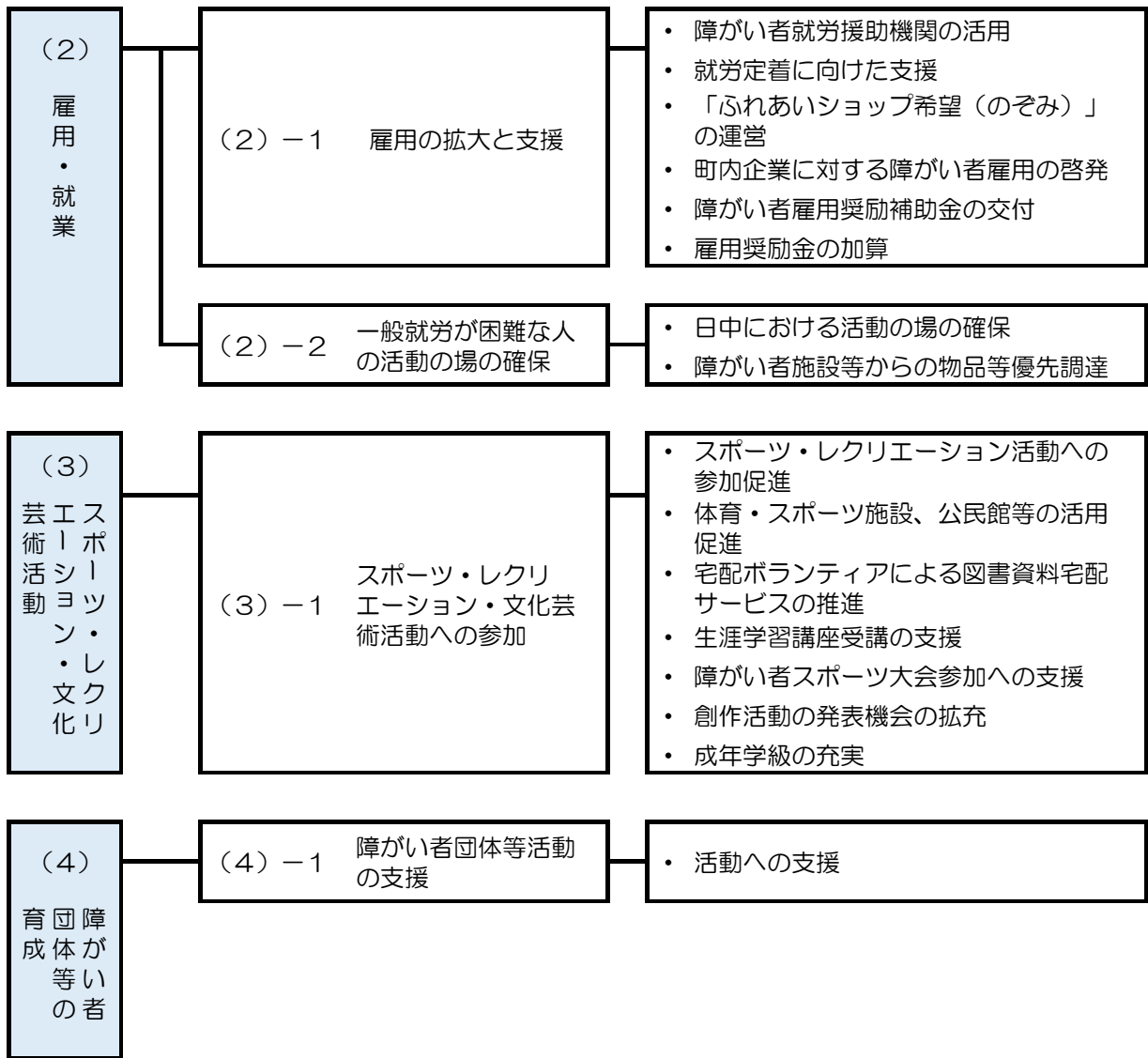
### 3 生活の質の向上





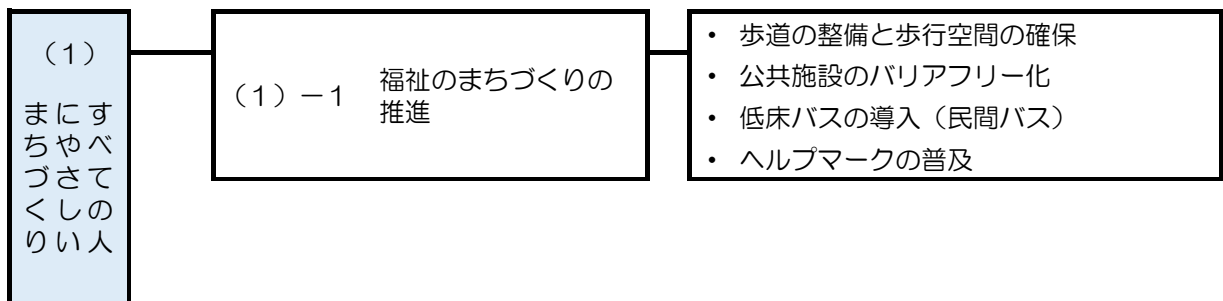
#### 4 自立と社会参加の促進

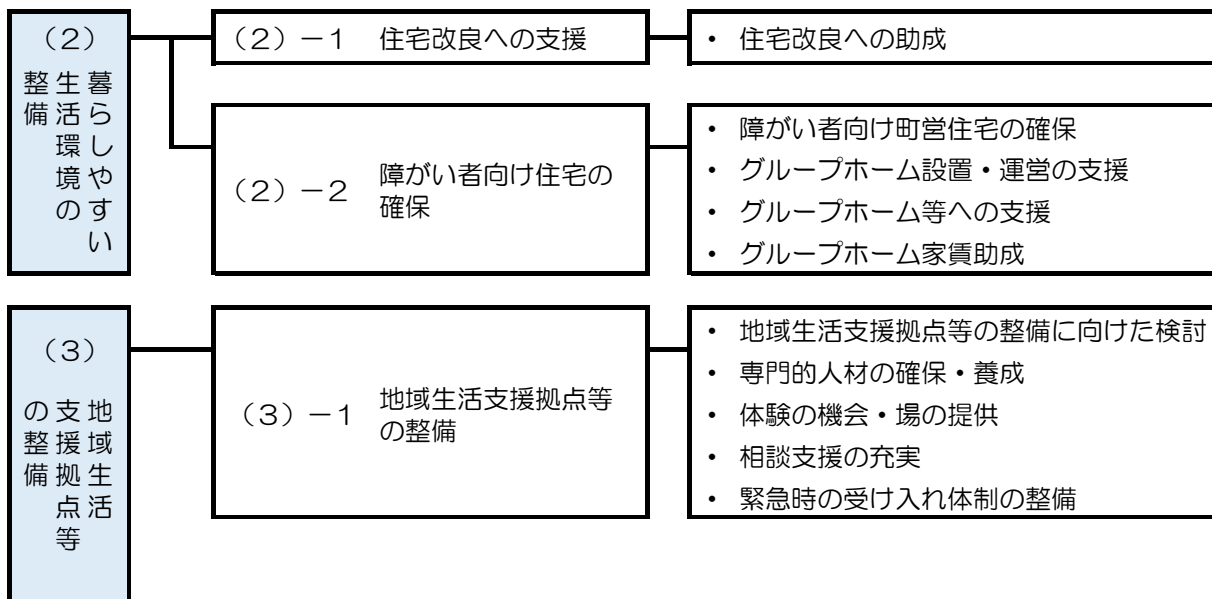




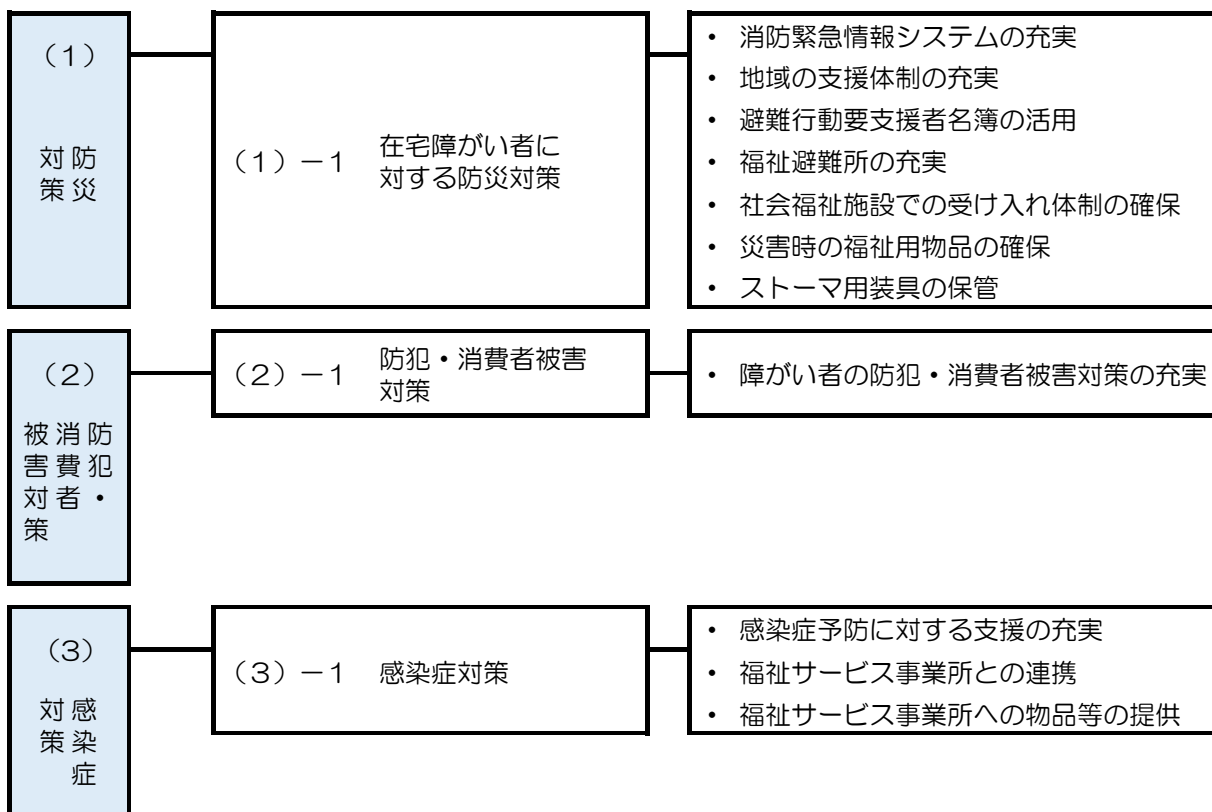
### 基本目標③ 安全・安心で、快適に暮らし続けられる町

#### 5 生活環境の整備の推進





## 6 安全・安心対策の推進





## 第 4 章 施策展開



# 1 差別の解消及び権利擁護の推進

## (1) 啓発・広報

### (1) - 1 障がい者理解の促進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障がい者に対する社会的障壁の除去や差別の解消、障がい者への理解促進に向けた情報提供を継続的に実施するほか、町民同士のふれあいを通じた、理解・交流の取組みを推進します。

事業名	事業内容	担当
障がい者理解を深めるための情報提供	「福祉の月」「障害者週間」を周知し、広報紙等により定期的に障がい者に関する情報提供を行うとともに、関連事業として福祉体育大会や社会福祉大会等、各種行事を開催します。また、NPO法人や福祉団体による自主的な障がい者理解の促進に関する取組みを支援します。	福祉支援課
誰もが参加できる行事の実施	催しの実施に当たっては、手話通訳や介助員を配置し、誰もが参加できるような内容や会場配置にします。また、様々な広報媒体を活用し、参加の促進を図ります。	福祉支援課
こころのバリアフリーの推進	こころのバリアフリーの推進に当たっては、障がいに対する正しい理解の促進が図れるよう、講演会や地域交流会等を開催します。	福祉支援課
「ふれあい広場」の充実	みんながぬくもりと生きがいを見いだせる福祉のまちづくりを目指して実施している「ふれあい広場」について、事業目的に沿った内容で実施します。	社会福祉協議会

### (1) - 2 福祉教育の推進

各年齢層やさまざまな活動を通じて福祉教育が実施されるよう、学校教育や各種活動を支援します。

事業名	事業内容	担当
福祉教育の充実（一般住民・児童生徒）	社会福祉への理解と関心を高めるため、生涯学習の一環及び学校教育における福祉教育の充実を図ります。	生涯学習課 指導室
特別支援学校等との交流の推進	小・中学校と特別支援学校との交流など相互理解を深める教育を推進します。	指導室
民生委員・児童委員活動の推進	共生社会の理念に基づいた民生委員・児童委員の活動を推進します。	福祉支援課
福祉教育活動への支援	小学校・中学校・高校で行う福祉教育活動に対し、職員の派遣や助成等による支援を図ります。	社会福祉協議会

## (2) ボランティア活動

### (2) - 1 ボランティア意識の醸成

ボランティア活動について、広報等を通じて町民意識の醸成と参加を促進します。

事業名	事業内容	担当
ボランティア活動に対する町民意識の醸成と参加の促進	社会福祉協議会が行っているボランティア活動促進事業について、各種福祉イベント等で広報を行うなど町民参加の促進を図ります。	福祉支援課

### (2) - 2 ボランティアの養成及び活動への支援の充実

町民への周知方法を工夫するなど、ボランティア養成講座の充実を図るとともに、ボランティアグループの育成や組織化に向けた支援を行います。

また、ボランティアコーディネート機能を強化し、ボランティアセンターの充実に努めるなど、活動拠点の活用を促進します。

事業名	事業内容	担当
各種ボランティア養成講座の充実	ボランティア入門のための充実した各種ボランティア養成講座を開催します。	社会福祉協議会 福祉支援課
ボランティアリーダーの養成	ボランティアグループの資質向上と活動の拡充のため、ボランティアリーダーの養成を図ります。	社会福祉協議会 福祉支援課
ボランティア体験学習の推進	中・高校生を対象とした、社会福祉施設でのボランティア体験学習を推進します。	社会福祉協議会 福祉支援課
地域福祉活動グループへの助成	ボランティアの福祉活動を支援するため、地域福祉活動グループへの助成の充実を図ります。	社会福祉協議会 福祉支援課
ボランティア登録・斡旋の充実	ボランティア活動の活性化を促進するため、ボランティアの登録・斡旋の充実を図り、誰でも活動に参加できる体制の整備を進めます。	社会福祉協議会 福祉支援課
ボランティア連絡協議会の活動支援	ボランティアセンターを中心に、各種ボランティア団体をメンバーとするボランティア連絡協議会の活動を支援します。	社会福祉協議会 福祉支援課
活動拠点施設の活用	ボランティアやNPOなど、公益活動を行う町民の拠点施設として、「あいかわ町民活動サポートセンター」の活用を促進します。	行政推進課

### (3) 権利の擁護

#### (3) - 1 権利擁護制度・事業の推進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、権利が侵害されやすい人々が安心して自立生活を営むことができるよう、「愛川あんしんセンター」等の関係機関との連携により、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知と活用促進を図ります。

また、障がい者差別の解消に向けては、県が掲げる「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえるとともに関係各課との連携を図り、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組みを行います。

事業名	事業内容	担当
成年後見制度の周知	成年後見利用支援事業に加え、必要に応じて社会福祉協議会が実施する法人後見事業の活用等を推進します。	福祉支援課
福祉サービスにおける行政手続きの適正化	行政手続法にのっとり、適正な福祉サービスの提供を推進します。	福祉支援課
相談支援体制の充実	休日や夜間においても速やかに対応できる連絡体制を確保し、通報のあった際には状況に応じて適切な対応に努めます。	福祉支援課
虐待防止センターの機能充実	障がい者への虐待の通報に対し、程度や緊急性等に応じて、見守り、相談支援等の対応を行います。	福祉支援課
障がい者虐待防止・障がい者差別解消の推進	障がい者への虐待防止や差別解消に関する理解、普及啓発のための取組みの推進に努めます。	福祉支援課各課
障がい者に配慮した投票所づくり	障がい者や高齢者等に配慮した投票所を目指し、スロープの設置、介助者の配置等により投票しやすい環境整備に努めます。	選挙管理委員会
日常生活自立支援事業、法人後見事業の推進	権利擁護に係る各種相談に応じるとともに、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を中心に援助する「愛川あんしんセンター」の日常生活自立支援事業並びに法人後見事業を推進します。	社会福祉協議会

## 2 医療・リハビリテーションの充実

### (1) 医療・リハビリテーションサービス

#### (1) - 1 障がいの予防と早期発見・早期治療の推進

乳幼児から高齢者まで、各種健診（検診）について受診率の向上のための受診勧奨とともに、きめの細かい受診後の個別支援を実施します。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を提供し、母子が安定した生活を送ることができるよう、個々のケースに応じた支援を行います。

事業名	事業内容	担当
乳幼児健康診査の推進	乳幼児の疾病及び異常の早期発見等のため、乳幼児定期健康診査や新生児聴覚検査を実施し、さらに健康診査未受診児に対して未受診児訪問等を実施します。	健康推進課
乳幼児健康診査後の個別指導の充実	健康診査において疾病等が疑われた乳幼児を対象に、病院及び県児童相談所等で実施している精密診査等の受診を奨励するとともに、訪問・面接等を行うなど、個別指導を実施します。	健康推進課 県児童相談所
新生児・乳幼児訪問指導の充実	新生児・乳幼児の順調な発育・発達を促し、疾病等を予防するための育児指導や異常の早期発見のため、新生児・乳幼児訪問指導を実施します。	健康推進課
がん検診の推進	障がいの発生原因の1つとなるがんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診を推進します。	健康推進課
特定健康診査・特定保健指導の推進	生活習慣病を予防し、健康の保持増進が図られるよう、国民健康保険加入の40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査を推進し、リスクのある方に対しては特定保健指導（生活や栄養の相談）を実施し、重症化予防を推進します。	国保年金課

### (1) - 2 医療サービスの充実

障がい者の経済的負担を軽減するための公費負担医療の推進とともに、医師会・歯科医師会等の協力を得ながら、診療の体制周知等に努めます。

事業名	事業内容	担当
公費負担医療の推進	公費負担による重度障がい医療費及び育成医療費、自立支援医療（旧更生医療）費等の助成を実施します。	国保年金課 福祉支援課
歯科診療体制の周知	1次から3次の障がい者歯科診療体制※1を周知します。	福祉支援課

※1 障がい者歯科診療体制：障がい児者の歯科診療を促進するため、1次から3次の障がい者歯科診療制度を設けています。1次診療は、障がい者歯科診療の研修を受けた歯科医が行います。2次診療は、1次診療で対応の難しい診療を行います。3次診療は、全身麻酔や入院治療をする診療を行います。

### (1) - 3 リハビリテーションの充実

福祉センターの施設機能の活用を推進するとともに、地域リハビリテーション機能の充実に努めます。

精神障がい者の生活訓練は、病院デイケア・地域活動支援センター等との連携による実施を推進します。

事業名	事業内容	担当
地域リハビリテーション機能の充実	福祉センター、医療機関等と連携した地域リハビリテーション機能の充実に努めます。	福祉支援課
福祉センターにおける機能回復訓練の充実	福祉センター内で理学療法士、言語聴覚士等の指導により、必要な方への機能回復訓練等を実施します。	福祉支援課
精神障がい者の生活訓練の推進	病院デイケア・地域活動支援センター等との連携により、生活訓練を実施します。	福祉支援課

### 3 生活の質の向上

#### (1) 相談・情報提供

##### (1) - 1 相談体制の充実

利用者が気軽に相談できる体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者や関係機関との連携強化や専門職の育成・配置を通じて、ケアマネジメントの充実を図ります。

また、障がい者団体の周知や活動支援等により、当事者間の相談支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当
ピア・カウンセリング※1の促進	研修情報の提供や参加の働きかけを通じ、ピア・カウンセリングの活用を図ります。	福祉支援課
相談体制の充実	福祉支援課や相談支援事業者、その他関係機関の連携の下で、リハビリテーションから日常生活まで幅広く専門性のある相談体制の充実を図ります。	福祉支援課
関係機関との連携強化	障がい者の状況に応じ、関係機関との連携を強化します。	福祉支援課
障がい者ケアマネジメント専門職の充実	障がい者ケアマネジメントの充実を図るため、専門職の配置に努めます。	福祉支援課
精神保健福祉相談の推進	精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、嘱託医等による精神保健福祉相談の活用・連携を図ります。	県保健福祉事務所
特定疾患療養相談会等の周知	在宅難病患者と家族に対する医療相談会・講演会等の特定疾患療養相談会の開催や訪問による相談等の活用を周知します。	福祉支援課 県保健福祉事務所

※1 ピア・カウンセリング：障がい者等が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ること。



### (1) - 2 情報提供の充実

各種冊子やインターネットを通じたわかりやすい情報提供の充実を図るほか、視覚障がい者に配慮した情報提供等を行います。

事業名	事業内容	担当
「福祉制度案内」の充実	「福祉制度案内」の障がい種別ごとの内容の充実を図ります。	福祉支援課
インターネットを通じた福祉情報の提供	町のホームページ等、インターネットを利用して福祉情報を提供します。	福祉支援課
福祉情報コーナーの設置	福祉に関する行政情報や福祉関係団体等の活動、行事等の情報を提供する福祉情報コーナーを設置します。	福祉支援課
福祉マップの作成	「愛川の底力住民委員会」において、町内の福祉資源情報をとりまとめた「社会資源マップ」を適宜更新します。	福祉支援課
封筒への点字表記	町が発送する封筒に『愛川町役場』と点字表記します。	福祉支援課
視覚障がい者に配慮した情報提供	町内のボランティア団体が行っている町広報紙の音訳CDの作成を支援するとともに、「広報あいかわ」「お茶の間通信」の音声データを町ホームページに掲載するなど、視覚障がい者に配慮した情報提供に努めます。	総務課 社会福祉協議会

### (1) - 3 コミュニケーション手段の確保

いつでも必要なときにコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者等の派遣を実施するとともに、手話奉仕員等の養成に取り組みます。

事業名	事業内容	担当
手話通訳者等の派遣	円滑なコミュニケーションが図られるよう、ニーズに応じて、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を実施します。	福祉支援課
手話奉仕員等の養成	支援人材の確保に向けて、手話奉仕員等の養成・研修に取り組みます。	福祉支援課

## (2) 福祉サービス

### (2) - 1 在宅支援福祉サービスの充実

在宅での生活を支援するため、一人ひとりのニーズに合った適切なサービスを提供できるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめ、各種福祉サービスの供給量及び人材の確保するため、補助金制度を活用促進を図ります。

また、家族に対する支援の充実や職員の資質向上に努めるほか、日常生活の自立に欠かせない福祉機器の周知や活用促進を図ります。

事業名	事業内容	担当
在宅支援福祉サービスの充実	障がいの状況が多様化・重度化しており、その状況に対応するため、ニーズに合ったサービスを提供できるようサービス内容の充実と供給量の確保に努めます。	福祉支援課
介護職の人材確保支援	町内障がい福祉サービス事業所に新規就労した介護職等に対する助成金制度を運用し、人材の確保に努めます。	福祉支援課
家族への支援	社会福祉施設等と連携を図り、施設見学に参加職員が随行する等、障がい者の家族に対する支援を行います。	福祉支援課
年金・手当等の所得保障制度の周知	障害基礎年金、特別児童扶養手当などの所得保障制度の周知・支援のための学校・医療機関等との連携に努めます。	国保年金課 福祉支援課
精神保健家族教室の実施	精神障がい者の家族を対象に、正しい知識・情報を学習するための精神保健家族教室を実施します。	福祉支援課 県保健福祉事務所
福祉機器に関する相談支援の充実	福祉機器に関する相談支援の充実を図ります。	福祉支援課
福祉機器の貸し出しの推進	車いす、ベッドなど福祉機器の貸し出しを推進します。(介護保険要介護・要支援認定者以外を対象)	社会福祉協議会

## (2) - 2 外出・移動支援の充実

障がい者の社会参加等の促進のため、多様なニーズに応えられるよう、外出・移動支援の充実に努めるとともに制度等の周知を図ります。

事業名	事業内容	担当
移動支援サービスの充実	ニーズの把握やサービスの供給体制の充実に努めます。	福祉支援課
重度障がい者タクシー・自動車燃料費助成制度の周知	重度障がい者福祉タクシー・自動車燃料費助成制度が有効に活用されるよう制度の周知に努めます。	福祉支援課
交通割引制度の周知	身体障がい児者、知的障がい児者の交通割引制度を周知します。また、精神障害者保健福祉手帳所持者への制度適用について関係機関に要望していきます。	福祉支援課
移送サービス事業の充実	ハンディキャブにより、通院などの支援を行っている移送サービスについては、利用率の向上を図るため、運用方法の見直しを検討します。	福祉支援課 社会福祉協議会
自動車改造費及び運転訓練費助成制度の推進	重度身体障がい者用に車両を改造する場合の自動車改造費助成制度を推進し、障がい者の社会参加を促進するため自動車運転訓練費を助成します。	福祉支援課
施設通所交通費助成制度の推進	日中活動を提供している施設に通所する障がい者に対する施設通所交通費助成制度を推進します。	福祉支援課

## (2) - 3 施設利用の支援

一人ひとりの障がいや生活状況やニーズに応じた施設活用を支援するとともに、近隣施設をはじめとした資源の開拓や確保のための連絡調整に努めます。

事業名	事業内容	担当
障がい状況に応じた施設活用の支援	サービス等利用計画を適正活用することにより、ニーズに適した福祉サービス利用の支援に努めます。	福祉支援課

## 4 自立と社会参加の促進

### (1) 療育・教育

#### (1) - 1 療育・幼児教育の充実

児童発達支援センター「ひまわりの家」での支援体制や事業内容の充実を図るとともに、医療機関や厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所、保育園・幼稚園など、関係機関と連携を図り、早期療育の充実と一貫した療育体制の整備に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等、庁内の関係機関の共通理解や連携による支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当
児童発達支援センターの充実	保護者への援助・地域支援機能を含めた児童発達支援センター「ひまわりの家」での支援体制や事業内容の充実を図ります。	福祉支援課
児童発達支援センターと保育園・幼稚園との連携	障がいのある子もない子もともに育つ環境づくりを推進するため、児童発達支援センター「ひまわりの家」の保育所等訪問支援による保育園・幼稚園連携に取り組みます。	福祉支援課
発達支援シートの配布	「マイサポートブック」の内容や活用についての検討・改定を状況に応じて実施し、有効な情報共有・支援の充実を図ります。	福祉支援課
早期療育の充実	乳幼児健康診査のフォロー事業並びに保育園・幼稚園、教育機関等との連携を図り、早期療育の充実に努めます。	福祉支援課 健康推進課
連携による支援体制の充実	発達に支援を必要とする児童等の現状把握と支援内容や方法の検討を行うため、庁内の関係各課と外部の関係機関で構成する「愛川町療育支援連絡調整会議」の充実を図ります。	福祉支援課
療育相談の充実	発達に課題のある乳幼児や障がいのある子を持つ保護者の養育不安解消のため、情報提供、相談等を行う療育相談の充実を図ります。	福祉支援課

## (1) - 2 学校教育の充実

障がいのある児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように、教職員の研修や学校施設の整備に努めます。

また、専門的な指導や支援が行えるよう、専門機関等との連携を図るとともに、教育相談コーディネーター等の養成に努めます。

事業名	事業内容	担当
交流教育の推進	特別支援学級と通常学級との交流、小・中学校と特別支援学校との交流を行い、相互理解を深める交流教育を推進します。	指導室
相談事業の充実	さまざまな課題や悩みをかかえる児童生徒、保護者への相談事業の充実を図ります。	指導室
教職員の研修の充実	障がい児の理解や指導のための専門研修を行うなど、教職員の指導力向上のため、教職員研修の充実を図ります。	指導室
インクルーシブサポーターの配置推進	障がい児等支援の必要な児童・生徒の学校生活を支援するため、インクルーシブサポーターの配置を推進します。	指導室
専門機関等との連携による支援	障がいのある児童生徒に関する専門的な指導や支援が行えるよう、児童相談所や福祉事務所等の関係行政機関をはじめ、障がい児施設や特別支援学校等の専門機関等との連携による支援教育に努めます。	指導室
就学相談の充実	児童相談所、療育施設等と連携し、就学相談を推進します。	指導室 教育開発センター
学校施設の整備	洋式トイレの設置や個別の要望への対応等、学校施設の整備に努めます。	教育総務課
放課後児童健全育成事業における障がい児受け入れの充実	放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」における障がい児の受け入れについて充実を図ります。	生涯学習課

### (1) - 3 発達障がい児への支援体制の確保

小・中学校において、学習障がい・注意欠陥多動性障がい等の児童生徒に対して、適切な教育的支援を行うため、個別の支援計画に基づく一人ひとりに応じた支援に努めます。

また、研修機会を確保し、教職員や教育相談コーディネーターの資質の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当
校内体制の整備	校内委員会の設置、教職員の障がい理解の推進と専門性の向上、保護者や専門機関等との連携推進など、相談対応ができる体制づくり（校内体制の整備）に努めます。	指導室
個別の支援計画の作成	特別な支援を必要とする児童生徒について、個別支援計画を作成し、一人ひとりに応じた支援に努めます。	指導室
教育相談コーディネーターの活用	教育相談コーディネーターを指名し、校内の連絡調整、保護者等からの相談対応、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整などを行います。	指導室
教職員や教育相談コーディネーターの資質の向上	「児童・生徒の支援体制づくりや教育相談に関する事業」として、教職員や教育相談コーディネーターを対象に、年間を通じて各種研修を行います。	指導室

## (2) 雇用・就業

### (2) - 1 雇用の拡大と支援

障がい者の就労を推進するため、障がい者就労援助機関の活用とともに、就労定着に向けた支援や、企業に対する啓発及び各種制度の周知に努めます。

また、町社会福祉協議会と連携し、「ふれあいショップ希望(のぞみ)」の運営などを通じて、障がい者の働く意欲を養うとともに、障がい者雇用の拡大や社会参加の促進に努めます。

事業名	事業内容	担当
障がい者就労援助機関の活用	障がい者、家族、事業主等の就労に関する相談対応や支援を行う就労援助機関を活用します。	福祉支援課
就労定着に向けた支援	障がい者が企業などで働き続けるため、支援者を職場に派遣し、相談や職場との調整などの必要な支援を行います。	福祉支援課
「ふれあいショップ希望(のぞみ)」の運営	町社会福祉協議会と連携し、障がい者雇用の拡大促進に努めます。	社会福祉協議会
町内企業に対する障がい者雇用の啓発	障がい者雇用の促進(障がい者雇用率の遵守など)について、町内企業に対する啓発に努めます。	商工観光課
障がい者雇用奨励補助金の交付	障がい者を雇用する事業主に対し、雇用奨励補助金を交付します。	商工観光課
雇用奨励金の加算	企業立地に伴い、新規に町民を雇用した場合に奨励金を交付し、障がい者雇用の場合には金額を加算します。	商工観光課

### (2) - 2 一般就労が困難な人の活動の場の確保

福祉的就労の場やその他日中における活動の場の確保に努めるほか、就労収入の拡大に向けて、障害者優先調達推進法に基づき、町として必要な取組みを実施します。

事業名	事業内容	担当
日中における活動の場の確保	一般就労が困難な障がい者の日中における活動の場の確保に努めます。	福祉支援課
障がい者施設等からの物品等優先調達	障がい者就労施設等の物品等の優先的な調達の推進に努めます。	福祉支援課

### (3) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

#### (3) - 1 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動への参加

障がい者個人、団体の自主的・主体的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるよう、活動の周知及び参加促進、ボランティアの確保などの支援を行います。

活動の実施にあたっては、障がい者が気軽に参加できるよう、障がい者スポーツをメニューに取り入れ、事業の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	スポーツ・レクリエーション活動への障がい者の参加を促進します。	スポーツ・文化振興課
体育・スポーツ施設、公民館等の活用促進	障がい者団体の体育・スポーツ施設、公民館等の活用促進に努めます。	スポーツ・文化振興課 生涯学習課
宅配ボランティアによる図書資料宅配サービスの推進	図書館に行くことができない障がい者の読書活動を支援するため、図書資料宅配サービスを実施します。	生涯学習課
生涯学習講座受講の支援	障がい者が生涯にわたり学習活動に参加できるよう生涯学習講座の受講環境の整備に努めます。	生涯学習課 福祉支援課
障がい者スポーツ大会参加への支援	スポーツ活動の振興を図るため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。	福祉支援課
創作活動の発表機会の拡充	障がい者等の制作作品の発表機会の拡充に努めます。	福祉支援課
成年学級の充実	レクリエーション、スポーツ、料理等、心身障がい者の仲間づくりや自己啓発を目的とした成年学級の充実に努めます。	社会福祉協議会

### (4) 障がい者団体等の育成

#### (4) - 1 障がい者団体等活動の支援

障がい者団体等の活動を推進するため、必要な支援を実施します。

事業名	事業内容	担当
活動への支援	障がい者団体等の自主活動が促進されるよう活動を支援します。	福祉支援課



## 5 生活環境の整備の推進

### (1) すべての人にやさしいまちづくり

#### (1) - 1 福祉のまちづくりの推進

障がい者の意見を取り入れ、より利用しやすい環境整備に努めるとともに、援助や配慮を必要とする方々が、援助を得やすくなるよう、ヘルプマークの普及を推進します。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

事業名	事業内容	担当
歩道の整備と歩行空間の確保	歩行者や車いすが安全に通行できるよう、歩道の整備と歩行空間の確保を図ります。	道路課
公共施設のバリアフリー化	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、新規建築物のほか、既存公共施設についてもバリアフリー化の促進を図ります。	各公共施設の所管課
低床バスの導入（民間バス）	低床バスの導入について、バス事業者へ働きかけます。	住民課
ヘルプマークの普及	援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」の普及を進めます。	福祉支援課

### (2) 暮らしやすい生活環境の整備

#### (2) - 1 住宅改良への支援

住宅の設備等、障がい者に適するように改良するための費用の一部を助成する制度の周知を図り、積極的な活用を促進します。

事業名	事業内容	担当
住宅改良への助成	重度障がい者住宅改良への助成を推進します。	福祉支援課

## (2) - 2 障がい者向け住宅の確保

障がい者向けの住宅確保に努めるとともに、グループホーム等の利用を支援します。

事業名	事業内容	担当
障がい者向け町営住宅の確保	障がい者向け町営住宅の確保に努めます。	都市施設課
グループホーム設置・運営の支援	新規のグループホーム設置に対する補助や、運営面での連携と協力を行います。	福祉支援課
グループホーム等への支援	障がい者グループホーム・福祉ホームの利用について支援します。	福祉支援課
グループホーム家賃助成	グループホーム入居者の所得状況等に応じて、家賃の一部助成を行います。	福祉支援課

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

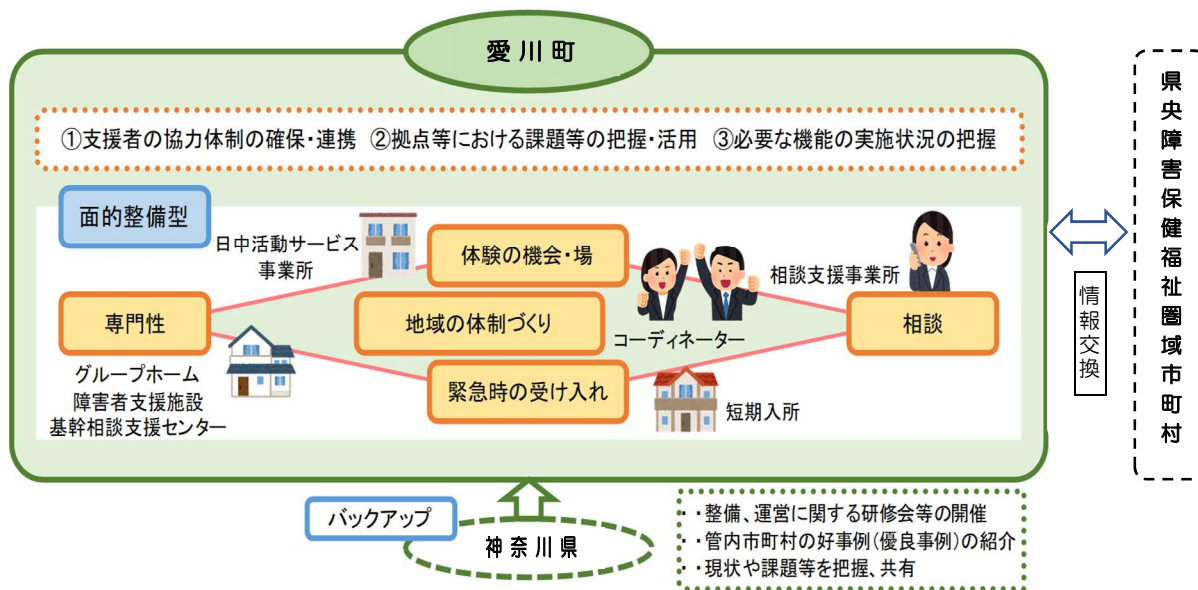
### (3) - 1 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援を切れ目なく提供するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

事業名	事業内容	担当
地域生活支援拠点等の整備に向けた検討	広域的な整備も視野に入れ、県央障害保健福祉圏域の自治体や関係機関との協議・連携を図り、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。	福祉支援課
専門的人材の確保・養成	地域生活支援拠点等における支援を担う人材の支援スキルや意識の向上に向けた取組みを実施します。	福祉支援課
体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立などにあたって、共同生活援助の利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供します。	福祉支援課
相談支援の充実	相談窓口などにコーディネーターを配置し、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネートや必要な相談支援等を行います。	福祉支援課
緊急時の受け入れ体制の整備	短期入所を活用し、障がい者の状態変化や介護者の急病などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行います。	福祉支援課

■ 地域生活支援拠点等（厚生労働省のイメージ図を参考に作成）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会を活用して検討



## 6 安全・安心対策の推進

### (1) 防災対策

#### (1) - 1 在宅障がい者に対する防災対策

近年、全国各地で異常気象などによる自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、災害時に支援を必要とする障がい者や高齢者などへの防災対策が重要課題となっています。

災害等緊急時において、障がい者の避難・誘導ができる限り円滑に行えるよう、情報システムの構築や地域における避難支援の取組み、福祉避難所等での受け入れ体制の整備などを進めるほか、ストーマ用装具の保管サービスを実施し、日常生活への影響が生じないよう支援します。

事業名	事業内容	担当
消防緊急情報システムの充実	Net119 など、視覚障がい者、聴覚障がい者が、災害時に早期対応できる消防緊急情報システムの充実に努めます。	消防本部
地域の支援体制の充実	自主防災組織及び民生委員・児童委員を中心とした、避難支援に係る個別避難支援計画の作成、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者避難支援者名簿）の整備に努めます。	福祉支援課 危機管理室
避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織等と連携しながら緊急時における安否確認に努めます。	福祉支援課
福祉避難所の充実	福祉避難所ごとの運用マニュアルの作成及び備蓄品の充実のほか、避難所での障がい者理解のための取組みを推進します。	福祉支援課 危機管理室
社会福祉施設での受け入れ体制の確保	大規模災害に備え、社会福祉施設での障がい者受け入れ体制の確保を図ります。	福祉支援課 危機管理室
災害時の福祉用物品の確保	災害時に避難所等で必要となる福祉用物品の確保に努めます。	福祉支援課
ストーマ用装具の保管	人工肛門や人工膀胱を造設されたオストメイトの方々が災害時に応急的に使用するためのストーマ用装具を、希望により予め役場で保管します。	福祉支援課

## (2) 防犯・消費者被害対策

### (2) - 1 防犯・消費者被害対策

消費者被害、犯罪被害をなくすために、本人や家族等の意識を高め、障がい者を被害者にならないようにするための情報発信を強化し、地域全体で犯罪被害から守っていくという意識を醸成しつつ、地域で孤立しないような取組みを検討します。

事業名	事業内容	担当
障がい者の防犯・消費者被害対策の充実	分かりやすい情報発信、関係機関との連携を行い、障がい者の防犯・消費者被害対策のための取組みの推進に努めます。	福祉支援課

## (3) 感染症対策

### (3) - 1 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた感染防止対策が求められています。本町では、「愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、未知の感染症の発生時においても、感染拡大を可能な限り抑制し、町民生活への影響が最少となるよう、総合的な対策を推進します。さらに、福祉サービス事業所などとの緊密な連携により、障がいのある方々への積極的な情報発信と、必要な福祉サービスが継続的に利用できるよう支援します。

事業名	事業内容	担当
感染症予防に対する支援の充実	障がいのある方やその家族向けに、感染予防・拡大防止のためのチラシの配布やホームページに情報を掲載するなど周知に努めます。 また、家族が感染したことにより、生活支援が必要となった障がい者等の処遇について調整を行います。	福祉支援課
福祉サービス事業所との連携	障がい者施設等からの感染防止の取組みに対する疑問や不安等に対応するための情報共有に努めます。 また、感染症発生時に、サービスを継続して提供できるよう、福祉サービス事業所等との連携体制の強化を図ります。	福祉支援課
福祉サービス事業所への物品等の提供	災害発生時に備えて、感染予防・拡大防止等のために必要な物品等の確保に努めます。 また、医療的ケア等の特に支援が必要な方へ優先的に必要な物品等を提供できるよう、情報共有及び支援体制の充実を図ります。	福祉支援課



## **第5章 計画の推進**





# 1 推進基盤の整備

## (1) 専門職配置など体制の整備

障がいについての専門知識に基づき障がい者等を支援していくため、精神保健福祉士、社会福祉士、言語聴覚士、理学療法士等の専門職の配置と資質の向上に努めます。

また、福祉サービス事業所の職員、相談支援専門員、関係機関等のさまざまな分野の人材で構成する「障がい者協議会」を設置し、障がいの有無に関わらず安心して生活できる地域づくりのための協議・検討を行います。

事業名	事業内容	担当
専門職の配置と資質の向上	精神保健福祉士、社会福祉士、言語聴覚士、理学療法士等の専門職の配置と障がい関係職員の資質の向上に努めます。	福祉支援課
民間活力の導入	行政職のみならず、町内や近隣の障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の職員と連携を図ります。	福祉支援課
福祉サービスの管理システムの構築	福祉・医療情報管理システムを集約化し、サービス提供の効率化を図るための福祉サービス管理システムを構築します。	福祉支援課 行政推進課

## (2) 関係機関等との連携

障がい者施策を推進するため、関係する行政組織間、民間団体等と保健、医療、福祉施策の連携強化を図ります。

事業名	事業内容	担当
国、県及び関係機関との連携	広域的な取組みが必要なものについて、国・県・関係機関との連携に努めます。	福祉支援課
民間団体等との連携	社会福祉法人やNPO法人、民間団体等との連携に努めます。	福祉支援課

### (3) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが求められています。

本町では、保健・医療・福祉関係者等の協議の場を通じて、医療機関や事業者等との連携により支援体制の構築に努めます。

事業名	事業内容	担当
県及び関係市町村との連携	県及び関係市町村と連携し、保健、医療、行政関係者の地域移行に関する協議の場の確保や連携強化、人材育成の体制構築をめざします。	福祉支援課

## 2 計画の点検及び評価

計画の推進にあたって、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況について、毎年度点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「愛川町福祉のまちづくり推進委員会」が、継続して計画の点検及び評価を実施します。

なお、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル<sup>\*1</sup>）とされています。

本町では、このPDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況などについて、点検・評価を実施します。

事業名	事業内容	担当
「愛川町福祉のまちづくり推進委員会」による計画の点検及び評価	保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「愛川町福祉のまちづくり推進委員会」において、計画の点検及び評価を実施します。	福祉支援課

※1 PDCA サイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

## 資料編



# 1 計画の策定経過

日 時	各種調査・会議等	内 容	
令和元年	10月3日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定の概要</li> <li>各種調査について</li> <li>策定スケジュール</li> </ul>
	12月3日 ～27日	愛川町障がい者計画策定のための実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画対象者への郵送による実態調査（アンケート）</li> </ul>
令和2年	2月27日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定の推進状況</li> <li>策定スケジュール</li> </ul>
	8月24日	愛川町障がい者計画等策定ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の点検・評価について</li> <li>計画骨子案について</li> <li>策定スケジュール</li> </ul>
	9月27日 ～10月1日	愛川町障がい者計画策定のためのヒアリング調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい当事者団体等に対するヒアリング調査</li> </ul>
	10月27日	愛川町障がい者計画等策定連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者計画（素案）について</li> </ul>
	11月25日	行政経営・政策調整合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者計画（素案）について</li> </ul>
	12月7日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者計画（案）【諮問】</li> </ul>
	12月9日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者計画（案）【答申】</li> </ul>
	12月14日	政策調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者計画（案）のパブリック・コメント手続きについて</li> </ul>
令和3年	1月6日 ～2月2日	パブリック・コメント手続きの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者計画（案）の公表及び意見の募集</li> </ul>

## 2 福祉のまちづくり推進委員会等委員等名簿

愛川町福祉のまちづくり推進委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	選出母体（所属等）	氏名	備考
公募による町民等	公募委員（一般町民）	椎橋 久子	
	公募委員（一般町民）	石川 和子	
学識経験を有する者	（大学教授等）	高橋幸三郎	副委員長
民生委員	愛川町民生委員児童委員協議会	天野 裕幸	
医療関係者	町内医師会	中村 和久	
	町内歯科医師会	林 二郎	
関係団体等の代表者	愛川町区長会	門屋 章	
	愛川町婦人団体連絡協議会	齋藤 光枝	
	愛川町老人クラブ連合会	足立原 泰	
	愛川町身体障害者福祉協会	齋藤 隆夫	
	愛川町手をつなぐ育成会	石若 貞子	
	愛川町社会福祉協議会	萩原 庸元	委員長
	愛川町ボランティア連絡協議会	井上 桂	
関係行政機関の職員	厚木保健福祉事務所	高宮 聖子	
	神奈川県社会福祉協議会	渡邊 朋子	

愛川町障がい者計画策定連絡調整会議構成員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
民 生 部	部 長	中 村 美 雪	会 長
危 機 管 理 室	室 長	小 倉 正	
総 務 部 企 画 政 策 課	課 長	小 川 浩 幸	
民 生 部 子 育 て 支 援 課	課 長	柏 木 美 智 子	
民 生 部 健 康 推 進 課	課 長	矢 後 早 苗	
民 生 部 高 齢 介 護 課	課 長	高 瀬 紀 之	
民 生 部 国 保 年 金 課	課 長	高 橋 聡	
民 生 部 住 民 課	課 長	折 田 功	
環 境 経 済 部 商 工 観 光 課	課 長	齋 藤 伸 介	
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	課 長	宮 地 大 公	
教 育 委 員 会 指 導 室	室 長	茅 泰 幸	
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課	課 長	上 村 和 彦	
消 防 本 部 消 防 課	課 長	岩 澤 浩 和	
社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会	事務局長	河 野 敦 志	
民 生 部 福 祉 支 援 課	課 長	後 藤 昭 弘	副 会 長

事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
民 生 部 福 祉 支 援 課	主 幹	熊 坂 健 一	
同 上	主 査	佐 藤 邦 彦	
同 上	主 事	木 村 直 人	

愛川町障がい者計画策定ワーキンググループ構成員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
民生部福祉支援課	課 長	後 藤 昭 弘	リーダー
危 機 管 理 室	専任主幹	曾 我 和 典	
総務部企画政策課	主 幹	六 反 吉 和	
民生部子育て支援課	副主幹	大 貫 愛 香	
民生部健康推進課	技 幹	江 藤 陽 子	
民生部高齢介護課	主 幹	力 石 邦 彦	
民生部国保年金課	副主幹	永 瀬 康 浩	
民 生 部 住 民 課	主 幹	安 部 正	
環境経済部商工観光課	主 幹	高 原 和 矢	
教育委員会教育総務課	主 幹	小 島 亘	
教育委員会指導室	副主幹	阿 部 幸 弘	
教育委員会生涯学習課	主 幹	関 根 祐 子	
消防本部消防課	副主幹	柳 川 恵 司	
社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会	副主幹	小 島 志 朗	

事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
民生部福祉支援課	主 幹	熊 坂 健 一	
同	上 査	佐 藤 邦 彦	
同	上 事	木 村 直 人	



### 3 用語解説

#### あ行

##### 愛川の底力住民委員会

地域で暮らす住民同士が福祉について考え、話し合いを持ちながら身近でできる支援の仕組みづくりを行う住民組織。

##### 一般就労

障がい者の就労形態の一つ。一般の企業などで雇用契約に基づいて就労すること若しくは在宅就労すること。「福祉的就労」に対する用語として使用。

##### 医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。

##### NPO

Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。

#### か行

##### かながわ障害者計画

福祉、保健・医療、教育、雇用などさまざまな分野において、神奈川県における障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための基本となる計画。

##### グループホーム

介護を必要としない障がい者が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建て等）のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。

##### ケアマネジメント

障がい者が地域で生活するために、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供すること。

##### 言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションや嚥下（えんげ）に問題がある人の社会復帰を手伝い、自分らしい生活ができるよう支援する専門家。

##### 合理的な配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がい者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更及び調整のことで、障がい者の個別・具体的なニーズに配慮するためのものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者、障がい者等の円滑な移動、建築物等の施設の円滑な利用の確保について、施策を総合的に推進するための法律。

## さ行

### 災害時要援護者避難支援制度

地域における支援を希望される方（災害時要援護者）に対して、地域住民が協力して避難支援を行うための制度。

### 児童発達支援センター

施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

### 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職。

### 障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

### 障害者虐待防止法

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどする法律。

### 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。

### 障害者雇用促進法

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。

### 障がい者雇用率

障害者雇用促進法に基づき、一般の民間企業にあっては2.3%、特殊法人・国・地方公共団体にあっては2.6%とされ、これを超えて身体障がい者及び知的障がい者を雇用する義務を負う（精神障がい者については、雇用義務はないが、雇用した場合は身体障がい者・知的障がい者を雇用したものとみなされる）。

### 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

### **障害者総合支援法**

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障がい保健福祉施策を講ずるための法律。

### **障害者優先調達推進法**

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的に、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた法律。

### **身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい②聴覚又は平衡機能の障がい③音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障がい④肢体不自由⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載。

### **精神障害者保健福祉手帳**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とするもの。

### **精神保健福祉士**

精神保健福祉法に基づく国家資格であり、精神科病院そのほかの医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練そのほかの援助を行う専門職。

### **成年後見制度**

自己決定能力が不十分な方の権利を擁護するため、財産管理や契約などの法律行為等に関する保護や支援を行う制度

### **相談支援事業者**

障害者総合支援法に基づき市町村が委託し、障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行う事業者。

## **た行**

### **第5次愛川町総合計画**

町の将来都市像やまちづくりの目標を明確にし、その実現のために必要な施策等を体系的にまとめた計画で、総合的かつ計画的な町政運営を進めるための最上位の計画として、個別部門の諸計画の上位に位置づけられるもの。

#### **第4次障害者基本計画**

障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画。

#### **第3期健康プラン**

健康増進法に基づき、「生活習慣病の予防」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」を目標に、町民の健康づくりを推進するための計画。

#### **第2次生涯学習推進プラン**

本町が目指す生涯学習の将来像を「学びあい・ふれあい・高めあう生涯学習のまち愛川」とし、その実現のための施策の方向及び具体的事業を明示した計画。

#### **第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画**

社会福祉法に基づき、町、社会福祉協議会をはじめとする民間事業者、地域住民の参加と協働による福祉のまちづくりを推進するため、保健と福祉の分野ごとの計画で取り上げられていない施策を体系化した計画であり、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

#### **第2次男女共同参画基本計画**

「人権の尊重による男女共同参画社会の実現」を基本理念として、男女共同参画の推進に関する施策の方向及び具体的事業を明示した計画。

#### **第6期愛川町障がい福祉計画**

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス量の確保に向けた計画的な取り組みを推進するための計画。

#### **第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**

介護保険法、老人福祉法等に基づく各計画を一体化させ、本町における高齢者の介護、保健及び福祉の全般にわたる総合的な計画。

#### **地域活動支援センター**

障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の1つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

#### **デイケア**

就労、復職あるいは就学・復学を目指す、精神科・心療内科などに通院中の人を対象に、グループ活動等を通じてリハビリテーションを行うもの。

#### **特別支援学級**

学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園において、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うもの。

#### **特別支援学校**

学校教育法に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

## な行

### 難病

難病とは、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。

### 日常生活自立支援事業

自らの意志を表示することが困難な方に代わって、援助者等が代理として福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の保管サービスなど行う事業。

## は行

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### 発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者に対し学校教育等における支援を図るための法律。

### バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味を含む。

### ピア・カウンセリング

障がい者等が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

### 福祉避難所

地震や豪雨といった災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のこと。

### 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見制度における成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人の援助を行うこと。

## ま行

### マイサポートブック

細やかな配慮や理解が必要な子どもへの支援を途切れさせず、つないでいくために、生まれてからの成長の記録や、支援・教育の記録をファイルするもの。

## 民生委員・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は3年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任。

## ら行

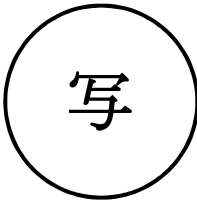
### 理学療法士

身体に障がいのある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、機能回復訓練、電気刺激、マッサージ等の理学療法を施すことを専門業務とする有資格者のこと。医学的リハビリテーション技術者。

### 療育手帳

知的障がい者が一貫した療育・援護を受け、さまざまな制度やサービスの利用をしやすいことを目的とするもので、障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の4段階に区分。





2 愛 福  
令和2年12月7日

愛川町福祉のまちづくり推進委員会  
委員長 萩原庸元 殿

愛川町長 小野澤 豊

第3次愛川町障がい者計画（案）及び第6期愛川町障がい福祉計画・  
第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について  
（諮問）

第3次愛川町障がい者計画（案）及び第6期愛川町障がい福祉計画・第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について、別紙のとおり策定しましたので、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

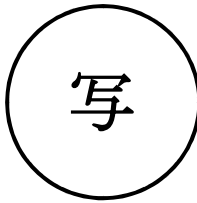
- (1) 第3次愛川町障がい者計画（案）
- (2) 第6期愛川町障がい福祉計画・第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）

### 2 計画期間

- (1) 第3次愛川町障がい者計画（案）  
令和3年度から令和8年度まで（6か年）
- (2) 第6期愛川町障がい福祉計画・第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）  
令和3年度から令和5年度まで（3か年）

（事務担当は、民生部福祉支援課障害福祉班）





令和2年12月9日

愛川町長 小野澤 豊 殿

愛川町福祉のまちづくり推進委員会  
委員長 萩原 庸元

第3次愛川町障がい者計画（案）及び第6期愛川町障がい福祉計画・  
第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について  
（答申）

令和2年12月7日付け2愛福をもって諮問のありました標記のことにつきまして  
は、慎重に審議した結果、原案は妥当なものと判断します。

なお、答申にあたり次の意見を付します。

#### 記

- 1 町民、事業者、町、町社会福祉協議会及び関係諸機関との良好な関係性を継続し、地域社会全体で障がい福祉の推進に取り組むための協力・連携体制の充実を図ること。
- 2 障がいのある人を取り巻く環境が変わる中、施策展開に掲げた今後の方針・目標を見据え、適切な進行管理を図るとともに、町民のニーズや実情に即した具体的な事業施策やサービス提供に努め、目標の達成に向けた積極的な取り組みを進めること。
- 3 大型台風などによる自然災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の発生・拡大など、近年、私たちの日常生活を脅かす事象が頻回に発生していることから、地域住民や関係機関と連携を図りながら、特に災害時に配慮を必要とする方々への安全・安心対策の推進については、万全を期すこと。

# 第3次愛川町障がい者計画

令和3年度～令和8年度

～ひとりひとりを大切にして、地域での生活をささえる～

令和3年3月 愛川町